

震 災 資 料 編

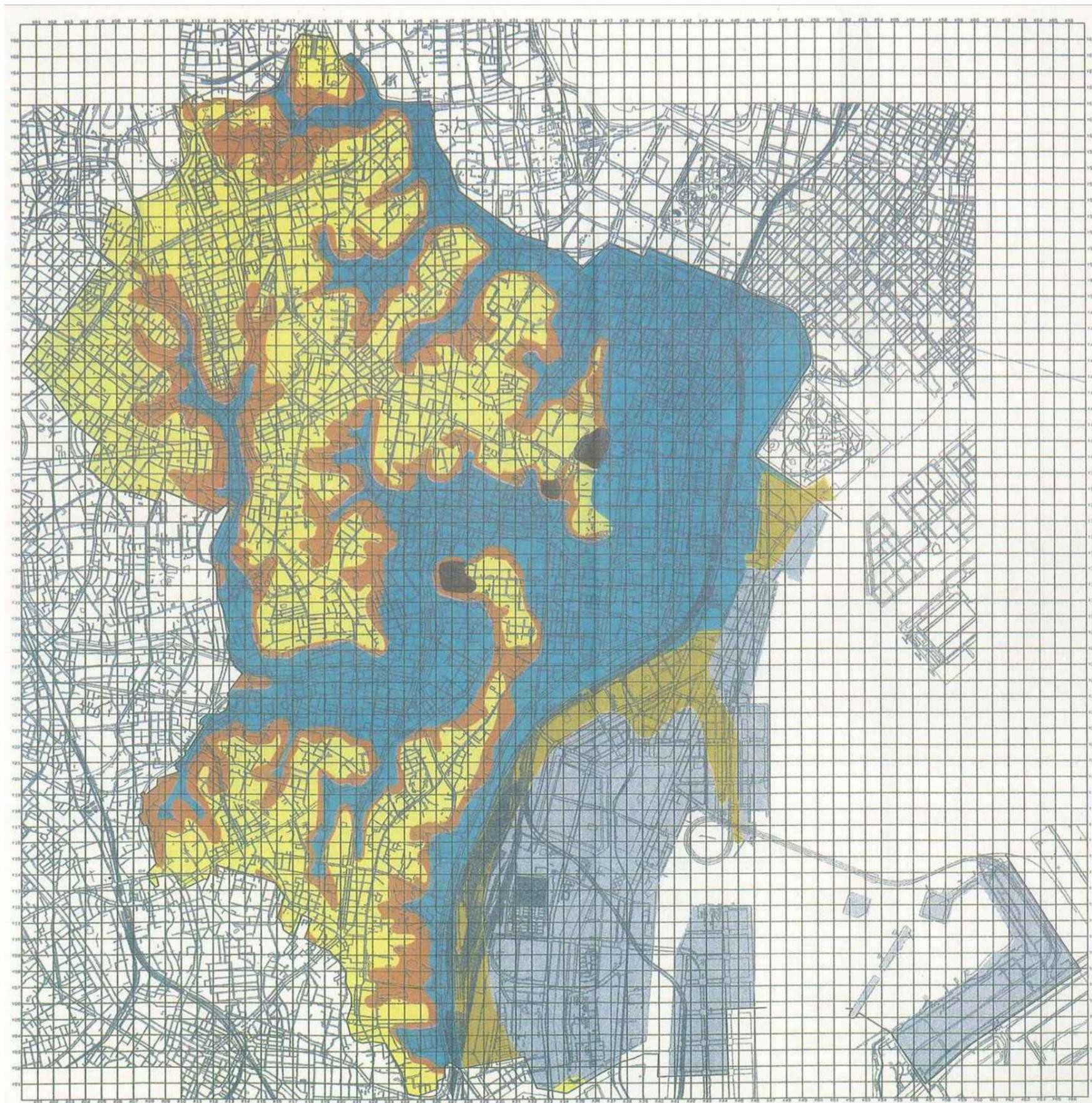
震 1 - 2 - 1	地形分類図	1
震 1 - 2 - 2	地層断面図	2
震 1 - 2 - 3	港区用途地域地区等図	3
震 1 - 2 - 4	港区揺れやすきマップ	4
震 1 - 2 - 5	町丁別地域危険度	5
震 1 - 6 - 2	港区防災会議運営規程	11

震2-1-1	港区液化化マップ	12
震2-1-2	仮設住宅建設予定地の建設可能性戸数	13
震2-2-1	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	14
震2-2-2	区内配水管管理延長現況	16
震2-2-3	仮設トイレ設置可能マンホール	17
震2-2-4	道路・橋りょうの現況	18
震2-2-5	首都高速道路の現況	19
震2-3-1	危険物施設一覧表	21
震2-3-2	港区地域消火器の設置状況	21
震2-3-3	車両等の内訳（消防署）	21
震2-3-4	防災資機材置場一覧表（消防団ポンプ置場）	22
震2-3-5	文化財一覧表	24
震2-4-1	東京都帰宅困難者対策条例	25
震2-5-1	防災住民組織一覧表	29
震2-5-2	地域防災協議会一覧表	38
震2-7-2	港区共同住宅の震災対策の促進を目的とする事前協議実施要領	42
震2-9-2	基地局遠隔制御器配置表	46
震2-9-3	移動系無線配備先	46
震2-9-4	屋外拡声子局（防災行政無線同報系）設置場所	47
震2-9-5	戸別受信機配備先	52
震2-10-1	広域避難場所計画表	53
震2-10-2	地域集合場所一覧表	55
震2-10-3	区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表	66
震2-11-1	都水道局の応急給水用資器材	71
震2-11-2	区内給水拠点一覧	71
震2-11-3	防災備蓄倉庫一覧表	72
震2-11-4	主な備蓄物資一覧	78
震2-13-1	港区放射性物質除染実施ガイドライン	80
震2-14-1	港区津波ハザードマップ	86

震3-5-12	被害の認定基準	139
震3-6-1	港区内の消防職員及び消防団員数	142
震3-6-2	防除資機材等常備状況	142
震3-6-3	東京消防庁消防艇一覧表	142
震3-7-1	交通規制図	143
震3-8-1	特設公衆電話（事前設置）場所	145
震3-8-2	避難所運営（様式）	147
震3-13-1	緊急道路障害物除去対象路線	157
震3-13-2	車両舟艇調達請求書	158
震3-14-1	みなとりサイクル清掃事務所の機材等の現況	159
震3-14-2	便槽型仮設トイレのし尿収集処理体制	160
震3-14-3	がれき処理の基本的な流れ	161
震3-14-4	ごみの収集処理体制	162
震3-18-1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	163

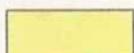
震4-4-1	り災証明書	168
震-参-1	港区防災対策基本条例	169
震-参-2	港区災害対策本部条例	176
震-参-3	港区災害対策本部条例施行規則	177
震-参-4	港区災害対策本部運営要綱	188
震-参-5	港区震災復興本部条例	194
震-参-6	港区震災復興本部条例施行規則	195
震-参-7	震災対策における都・区間の役割分担	199
震-参-8	地域防災計画の修正に係る都・区市町村役割分担調整事項一覧	200
震-参-9	港区防災地図	211
震-参-10	防災関係機関との協定内容一覧表	212
震-参-11	震度階解説	221
震-参-12	津波シミュレーション結果	222
震-参-13	液状化シミュレーション結果	226

第1部 総則



地形分類図

— 凡例 —

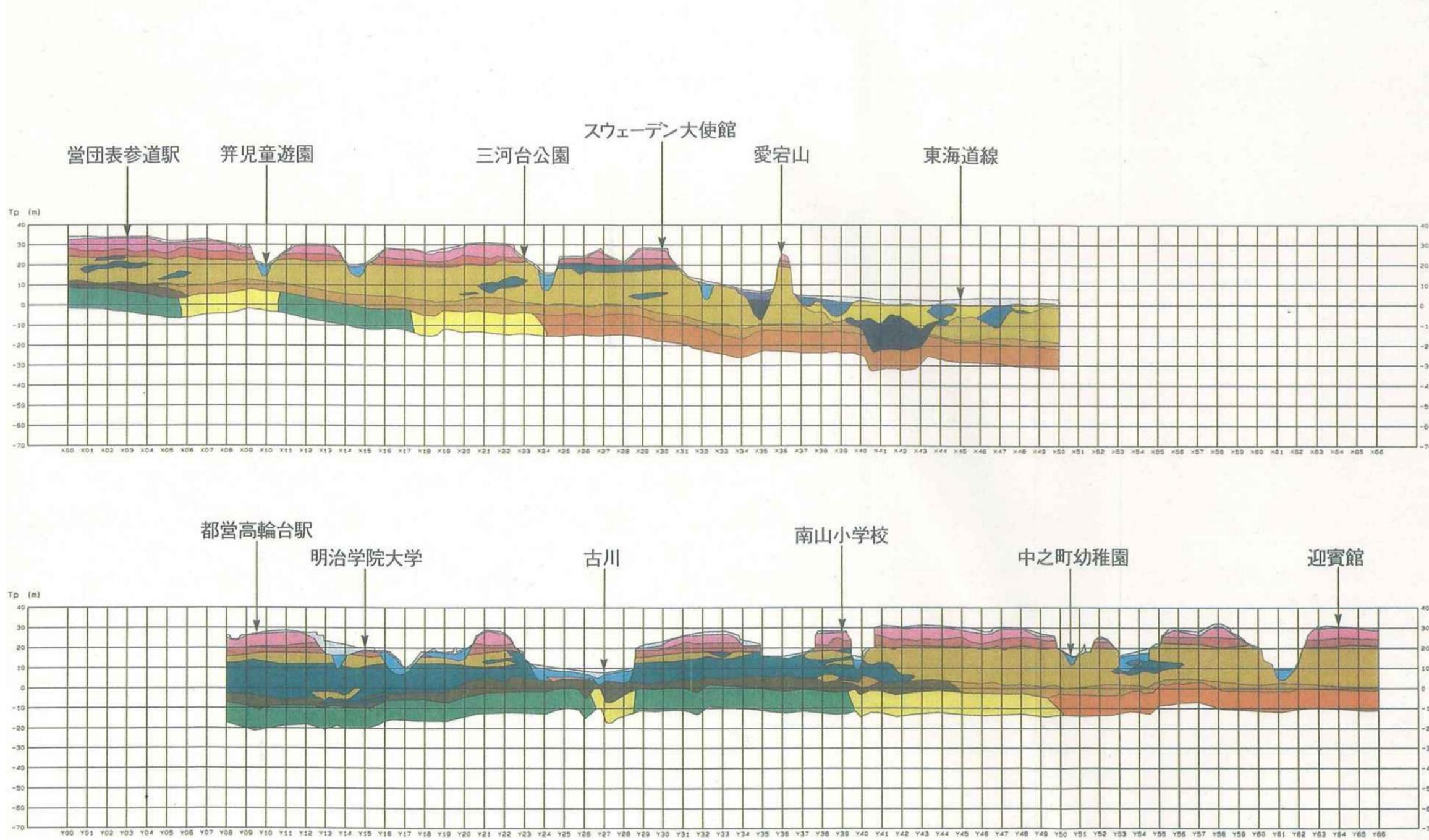
-  斜面
-  埋立地
-  砂州・砂堆
-  沖積低地
-  武蔵野面
-  下末古面

港区地盤情報システム

平成8年5月

資料2

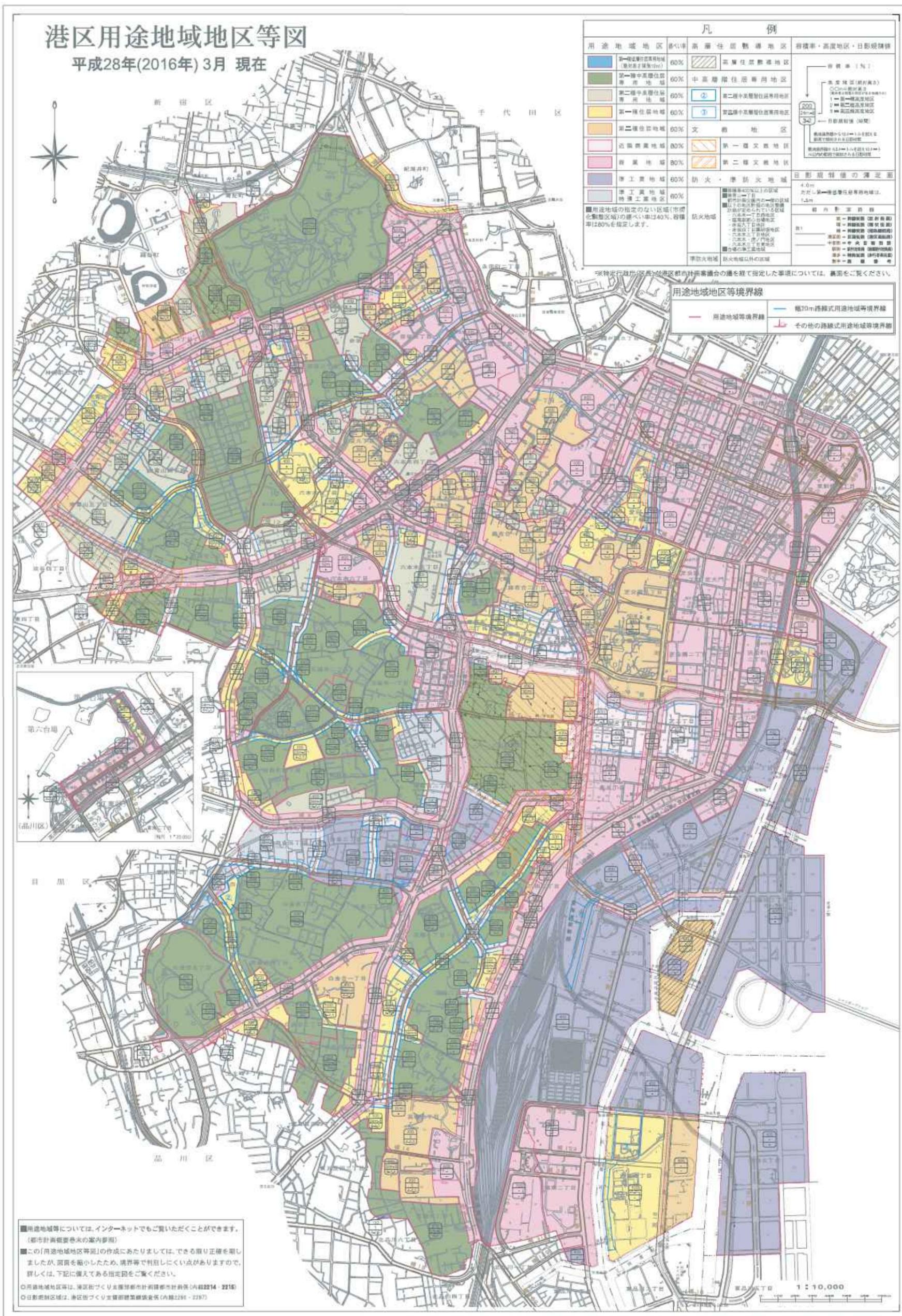
地層断面図



凡	例
埋盛表土	礫・砂
埋盛土	粘土
河谷底堆積物	腐植土
	粘性土
	砂質土
	砂 礫
有楽町層上部	粘性土
	砂質土
	砂 礫
有楽町層下部	粘性土
	砂質土
	砂 礫
関東ローム層	ローム
	凝灰質土
	粘
丘陵段	砂 礫
埋没層	砂 礫
武蔵野層	砂 礫
東京層	粘性土
	砂質土
	砂 礫
東京層	粘性土
東京層	砂質土
東京層	砂 礫
江戸川層	粘性土
	砂質土
	砂 礫
上総層群	泥岩
	砂岩・泥岩互層

港区地盤情報システム

平成8年5月



震1-2-4 港区揺れやすさマップ



震1-2-5 町丁別地域危険度

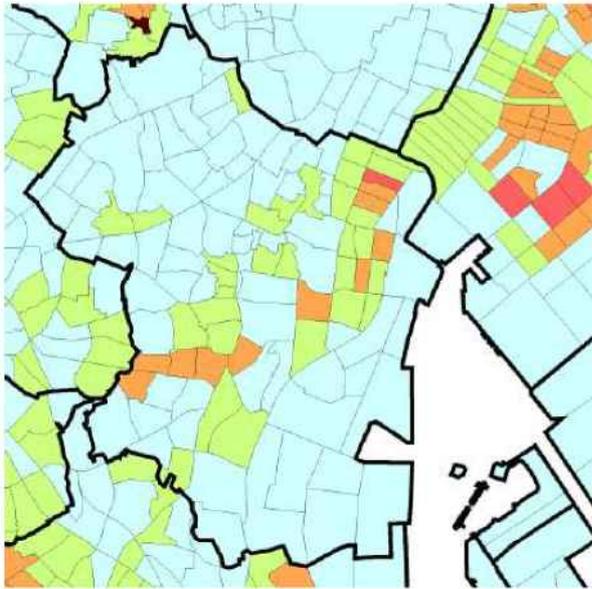
資料：地震に関する地域危険度測定調査（第8回）（平成30年2月公表）

町丁目名		建物倒壊危険度	火災危険度	災害時活動困難度	総合危険度
赤坂	1丁目	1	1	1	1
	2丁目	1	1	1	1
	3丁目	2	1	1	1
	4丁目	1	1	2	2
	5丁目	1	1	2	1
	6丁目	1	1	1	1
	7丁目	1	1	2	2
	8丁目	1	1	2	1
	9丁目	1	1	2	1
麻布十番	1丁目	2	1	1	1
	2丁目	2	1	1	1
	3丁目	2	1	1	1
	4丁目	1	1	1	1
麻布台	1丁目	2	1	3	2
	2丁目	1	1	3	1
	3丁目	1	1	1	1
麻布永坂町		1	1	1	1
麻布狸穴町		1	1	3	2
愛宕	1丁目	1	1	1	1
	2丁目	1	1	3	2
海岸	1丁目	1	1	1	1
	2丁目	1	1	1	1
	3丁目	1	1	1	1
北青山	1丁目	1	1	1	1
	2丁目	1	1	2	1
	3丁目	1	1	2	1
港南	1丁目	1	1	1	1
	2丁目	1	1	1	1
	3丁目	1	1	1	1
	4丁目	1	1	1	1
	5丁目	1	1	1	1
芝	1丁目	2	1	1	2
	2丁目	2	1	1	2
	3丁目	3	2	1	2
	4丁目	1	1	1	1
	5丁目	2	1	1	2
芝浦	1丁目	1	1	1	1
	2丁目	1	1	1	1
	3丁目	1	1	1	1
	4丁目	1	1	1	1
芝公園	1丁目	2	1	1	1
	2丁目	2	1	1	2
	3丁目	1	1	1	1
	4丁目	1	1	2	1
芝大門	1丁目	2	1	1	1

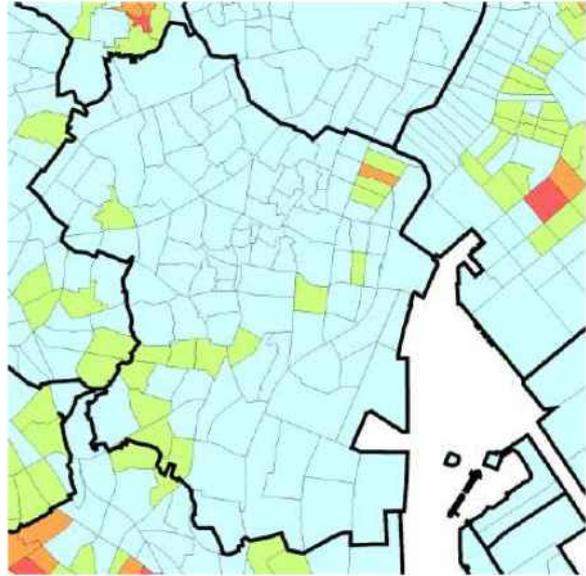
町丁目名		建物倒壊危険度	火災危険度	災害時活動困難度	総合危険度
芝大門	2丁目	3	2	1	1
白金	1丁目	3	2	1	2
	2丁目	1	1	2	1
	3丁目	3	2	2	3
	4丁目	1	1	3	1
	5丁目	3	2	3	3
	6丁目	3	2	3	3
	白金台	1丁目	1	1	2
2丁目		2	2	3	3
3丁目		1	2	3	2
4丁目		1	2	4	2
5丁目		1	1	1	1
新橋	1丁目	2	1	1	1
	2丁目	2	2	1	1
	3丁目	4	3	1	2
	4丁目	3	2	1	1
	5丁目	3	2	1	1
	6丁目	2	1	1	1
高輪	1丁目	2	1	2	2
	2丁目	2	1	2	2
	3丁目	1	1	2	1
	4丁目	1	1	3	1
虎ノ門	1丁目	1	1	1	1
	2丁目	1	1	1	1
	3丁目	2	1	1	1
	4丁目	1	1	1	1
	5丁目	2	1	2	2
西麻布	1丁目	2	1	1	2
	2丁目	2	2	3	2
	3丁目	1	1	2	1
	4丁目	1	1	2	1
西新橋	1丁目	2	1	1	1
	2丁目	2	1	1	1
	3丁目	2	1	1	1
浜松町	1丁目	3	1	1	1
	2丁目	2	1	1	1
東麻布	1丁目	2	1	1	1
	2丁目	2	1	1	1
	3丁目	1	1	1	1
東新橋	1丁目	1	1	1	1
	2丁目	1	1	1	1
三田	1丁目	1	1	2	2
	2丁目	1	1	3	2
	3丁目	1	1	1	1
	4丁目	1	1	2	2
	5丁目	3	2	2	2
南青山	1丁目	1	1	2	2

町丁目名		建物倒壊危険度	火災危険度	災害時活動困難度	総合危険度
	2丁目	1	1	2	1
南青山	3丁目	1	1	3	2
	4丁目	1	1	3	2
	5丁目	1	1	2	1
	6丁目	1	1	1	1
	7丁目	1	1	2	2
		1丁目	2	1	2
南麻布	2丁目	2	1	1	2
	3丁目	2	1	3	2
	4丁目	1	1	3	2
	5丁目	1	1	2	1
		1丁目	1	1	1
元赤坂	2丁目	1	1	1	1
		1丁目	1	1	1
元麻布	2丁目	1	1	3	1
	3丁目	1	1	3	2
		3丁目	1	1	3
六本木	1丁目	1	1	1	1
	2丁目	1	1	3	1
	3丁目	1	1	1	1
	4丁目	1	1	1	1
	5丁目	1	1	2	1
	6丁目	1	1	2	1
	7丁目	1	1	2	1
台場	1丁目	1	1	1	1
	2丁目	1	1	1	1

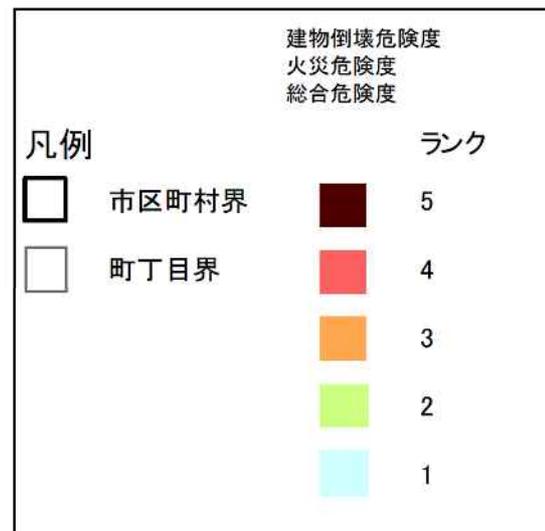
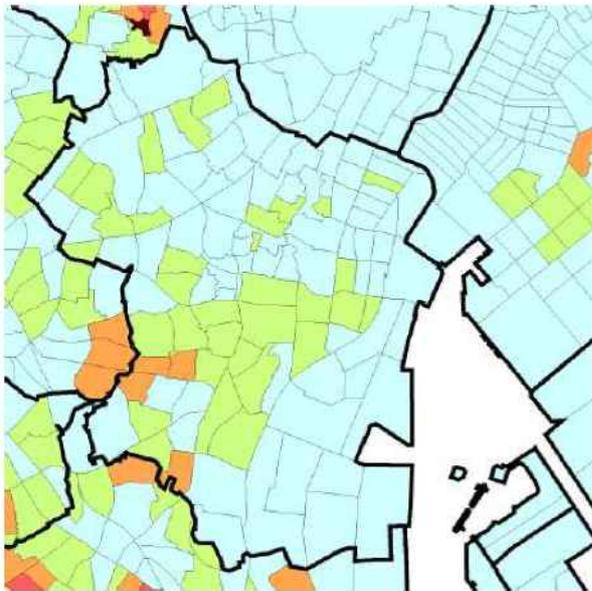
①建物倒壊危険度



②火災危険度



③総合危険度



震 1 - 6 - 1 港区防災会議条例

昭和三十八年七月二十日

条例第十六号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第十六条第六項の規定に基づき、港区防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第二条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 港区(以下「区」という。)地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- 二 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第三条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、区長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから区長が任命し、又は委嘱する。
 - 一 区議会議長及び副議長
 - 二 副区長、教育長及び区の職員
 - 三 区内の消防団長
 - 四 区内の医師会、歯科医師会及び薬剤師会の代表
 - 五 東京都知事部局の職員
 - 六 東京都公営企業の職員
 - 七 警視庁の職員
 - 八 東京消防庁の職員
 - 九 法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の職員
 - 十 法第二条第五号に規定する指定公共機関の職員
 - 十一 法第二条第六号に規定する指定地方公共機関の職員
 - 十二 自主防災組織を構成する者又は学識経験者
 - 十三 陸上自衛隊の隊員
- 6 前項の委員の総数は、六十九人以内とする。
- 7 第五項第十二号に規定する委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(専門委員)

第四条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、前条第五項に掲げる機関の職員及び学識経験者のうちから区長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

(部会)

第五条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(幹事)

第六条 防災会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから区長が任命または委嘱する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員および専門委員を補佐する。
- 4 幹事の総数は、五十三人以内とする。

(議事)

第七条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和四四年一〇月六日条例第二三号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和四九年六月二八日条例第二八号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成七年一二月一一日条例第五七号)

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(平成八年一月規則第六号で、同八年一月二二日から施行)

付 則(平成一一年一二月一六日条例第四一号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則(平成一八年一二月一三日条例第六一号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則(平成二四年一〇月一〇日条例第三二号)

この条例は、公布の日から施行する。

震1-6-2 港区防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、港区防災会議条例（昭和38年港区条例第16号）第7条の規程に基づき、東京都港区防災会議(以下「会議」という。)の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項をおよび理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

4 前項の通知をうけた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(議事手続)

第3条 会議の議事は、会長が主宰する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(会議の記録)

第4条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 会議の日時および場所
- 二 出席した委員の職名および氏名
- 三 議事の件名および概要ならびに議決事項
- 四 その他必要と認める事項

(委任)

第5条 会議は、その所管に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第6条 専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

(部会)

第7条 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、昭和38年8月31日から施行する。

第2部 震災予防計画

震2-1-1 港区液状化マップ

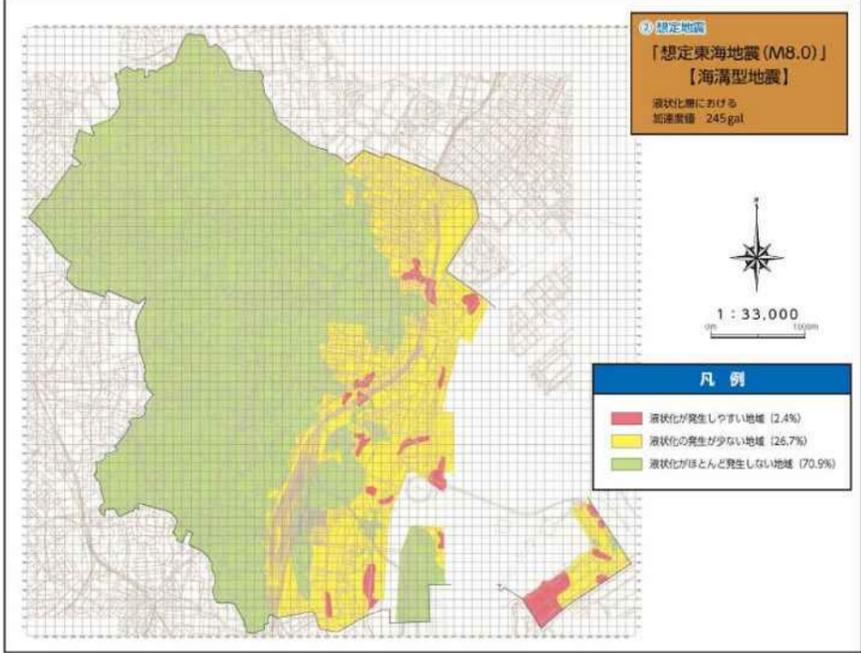
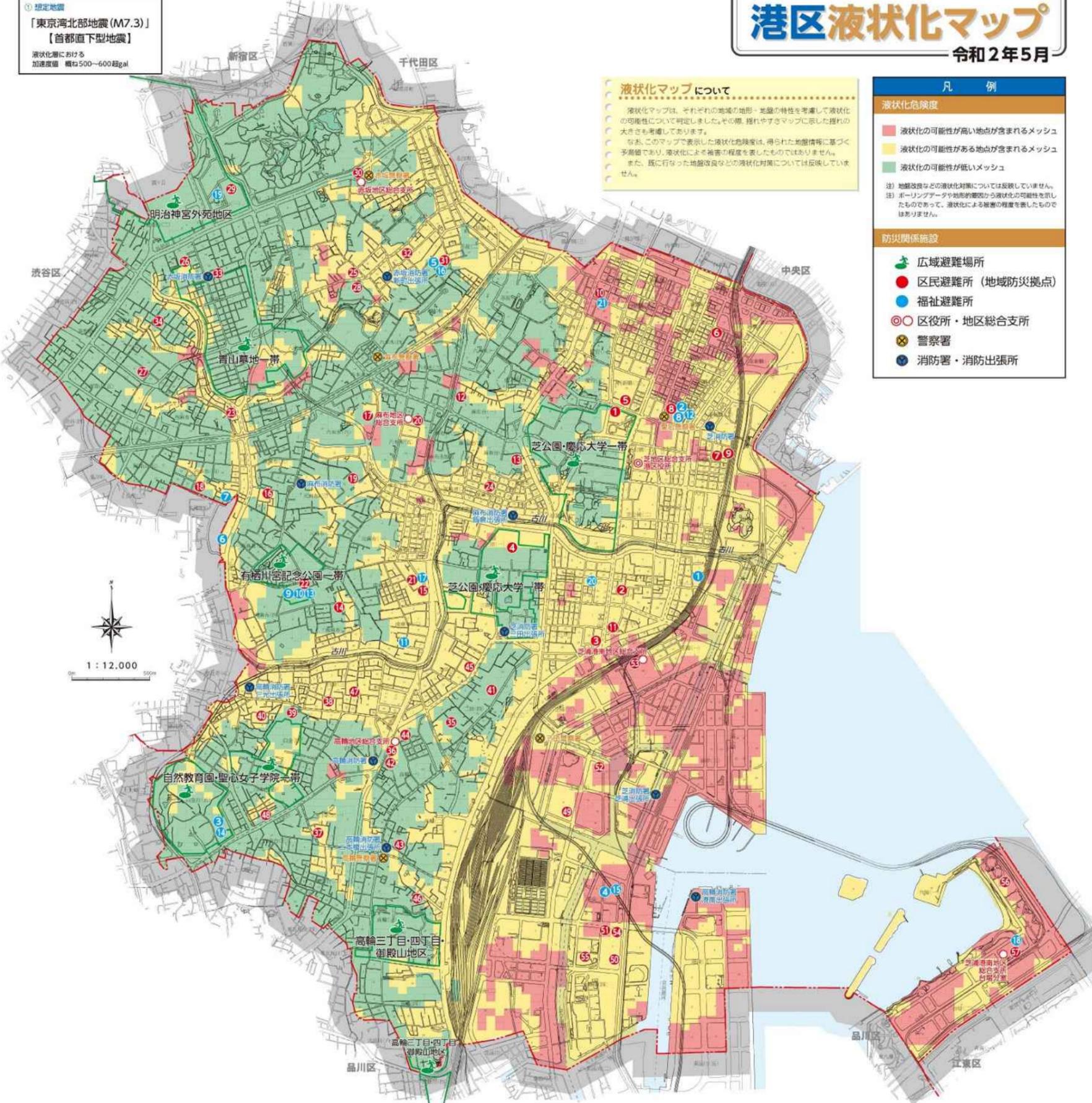
港区液状化マップ
令和2年5月

① 想定地震
「東京湾北部地震 (M7.3)」
【首都直下型地震】
液状化層における
加速度値 概ね500~600ガル

液状化マップについて

- 液状化マップは、それぞれの地域の地形・地盤の特性を考慮して液状化の可能性について判定しました。その際、揺れやすさマップに示した揺れの大きさも考慮しております。
- なお、このマップで表示した液状化危険度は、得られた地盤情報に基づく予測値であり、液状化による被害の程度を表したものではありません。
- また、既に行なった地盤改良などの液状化対策については反映していません。

- 凡例
- 液状化危険度
- 液状化の可能性が高い地点が含まれるメッシュ
 - 液状化の可能性のある地点が含まれるメッシュ
 - 液状化の可能性が低いメッシュ
- 防災関係施設
- 広域避難場所
 - 区民避難所 (地域防災拠点)
 - 福祉避難所
 - 区役所・地区総合支所
 - 警察署
 - 消防署・消防出張所
- 注) 地盤改良などの液状化対策については反映していません。
注) ボーリングデータや地質的観点から液状化の可能性を示したものであって、液状化による被害の程度を表したものではありません。



震2-1-2 仮設住宅建設予定地の建設可能性戸数

公園名	仮設住宅設置有効敷地面積 (㎡)	単位面積 (80㎡/戸) の場合 (戸)
桜田公園	1,655.87	21
区立芝公園	4,733.22	59
檜町公園	2,339.58	29
亀塚公園	2,552.98	32
高輪公園	1,110.07	14
埠頭少年野球場	3,961.81	50
港南公園(D)	1,935.29	24
お台場レインボー公園	3,515.48	44
港南緑水公園	4,877.56	61
白金台どんぐり児童遊園	1,621.41	20
合計	28,303.27	354

震2-2-1 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

平成13年度東京都調査による

自然斜面 (20箇所)

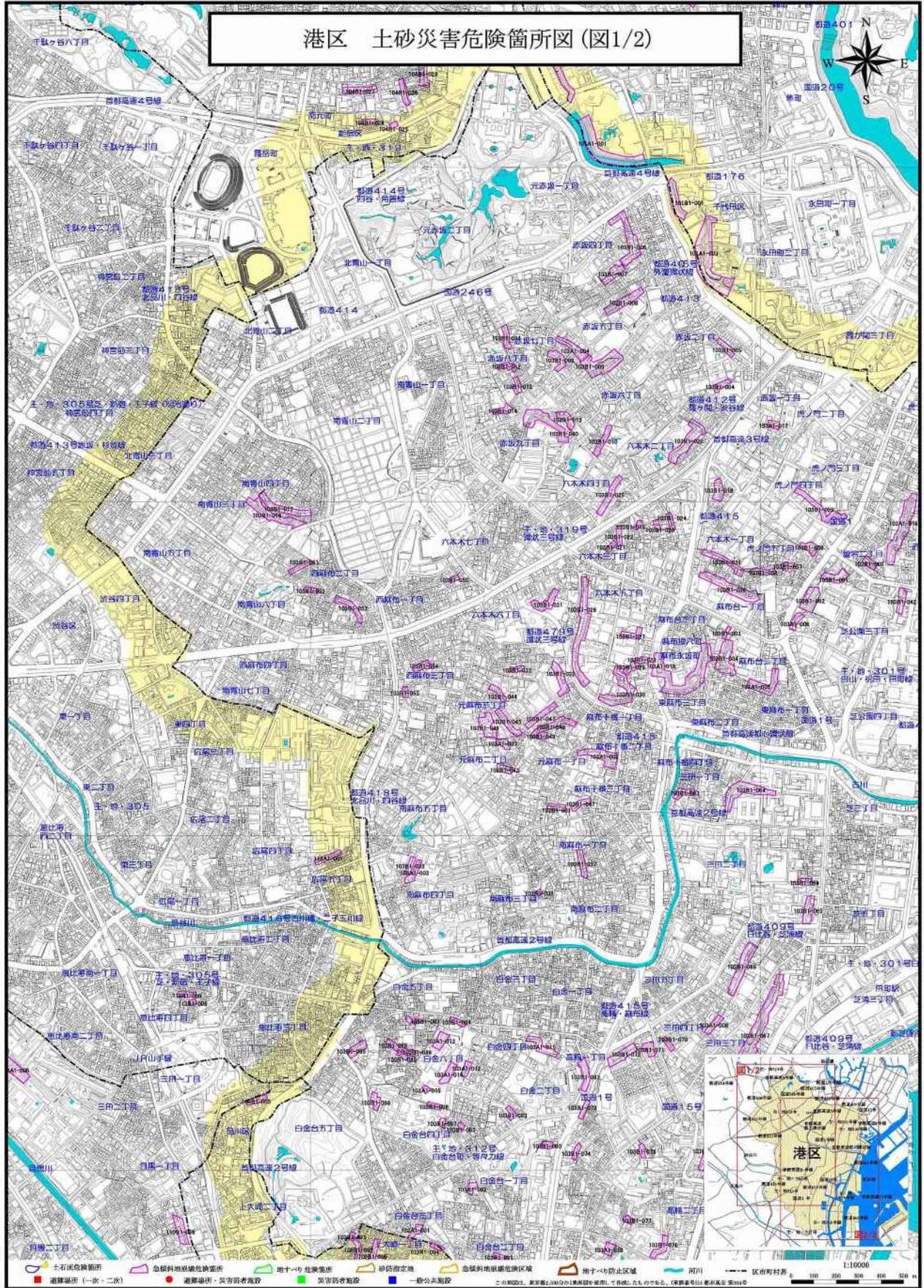
1	白金台 3-13
2	元麻布 1-2
3	南麻布 4-5
4	赤坂 7-6
5	東麻布 2-2
6	芝公園 3-6
7	元麻布 2-5
8	三田 4-12
9	高輪 3-18
10	高輪 3-15
11	白金 2-1
12	白金 4-7
13	白金 4-11
14	白金 4-11
15	白金 4-11
16	白金台 2-27
17	赤坂 1-11
18	麻布狸穴町 59
19	愛宕 1-5
20	白金台 2-20

人工斜面 (98箇所)

1	元麻布 1
2	赤坂 7-6
3	麻布台 3
4	赤坂 2-17
5	赤坂 2-12
6	赤坂 4-2
7	赤坂 4-5
8	赤坂 5-1
9	赤坂 5-5
10	赤坂 6-19
11	赤坂 7-4
12	赤坂 8-8
13	赤坂 8-12
14	赤坂 8-12
15	赤坂 9-1
16	南青山 4-17
17	南青山 4-15
18	六本木 3-5
19	六本木 1-4
20	六本木 2-1
21	六本木 3-8
22	六本木 3-7
23	六本木 3-4
24	六本木 3-2
25	六本木 4-2
26	六本木 5-8
27	六本木 5-15
28	六本木 5-13
29	六本木 5-14
30	六本木 5-12
31	六本木 6-8
32	六本木 6-16
33	六本木 6-16
34	麻布狸穴町 9
35	麻布台 1-1
36	麻布台 1-4
37	南麻布 1-24
38	南麻布 3-9
39	南麻布 4-5
40	赤坂 9-2
41	元麻布 1-5
42	芝公園 3-1
43	元麻布 2-3
44	元麻布 3-1
45	元麻布 3-6
46	元麻布 3-5
47	元麻布 3-9
48	元麻布 3-12
49	元麻布 3-13
50	西麻布 1-3

51	西麻布 2-18
52	西麻布 2-21
53	西麻布 2-24
54	西麻布 3-17
55	西麻布 3-14
56	虎ノ門 4-3
57	虎ノ門 4-1
58	麻布台 1-2
59	虎ノ門 4-1
60	愛宕 2-8
61	芝公園 3-6
62	芝公園 3-6
63	三田 1-11
64	三田 1-4
65	三田 2-14
66	三田 2-15
67	三田 3-7
68	三田 4-19
69	三田 4-13
70	三田 4-7
71	高輪 1-5
72	高輪 1-4
73	高輪 1-17
74	高輪 1-23
75	高輪 2-16
76	高輪 2-12
77	高輪 2-10
78	高輪 2-2
79	高輪 4-1
80	高輪 4-10
81	高輪 4-24
82	白金 2-4
83	白金 2-4
84	白金 4-1
85	白金 6-16
86	白金 6-11
87	白金 6-5
88	白金 6-10
89	白金 6-12
90	白金台 1-2
91	白金台 2-4
92	白金台 3-1
93	白金台 3-17
94	白金台 3-12
95	白金台 4-3
96	白金台 4-6
97	白金台 4-6
98	白金台 4-6

港区 土砂災害危険箇所図 (図1/2)



震2-2-2 区内配水管管理延長現況

平成27年3月31日現在

(配水施設統計資料による)

管種	小管	本管	計
鑄鉄管	360,892.7m	57,734.3m	418,627.0m
鋼管	5,133.1m	8,597.3m	13,730.4m
計	366,025.8m	66,331.6m	432,357.4m

制水弁 6,232個

消火栓 2,587個

(注) 小管とは口径50mm～350mmまで

本管とは口径400mm以上をいう

震2-2-3 仮設トイレ設置可能マンホール

(単位：基)

地区	小・中学校	その他 区有施設	公園・ 児童遊園	下水道局整備 による使用可 能なマンホー ル数	合計
芝地区	8	36	34	3	81
麻布地区	60	23	24	0	107
赤坂地区	20	6	6	3	35
高輪地区	38	12	45	1	96
芝浦港南地区	35	8	44	5	92
合計	161	85	153	12	411

震2-2-4 道路・橋りょうの現況

(1) 道路の現況

区分	区道	都道 (一般国道指定 区間外含む)	国道 (指定区間のみ)	自動車専用道	合計
延長 (m)	219,396	48,760	14,956	20,207	303,319
面積 (㎡)	1,843,689	1,570,441	528,460	485,791	4,428,381

「東京都道路現況調書」令和2年版による

(2) 橋りょうの現況

本区内に架設してある橋りょうは57橋で、各機関の橋りょう整備計画は次のとおりです。

管理団体	管 理 橋りょう数	整 備 計 画			
		事業名 (路線名)	施工場所	工事内容	備考
港区 (土木課)	31 [4]	五之橋	南麻布3-22先 ～白金5-3先	架 替	令和3年度 着手予定
		香取橋	芝浦1-16先 ～芝浦2-17先	架 替	令和4年度 着手予定
		芝浦橋	芝浦4-7先 ～港南1-1先	耐震補強	令和4年度 着手予定
		新浜橋	海岸1-5先 ～芝浦1-1先	耐震補強	令和3年度 着手予定
		新芝浦橋	芝浦1-1先 ～海岸2-1先	架 替	令和3年度 着手予定
東京都 (建設局)	23 [23]	高浜橋 (主316 号旧海岸通り)	芝浦4丁目～港南1丁目	架 替	工 事 中 令和4年度 完了予定
国 (東京国道事務所)	3 [19]	—	—	—	—
計	57 [46]				

※ JRの横断橋、歩道橋、ペデストリアンデッキ等を外数として〔 〕に記入

震2-2-5 首都高速道路の現況

(1) 道路の現況

名称	区内延長	入口	出口	非常電話	非常口
高速都心環状線 (都道首都高速1号線、都道首都高速2号線、都道首都高速2号分岐線、都道首都高速3号線)	5.1km	(内回り) 飯倉、芝公園 (外回り) 芝公園	(内回り) 芝公園 (外回り) 芝公園、飯倉	内回り13箇所 外回り12箇所	内回り1箇所 外回り3箇所
高速1号羽田線 (都道首都高速1号線)	5.8km	(上り) 芝浦 (下り) 芝浦	(上り) 芝浦 (下り) 芝浦	上り7箇所 下り9箇所	上り3箇所 下り3箇所
高速2号目黒線 (都道首都高速2号線)	2.6km	(上り) 目黒、天現寺	(下り) 天現寺、目黒	上り6箇所 下り6箇所	上り2箇所 下り1箇所
高速3号渋谷線 (都道首都高速3号線)	0.8km	(上り) 高樹町	(下り) 高樹町	上り6箇所 下り5箇所	上り1箇所 下り1箇所
高速4号新宿線 (都道首都高速4号線)	0.8km	なし	なし	上り3箇所 下り3箇所	上り2箇所 下り1箇所
高速11号台場線 (都道首都高速11号線)	3.8km	(上り) 台場	(下り) 台場	上り6箇所 下り5箇所	上り4箇所 下り4箇所
高速湾岸線 (都道高速湾岸線)	1.3km	なし	なし	西行きなし 東行き2箇所	西行きなし 東行きなし
高速八重洲線 (都道首都高速2号線)	0.1km	(南行き) 汐留	(北行き) 汐留	南行き1箇所 北行きなし	南行きなし 北行きなし
	20.3km	—	—	—	—

(2) トンネル防災設備の現況

トンネル	路線名	延長 m	通報・警報設備					消火設備			避難誘導設備 (非常口 (高速上扉))	その他設備				
			非常電話	通報装置 押しボタン式	火災探知機	トンネル入口警 報表示板	信号機	消火器箱	泡消火栓	水噴霧設備		ラジオ再放送	監視用テレビ	換気設備	消火水槽 t	水噴霧水槽 t
飯倉	高速都心環状線	109	1	9	-	1	-	10	2	-	-	有	-	-	69	-
赤坂	高速4号新宿線	528	6	24	43	2	有	24	24	-	1	有	25	-	20	-

(3) 管理施設等の現況

区分	種類	施設の名称										
電気設備	変電所	汐留、麻布、芝浦										
配水設備	排水ポンプ	飯倉台1・2（飯倉トンネル）										
交通管制設備	交通管制設備	文字情報板 40、街路文字情報板 6、可変規制標識 10、 交通監視用テレビ 60、車両感知器 79、 街路図形情報板 5、図形情報板 5、 所要時間表示板 1、路側放送措置 1										
通報設備	非常電話	90										
避難設備	非常口	<table style="border: none; margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">26</td> <td style="padding-right: 20px;">ランプ</td> <td style="padding-right: 10px;">入口</td> <td style="padding-right: 10px;">10</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="padding-left: 10px;">20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>出口</td> <td>10</td> </tr> </table>	26	ランプ	入口	10	}	20			出口	10
26	ランプ	入口	10	}	20							
		出口	10									
駐車施設	駐車場	汐留駐車場										
事務庁舎	事務所	東京西局白金庁舎										

震2-3-1 危険物施設一覧表

令和3年10月1日現在

施設種別	計	施設種別	計
製造所	0	営業用給油取扱	27
屋内貯蔵所	20	自家用給油取扱	11
屋外タンク貯蔵所	1	販売取扱所	2
屋内タンク貯蔵所	152	一般取扱所	250
地下タンク貯蔵所	241	少量危険物取扱所	974
簡易タンク貯蔵所	0	指定可燃物取扱所	109
移動タンク貯蔵所	4		
屋外貯蔵所	1		

震2-3-2 港区地域消火器の設置状況

平成28年4月1日現在

地域別	設置本数
芝	384
麻布	302
赤坂	292
高輪	359
芝浦港南	192
計	1,529本

震2-3-3 車両等の内訳（消防署）

令和3年10月1日現在

ポンプ車	化学車	はしご車	救助車	救急車	消防艇	その他	計
22台	3台	4台	1台	12台	2艇	23台	67台

震2-3-4 防災資機材置場一覧表（消防団ポンプ置場）

令和3年10月1日現在

団名	分団名	設置場所	所在	格納ポンプの種別	管理
芝消防団	1	新橋一丁目	新橋 1-6-10	積載車	消防庁
		桜田公園	新橋 3-16-15	可搬ポンプ	区
	2	芝公園二丁目	芝公園 2-3-24	可搬ポンプ	消防庁
		シティハイツ神明	浜松町 1-13-1	可搬ポンプ	区
	3	南桜公園	西新橋 2-10-13	可搬ポンプ	区
		塩釜公園	新橋 5-19-7	可搬ポンプ	区
	4	西久保巴町児童遊園	虎ノ門 3-18-18	可搬ポンプ	区
		虎ノ門いきいきプラザ	虎ノ門 1-21-10	可搬ポンプ	区
	5	みなと保健所	三田 1-4-10	可搬ポンプ	区
		三田二丁目児童遊園	三田 2-10-7	可搬ポンプ	区
	6	豊岡児童遊園	三田 5-11-6	可搬ポンプ	区
		亀塚公園	三田 4-16-20	積載車	区
	7	芝四丁目	芝 4-7-5	可搬ポンプ	消防庁
		本芝公園	芝 4-15-1	可搬ポンプ	区
	8	船路橋児童遊園	芝浦 2-11-10	可搬ポンプ	区
		グランパークハイツ	芝浦 3-4-2	可搬ポンプ	区
シーリアお台場		台場 1-1-1	可搬ポンプ	区	
みなとパーク芝浦		芝浦 1-16-1	可搬ポンプ	区	
麻布消防団	1	六本木西公園	六本木 7-17-8	可搬ポンプ	区
		六本木ヒルズ	六本木 6-16-7	可搬ポンプ	区
	2	南麻布五丁目	南麻布 5-16-13	積載車	消防庁
		本村公園	南麻布 3-4-9	—	区
		有栖川宮記念公園	南麻布 5-6-17	可搬ポンプ	区
	3	麻布永坂高速下	麻布永坂町 13	—	区・消防庁
		三河台公園	六本木 4-2-30	可搬ポンプ	区
		六本木グランドタワー	六本木 3-2-1	積載車	区・消防庁
4	一の橋公園	東麻布 3-9-4	可搬ポンプ	区	
	網代公園	麻布十番 2-15-1	可搬ポンプ	区	
赤坂消防団	1	氷川公園	赤坂 6-5-4	可搬ポンプ	区
		一ツ木公園	赤坂 5-5-26	—	区
		赤坂防災倉庫関連施設	赤坂 3-13-12	可搬ポンプ	区
	2	桑田記念児童遊園	赤坂 9-3-21	可搬ポンプ	区
		青山運動場	南青山 2-21-12	—	区
	3	南青山一丁目	南青山 1-10-5	積載車	消防庁
南青山六丁目		南青山 6-7-8	積載車	区	
高輪消防団	1	北青山三丁目	北青山 3-3-22	可搬ポンプ	消防庁
		承教寺	高輪 2-4-8	可搬ポンプ	区
		高輪三丁目	高輪 3-21-1	可搬ポンプ	区
	2	二本榎出張所	高輪 2-6-17	積載車	消防庁
		白金台どんぐり児童遊園	白金台 5-19-1	積載車	区
		白金児童遊園	白金台 2-24-3	可搬ポンプ	区

3	田島町防災用地	白金 3-2-2	積載車	消防庁
	白金の丘学園	白金 4-1-12	可搬ポンプ	区
4	港南緑水公園	港南 4-7-47	可搬ポンプ	区
	品川駅港南口	港南 2-1	可搬ポンプ	区

※消防庁とは東京消防庁のことです。

震2-3-5 文化財一覧表

平成28年11月1日現在

名 称	所 在	文化財の 種類	消防設備	備 考
旧東宮御所（迎賓館赤坂離宮）	元赤坂2-1-1	国宝		
増上寺三解脱門	芝公園4-7-35	国・重文	自火報	
有章院霊廟二天門	// 3-3-1	//	//	
旧台徳院霊廟惣門	// 4-8-2	//	// ・ 消火器	
慶應義塾三田演説館	三田2-15-45	//	// ・ //	
慶應義塾図書館	//	//	// ・ //	
瑞聖寺大雄宝殿	白金台3-2-19	//	// ・ // 放水銃	
明治学院インブリー館	白金台1-2-37	//	自火報・消火器	
旧朝香宮邸 （東京都庭園美術館）	白金台5-21-9	//	自火報・消火器 消火栓・スプリンクラー	
増上寺経蔵	芝公園4-7-35	都・有文	消火器	
氷川神社社殿	赤坂6-10-12	//	自火報・消火器	
増上寺旧方丈門（黒門）	芝公園4-7-35	区・有文	消火器	
明治学院記念館	白金台1-2-37	//	自火報・消火器	
明治学院礼拝堂	//	//	// ・ //	
旧乃木邸及び馬小屋	赤坂8-11-32	//	// ・ //	
銅鳥居	虎ノ門1-2-7	//		
増上寺景光殿（旧広書院）表門	芝公園4-7-35	//	消火器	
清正公堂及び山門	白金台1-1-47	//	自動火災報知機	
善福寺本堂	元麻布1-6-21	//	放水銃・ 自動火災報知機	
旧協働会館	芝浦1-11-16	//		

震2-4-1 東京都帰宅困難者対策条例

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害(以下「大規模災害」という。)が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがいい場合において、多数の帰宅困難者(事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。)が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都(以下「都」という。)、都民及び事業者(事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。)の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

(知事の責務)

第二条 知事は、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができることを認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

(都民の責務)

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業員の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による

帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。

3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力を努めなければならない。

4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

（帰宅困難者対策実施状況の報告）

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

（事業者等に対する支援）

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（従業者の一斉帰宅抑制）

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（公共交通事業者等による利用者の保護）

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（学校等における生徒等の安全確保）

第九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。）第一条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第三百三十四条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章 安否確認及び情報提供

（安否確認及び情報提供のための体制整備）

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

（安否確認手段の周知等）

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章 一時滞在施設の確保

（一時滞在施設の確保等）

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章 帰宅支援

（帰宅支援）

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章 雑則

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

震2-5-1 防災住民組織一覧表

令和3年3月31日現在

(1) 芝地区総合支所管内

番号	防災組織名	D級ポンプ配備状況
1	新一東防災会	
2	新一西防災会	
3	新橋二丁目兼房防災会	
4	新橋二丁目烏森防災会	
5	ニュー新橋ビル自治会防災会	
6	新橋二丁目防災会	
7	新三防災会	
8	新三西防災会	
9	新橋三丁目中部防災会	
10	新橋四丁目防災会	
11	新橋五丁目防災会	
12	新橋五・六丁目防災会	有
13	新橋六丁目東町会防災会	
14	新七防災会	
15	東新橋一丁目町会防災会	
16	汐留防災会	
17	親和町会防災部	
18	西新橋一丁目桜正防災会	
19	西新橋一丁目桜防災会	有
20	南佐二町会防災会	
21	南桜防災会	
22	田村新交会防災会	
23	西新橋三丁目愛二町会防災会	
24	互親会町会防災会	
25	御成門六和町会防災部	
26	虎ノ門一丁目琴平町会防災部	
27	桜川町会防災部	
28	虎ノ門二丁目明舟町会防災会	
29	巴町会防災会	
30	神谷町防災会	
31	虎ノ門三丁目広栄町防災会	
32	愛宕町会防災部	
33	芝公園一丁目町防災住民組織	

番号	防災組織名	D級ポンプ配備状況
34	芝公園二丁目防災部	
35	芝公園四丁目町会防災会	
36	浜一防災会	有
37	芝浜防災会	有
38	浜三町会防災団	
39	芝浜四町会防災部	
40	芝大門一丁目北親会防災会	
41	宮本町会防災会	
42	片門前防災団	
43	芝大門二丁目中一町会防災会	
44	中二防災本部	
45	中三防災会	
46	芝新堀町会防災会	有
47	芝西応寺町会防災会	
48	北四国防災会	
49	芝松防災班	
50	本芝防災会	有
51	芝五丁目町会	
52	都営芝五1号棟防災連絡会	
53	芝和城会防災会	
54	三田一丁目防災会	
55	三田綱町防災会	有
56	防災一交会	有
57	三田慶応町会防災会	
58	三田慶南町会防災会	
59	三田郵政防災会	
60	しんちか防災会	
61	芝金杉防災会	2台有
62	三田新町防災会	
63	仙石山アネックス防災会	
64	三田商店街振興組合防災部	
65	東京ツインパークス防災会	
66	新橋露月町町会	

(2) 麻布地区総合支所管内

番号	防災組織名	D級ポンプ配備状況
1	飯倉防災会	
2	飯倉三・四丁目町会防災会	有
3	麻の葉住民防災組織	
4	東麻布一丁目飯五町会防災部	
5	麻布森元町会防災住民組織	
6	東麻布初音防災会	有
7	東麻布北新睦防災会	
8	東麻布三丁目防災会	
9	永坂会防災会	
10	麻布十番睦会防災会	
11	新二防災会	
12	網代会防災部	有
13	坂下会防災住民組織	
14	一本松西町自主防災会	
15	山元町防災会	
16	ツインーの橋防災会	
17	竹谷町防災会	有
18	南麻布一丁目東町町会	
19	南麻布新堀防災会	有
20	麻布本村町住民防災会	有
21	富士見町防災会	
22	南麻布広尾防災会	有
23	三軒家防災組織	
24	麻布宮村町会防災部	有
25	麻布桜田防災会	
26	西麻布霞町町会防災会	有
27	西麻布東町会防災会	
28	麻布上筭町会防災組織	
29	仲筭町会防災部	有
30	南筭防災会	
31	西麻布上町会	
32	麻布市兵衛町防災会	
33	谷箆防災会	
34	アークヒルズ自治会防災会	有

番号	防災組織名	D級ポンプ配備状況
35	六本木今井町防災会	
36	六本木市西町会防災会	
37	六本木町会防災会	
38	日ヶ窪親和防災会	
39	材木町防災会	
40	竜土防災会	有
41	六本木ヒルズ自治会	
42	麻布十番中央マンション災害対策本部	

(3) 赤坂地区総合支所管内

番号	防災組織名	D級ポンプ配備状況
1	伝馬町防災会	
2	赤坂溜池防災会	有
3	赤坂東一・二丁目町会	有
4	福吉防災会	
5	赤坂田町三・四・五丁目町会防災会	
6	赤坂新三町会防災部	
7	赤坂新二防災部	
8	赤坂新一防災会	
9	赤坂一ツ木町会	有
10	26防災会	
11	赤坂中ノ町・新四防災会	有
12	氷川町防災会	
13	赤坂新町五丁目町会	
14	赤坂七丁目町会防災会	
15	赤坂八丁目町会防災会	
16	桧町自治会防災部	
17	青山一丁目特殊災害対策本部	有
18	南青山一丁目町会地域住民防災組織	有
19	北青山一丁目住宅自治会防災部	
20	北青山一丁目防災部	
21	青山二丁目防災会	
22	青山外苑町会災害対策本部	
23	南北青山二丁目防災会	
24	北青山三丁目住宅自治会防災会	
25	青山三・四丁目町会防災特別委員会	
26	青山表参道町会防災組織本部	
27	青山高樹町町会防災住民組織	
28	山筭町防災会	
29	北青山一丁目アパート3・4号棟自治会防災部	

(4) 高輪地区総合支所管内

番号	防災組織名	D級ポンプ配備状況
1	三田寺町町会防災会	有
2	三田台防災会	
3	伊皿子防災会	
4	三田豊岡町会防災部	有
5	三田松坂町会防火防災部	有
6	松ヶ丘会防災部	有
7	高輪一丁目アパート自治会防災部	
8	高輪一丁目君友会防災部	
9	伊皿子睦会防災会	
10	秀和高輪自治会防災会	
11	高輪タウンハウス自治会	
12	高輪台町会防災会	
13	高輪二本榎町会防災会	
14	高輪本町防災会	
15	高輪二丁目長和会防災会	
16	車町西防災会	有
17	車町東町会防災団	有
18	高輪北町親和防災団	有
19	西町防災部	
20	高輪郵政宿舎自治会防災部	
21	高輪親睦会防災会	有
22	高輪共和会防災部	
23	高輪南町防災会	
24	白高町会震災組織	有
25	一心会防災部	
26	田島町災害対策本部	
27	第一・三光町会防災組織	有

番号	防災組織名	D級ポンプ配備状況
28	尚礼会町会防災部	
29	白金三光第五町会防災部	
30	新広尾町三丁目町会防災会	
31	白金三光町会防災会	有
32	白光町会防災会	
33	白金第四町会防災会	
34	白金三光第六町会防災会	
35	奥三光町会防災会	有
36	白金台一丁目防災会	有
37	白金台七七会防災住民組織	
38	白金今里町協和会防災部	
39	白金猿町町会防災部	有
40	日吉坂町会防災会	
41	白金台十和会防災部	
42	今里町親和会防災会	
43	白金台町二丁目会防災部	有
44	白金台三光第八町会防災部	有
45	三田伊皿子坂自治会防災部	
46	プラウドタワー白金台ふれあいサロン防災会	

(5) 芝浦港南地区総合支所管内

番号	防災組織名	D級ポンプ配備状況
1	芝浦一丁目町会	有
2	芝浦二丁目町会防災会	
3	公団芝浦二丁目自治会	
4	グランドメゾン田町自治会	
5	芝浦三・四丁目町会	有
6	メゾン田町防災会	
7	芝浦第二アパート自治会	
8	海岸二・三丁目防災会	有
9	東港自治会防災対策本部	有
10	港南防災会	
11	品川駅港南口町会防災部	
12	港南三丁目第二市街地住宅自治会	
13	三田ナショナルコート自治会防災会	
14	港南三丁目アパート防災団	
15	トミンハイム海岸3丁目防災会	
16	台場一番自治会防災会	
17	シーリアお台場5番街6号棟防災会	
18	港南四丁目第2アパート自治会	
19	港南三丁目第2アパート防災部	
20	港南四丁目第3アパート自治会	
21	シティハイツ芝浦自治会	
22	フェイバリッチタワー品川防災会	
23	シティハイツ港南防災会	
24	秀和田町レジデンス防災会	
25	マリンシティダイヤモンドパレス管理組合	
26	スカイクレストビュー東京管理組合防災会	
27	パークタワー品川ベイワード防災会	有
28	キャピタルマークタワー防災会	
29	五番街4号棟防災会	
30	台場五番街7号棟防災会	
31	THE TOWERS DAIBA防災会	有
32	TOKYO SEA SOUTH ブランファーレ防災会	有
33	ワールドシティタワーズ自治会防災会	
34	芝浦アイランド自治会・防災会	
35	コスモポリス品川防災会	

36	都営芝浦4丁目アパート自治会	
37	シーリアお台場三番街防災会	
38	トミンタワー台場一番街2号棟防災会	
39	品川Vタワー防災コミュニティー	
40	トミンタワー・トミンハイム台場三番街防災会	

震2-5-2 地域防災協議会一覧表

令和3年3月31日現在

番号	名称	代表者
1	愛宕二の部地区防災会	丸山 博行
2	芝小地区防災協議会	小野 孝一
3	芝・三田地区防災協議会	五木田 宏
4	赤羽小地区防災協議会	岡基 正嗣
5	愛宕一之部防災会	丸 哲夫
6	愛宕三之部防災会連合会	関根 義彦
7	愛宕四之部地区防災連合会	曲谷 健一
8	筭小地区防災協議会	渋谷 治彦
9	麻布小地区防災協議会	三枝 正人
10	東町小地区防災協議会	大塚 明
11	本村小地区防災協議会	豊田 哲夫
12	東麻布防災防犯ネットワーク	金本 兼次郎
13	南山小地域防災協議会	西本 良一
14	青山地区防災協議会	竹中 豊治
15	赤坂地区防災ネットワーク	川東 政實
16	御田小地区防災協議会	松田 節男
17	白金小地域防災会	榊原 益躬
18	白金地区防災協議会	金子 芳夫
19	高輪地区防災ネットワーク	今福 昌三
20	芝浦小地区防災協議会	堀野 國雄
21	港南防災ネットワーク	飯塚 則男
22	お台場地区防災協議会	平方 彰

震2-7-1 港区共同住宅等の震災対策の促進に関する要綱

○港区共同住宅の震災対策の促進に関する要綱

平成22年3月31日

21港防第1792号

(目的)

第1条 この要綱は、区内に存する共同住宅において結成された防災住民組織、共同住宅防災組織、共同住宅防災会、開発事業者及び管理組合による共同住宅の居住者の防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図るとともに、共同住宅以外の町会等を始めとする地域との連携及び協働を促進するため、区が必要な助言、支援等を行い、もって震災に強いまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高層住宅 区内の共同住宅（共同住宅以外の用途を併用するものを含む。以下同じ。）のうち、地階を除く階数が6階以上で、住宅の用途に供する部分の戸数が20戸以上のものをいう。
- (2) 中層住宅 区内の共同住宅のうち、地階を除く階数が3階から5階までで、住宅の用途に供する部分の戸数が10戸以上のものをいう。
- (3) 防災住民組織 防災住民組織の育成に関する要綱（昭和51年6月9日51港環防第49号）に定めるものをいう。
- (4) 開発事業者 区内に共同住宅を建設する事業を営む者をいう。
- (5) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。

(共同住宅防災組織)

第3条 共同住宅の棟において、当該棟の居住者が防災のために自主的に結成し、次項の規定による届出をした組織を共同住宅防災組織とする。ただし、共同住宅において結成された防災住民組織に該当するものを除く。

- 2 共同住宅防災組織を結成しようとするときは、当該共同住宅防災組織の代表者は、共同住宅防災組織結成届出書（第1号様式）に組織規約及び防災計画書を添えて、区長に届け出るものとする。この場合において、結成することができる共同住宅防災組織の数は、前項に規定するものにあつては1棟につき1組織とし、前項に規定するものにあつては該当する共同住宅合わせて1組織とする。
- 3 共同住宅防災組織の結成後において、当該共同住宅防災組織の代表者、規約又は防災計画に変更が生じたときは、当該共同住宅防災組織の代表者は、速やかに共同住宅防災組織役員等変

更届出書（第3号様式）に変更事由が確認できる書類を添えて、区長に届け出るものとする。

（共同住宅防災会）

第4条 共同住宅ごとに居住者が自主的に結成した防災のための組織のうち、次に掲げる要件の全てを満たし、次項の規定による届出をしたものは、共同住宅防災会と称し、防災住民組織とみなす。

（1） 当該共同住宅の存する地域に既存の町会・自治会がないこと。

（2） 当該共同住宅の入居世帯の四分の三以上が加入していること。

2 共同住宅防災会を結成しようとするときは、当該共同住宅防災会の代表者は、共同住宅防災会結成届出書（第2号様式）に組織規約及び防災計画書を添えて、区長に届け出るものとする。

3 共同住宅防災会の結成後において、当該共同住宅防災会の代表者、規約又は防災計画に変更が生じたときは、当該共同住宅防災会の代表者は、速やかに共同住宅防災会役員等変更届出書（第4号様式）に変更事由が確認できる書類を添えて、区長に届け出るものとする。

（共同住宅防災組織等の責務）

第5条 共同住宅において結成された防災住民組織、共同住宅防災組織及び共同住宅防災会（以下「共同住宅防災組織等」という。）は、次に掲げる震災対策を講ずるよう努めなければならない。

（1） 飲料水、食料品、携帯トイレ等の備蓄について、各世帯における自助としての備蓄が困難な場合は、共同住宅防災組織等が中心となり、当該共同住宅防災組織等全体として共同し、備蓄を進めること。

（2） 各世帯での家具類の転倒防止対策の実施を徹底すること。この場合において、港区家具転倒防止対策等促進事業実施要綱（平成18年4月1日17港危防第506号）による助成制度の活用を各世帯に対し推奨すること。

（3） 当該共同住宅防災組織等における防災訓練を実施すること。

（4） 当該共同住宅の居住者に対し、当該共同住宅防災組織等に、積極的に加入するよう奨励すること。

（5） 地域防災協議会の支援に関する要綱（平成9年6月13日9港総防第127号）に基づき結成された地域防災協議会が主催する防災訓練等に、共同住宅防災組織等として積極的に参加すること。

（共同住宅への支援）

第6条 区長は、共同住宅に対して、共助意識及び防災力の向上に向けた支援を行うものとする。

2 前項に規定する支援の内容については、区長が別に定める。

(計画建物の事前協議)

第7条 開発事業者は、区内に高層住宅又は中層住宅を新たに建設しようとするときは、当該住宅における震災対策について、あらかじめ区と協議しなければならない。

(推進方策)

第8条 区長は、前条に定める事前協議に基づき、開発事業者が高層住宅又は中層住宅の震災対策上優良な対策を講じたことが確認できたときは、開発事業者の同意を得た上で、高層住宅又は中層住宅ごとの対策について区のホームページに掲載する等の方法により、区民等に周知することができる。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、防災危機管理室長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条から第6条まで及び第7条第1項の規定は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

震2-7-2 港区共同住宅の震災対策の促進を目的とする事前協議実施要領

○港区共同住宅の震災対策の促進を目的とする事前協議実施要領

平成22年9月27日

22港防第884号

(目的)

第1条 この要領は、港区共同住宅の震災対策の促進に関する要綱（平成22年3月31日21港防第1792号。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づく事前協議について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 この要領に基づく事前協議は、開発事業者が区内に高層住宅又は中層住宅を新たに建設しようとするときに実施するものとする。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるものについては、この要領の規定を適用しないことができる。

(事前協議)

第4条 開発事業者は、新たに建設しようとする建築物が前条の適用範囲に該当するときは、区長に事前協議の申出を行い、次条から第7条までに規定する事項について区長と協議しなければならない。

2 開発事業者は、開発事業の計画を変更したときは、区長と再度協議を行うものとする。

(家具類の転倒防止対策)

第5条 開発事業者は、家具類の転倒防止対策を効果的に行うために、居室の壁の下地補強及びアンカー設備の設置を行うほか、家具、食器棚等の造り付けに努めなければならない。

(防災備蓄倉庫の設置)

第6条 開発事業者は、当該高層住宅又は中層住宅に将来組織される防災住民組織が、防災対策用品の備蓄場所として活用できるよう、あらかじめ、最長歩行距離5層以内ごとに、1住戸につき0.1立方メートル以上の規模の防災備蓄倉庫を設置するよう努めなければならない。

2 前項の防災備蓄倉庫には、防災備蓄倉庫であることを表示するものとする。

(エレベーターの閉じ込め事故対策)

第7条 開発事業者は、エレベーターの閉じ込め事故が発生した場合に備えて、当該高層住宅又は中層住宅の居住者のすべての乗用エレベーターについて、エレベーターのかご内に、閉じ込め対策用品を設置するよう努めなければならない。

(調査及び報告)

第8条 区長は、必要があると認めるときは、この要領の目的を達成するために現地調査を行い、又は開発事業者等に報告若しくは必要な図面の提出を求めることができる。

付 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

震2-9-1 連絡責任者名簿

機 関 名	連絡責任者職名	勤務先電話	夜間連絡先
港区防災危機管理室	防 災 課 長	3578-2111	防災警戒待機者 3578-2546
芝地区総合支所	管 理 課 長	3578-3190	
麻布地区総合支所	管 理 課 長	5114-8810	
赤坂地区総合支所	管 理 課 長	5413-2710	
高輪地区総合支所	管 理 課 長	5421-7122	
芝浦港南地区総合支所	管 理 課 長	6400-0012	
みなと保健所	生活衛生課長	3455-4424	
警視庁第一方面本部	管 理 官	3581-4321	
愛宕警察署	警 備 課 長	3437-0110	3437-0110
三田警察署	警 備 課 長	3454-0110	3454-0110
高輪警察署	警 備 課 長	3440-0110	3440-0110
麻布警察署	警 備 課 長	3479-0110	3479-0110
赤坂警察署	警 備 課 長	3475-0110	3475-0110
東京湾岸警察署	警 備 課 長	3570-0110	3570-0110
消防庁第一消防方面本部	指 揮 隊 長	3222-0119	3222-0119
芝 消 防 署	警 防 課 長	3431 - 0119	3431 - 0119
麻 布 消 防 署	警 防 課 長	3470-0119	3470-0119
赤 坂 消 防 署	警 防 課 長	3478-0119	3478-0119

機 関 名	連絡責任者職名	勤務先電話	夜間連絡先
高 輪 消 防 署	警 防 課 長	3446-0119	3446-0119
水 道 局	港 営 業 所 長	3452-7150	中央支所給水待機 3256-6171
下水道局中部下水道事務所	港 出 張 所 長	3798-5243	3798-5243
東 京 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課 長	5564-2021	5564-2021
東 京 港 管 理 事 務 所	港 務 課 長	5463-0212	3451-1156
東京電力パワーグリッド 銀 座 支 社	地 域 渉 外 担 当	6374-3914	6374-3914
J R 東 日 本 東 京 支 社	総 務 部 安 全 対 策 室 長	5692-6054	総合指令室 5692-6201
J R 東 海 新 幹 線 鉄 道 事 業 本 部	管 理 部 総 務 課 長	3286-5152	総合指令室 3240-5551
東 京 ガ ス 東 京 中 支 店	地 域 広 報 担 当 課 長	5722-2602	お客さまセンター 3344-9100
第 一 建 設 事 務 所	庶 務 課 長	3542-0681	3343-4061
東 京 都 交 通 局	日 比 谷 駅 務 管 区 指 導 担 当 区 長	3211-1901	3211-1901
東 京 国 道 事 務 所	防 災 情 報 課 長	3512-9064	東京国道道路情報管理室 3512-9065
N T T 東 日 本 東 京 事 業 本 部 東 京 南 支 店	運 営 ア ク セ ス 課 長	3444-7936	故障係 局番なし113
首 都 高 速 道 路 東 京 西 局	担 当 部 長	3264-8201	交通管制室 3264-8205～6
東 京 メ ト ロ	表 参 道 駅 務 管 区 首 席 助 役	3581-7788	3581-7788
東 京 モ ノ レ ー ル	総 務 課 長	5470-3862	運転指令室 3765-6215
京 急 電 鉄 東 京 支 部	安 全 推 進 部 課 長	3280-9019	総合同司令所 045-701-9720
ゆ り か も め	総 務 部 総 務 課 長	3529-7777	3529-7778

震 2 - 9 - 2 基地局遠隔制御器配置表

No	配 置 先
1	保 健 福 祉 課
2	都 市 計 画 課
3	契 約 管 財 課
4	教 育 委 員 会 ・ 庶 務 課
5	芝 地 区 総 合 支 所
6	お 台 場 学 園 港 陽 小 学 校
7	み な と パ ー ク 芝 浦

震 2 - 9 - 3 移動系無線配備先

配置先	無線 FAX 設置	局数	配置先	無線 FAX 設置	局数
防災課	○	14	みなと保健所	○	1
防災課車両		1	みなとりサイクル清掃事務所	○	6
芝地区総合支所	○	5	その他区有施設	○	19
芝地区総合支所車両		2	その他区有施設・車両	○	3
麻布地区総合支所	○	6	区立小学校	○	18
麻布地区総合支所車両		2	区立中学校	○	10
赤坂地区総合支所	○	6	高齢・障害者関係施設	○	20
赤坂地区総合支所車両		2	医療機関	○	9
高輪地区総合支所	○	6	警察・消防署	○	10
高輪地区総合支所車両		2	インフラ事業者		5
芝浦港南地区総合支所	○	6	鉄道事業者		6
芝浦港南地区総合支所車両		2	その他機関		2
台場分室	○	1			
合計					164

震2-9-4 屋外拡声子局（防災行政無線同報系）設置場所

平成28年9月1日現在

番号	行政管内	設置場所	住所	備考
1	芝地区	赤羽小学校	三田 1-4-52	
2		御成門中学校	西新橋 3-25-30	
3		聖徳学園三田幼稚園・専門学校	三田 3-4-28	
4		区立生涯学習センター	新橋 3-16-3	
5		シティハイツ神明	浜松町 1-13-1	
6		芝高齢者在宅サービスセンター	芝 3-24-5	
7		芝小学校	芝 2-21-3	
8		都営芝五丁目アパート	芝 5-18-1	1階 芝保育園
9		港区役所	芝公園 1-5-25	
10		南桜公園	西新橋 2-10-13	
11		塩釜公園	新橋 5-19-7	小出力型
12		三田二丁目児童遊園	三田 2-10-7	小出力型
13		三田いきいきプラザ	芝 4-1-17	
14		松本町児童遊園	芝 3-12-19	
15		障害保健福祉センター	芝 1-8-23	
16		本芝公園	芝 4-15-1	小出力型
17		商工会館	海岸 1-4-28	
18		新堀会館前緑地	芝 2-17-6	
19		芝三田森ビル	芝 5-13-15	
20		芝ロイヤルビル	虎ノ門 3-25-3	
21		仙石山アネックス	虎ノ門 5-3-20	
22		虎ノ門33森ビル	虎ノ門 3-8-21	
23		讚岐会館前区道	三田 1-11	
24		新橋六丁目公共公益施設	新橋 6-4-2	
25		芝公園保育園	芝公園 2-7-3	

番号	行政管内	設置場所	住所	備考
26	麻布地区	狸穴公園	麻布狸穴町 63	
27		東町小学校	南麻布 1-8-11	
28		本村公園	南麻布 3-4-9	小出力型
29		本村小学校	南麻布 3-9-33	
30		都営南麻布四丁目アパート	南麻布 4-2-29	
31		南山小学校	元麻布 3-8-15	
32		筭小学校	西麻布 3-11-16	
33		六本木坂上児童遊園	六本木 1-4-11	
34		三河台公園	六本木 4-2-27	小出力型
35		麻布地区総合支所	六本木 5-16-45	
36		六本木中学校	六本木 6-8-16	
37		六本木西公園	六本木 7-17-8	
38		麻布小学校	麻布台 1-5-15	
39		霊友会西側区道	麻布台 1-7	
40		新広尾公園	麻布十番 4-5-1	小出力型
41		飯倉保育園	東麻布 1-21-2	
42		飯倉いきいきプラザ	東麻布 2-16-11	
43		麻布十番中央マンション	麻布十番 2-9-8	
44		公団西麻布一丁目アパート	西麻布 1-7-2	
45		永平寺東京別院長谷寺門前	西麻布 2-21-34	
46		高陵中学校	西麻布 4-14-8	
47		旧飯倉小学校	東麻布 2-1-1	
48		一の橋公園	東麻布 3-9-1	小出力型
49		有栖川宮記念公園	南麻布 5-7-29	
50		宮村児童遊園	元麻布 2-6-2	
51		東京都民銀行本店ビル	六本木 2-3-11	
52		六本木三丁目児童遊園	六本木 3-15-25	
53		六本木電気ビル	六本木 6-1-20	
54		衆議院宿舎横区道	六本木 7-1	
55		麻布子ども中高生プラザ	南麻布 4-6-7	
56		西麻布いきいきプラザ	西麻布 2-13-3	
57		西麻布二丁目児童遊園	西麻布 2-18-9	
58		新広尾公園	麻布十番 4-5-1	

番号	行政管内	設置場所	住所	備考
59	赤坂地区	旧赤坂小学校	赤坂 4-1-26	
60		シティハイツツツ木	赤坂 5-2-50	
61		都営赤坂五丁目アパート	赤坂 5-5-26	
62		赤坂いきいきプラザ	赤坂 6-4-8	
63		高橋是清翁記念公園	赤坂 7-3-39	
64		赤坂中学校	赤坂 9-2-3	
65		都立青山公園	南青山 1-4	
66		青山いきいきプラザ	南青山 2-16-5	
67		青山小学校	南青山 2-21-2	
68		青南いきいきプラザ	南青山 4-10-1	
69		青南小学校	南青山 4-21-15	
70		青山中学校	北青山 1-1-9	
71		青山児童館	北青山 3-3-16	
72		赤坂スクエアービル	赤坂 2-10-16	
73		金波ビル	赤坂 2-14-31	
74		氷川武道場	赤坂 6-6-14	サン・サン赤坂
75		青山霊園内区道	南青山 2-33	
76		都立青山公園（東側）	南青山 1-6	
77		北青山一丁目児童遊園	北青山 1-6-6	

番号	行政管内	設置場所	住所	備考
78	高輪地区	御田小学校	三田 4-11-38	
79		亀塚公園	三田 4-16-20	小出力型
80		豊岡いきいきプラザ	三田 5-7-7	
81		高松中学校	高輪 1-16-25	
82		高輪台小学校	高輪 2-8-24	
83		シティハイツ桂坂	高輪 2-13-8	
84		高輪公園	高輪 3-18-18	
85		白金志田町児童遊園	白金 1-12-16	
86		三光坂上区道	白金 2-5	
87		旧三光小学校	白金 3-18-2	
88		白金の丘学園	白金 4-1-12	
89		旧神応小学校	白金 6-9-5	
90		白金小学校	白金台 1-4-26	
91		白金台幼稚園	白金台 3-7-1	小出力型
92		白金台いきいきプラザ	白金台 4-8-5	
93		特別養護老人ホーム 白金の森	白金台 5-20-5	
94		白金自然教育園東側区道	白金台 5-21	
95		はなみずき白金	白金 3-3-3	
96		白金児童遊園	白金台 2-24-3	
97		国民生活センター	高輪 3-13-22	
98		京浜急行電鉄（株）社屋	高輪 2-20-20	
99		豊岡第二児童遊園	三田 5-4-2	
100		聖心女子学院	白金 4-11-1	
101		高輪南町児童遊園	高輪 4-24-36	
102		白金台四丁目児童遊園	白金台 4-4-14	

番号	行政管内	設置場所	住所	備考
103	芝浦港南地区	みなとパーク芝浦	芝浦 1-16-1	
104		芝浦アイランドこども園	芝浦 4-20-1	
105		みなとりサイクル清掃事務所	港南 3-9-59	
106		都営港南四丁目第3アパート	港南 4-2-4	
107		港南小学校	港南 4-3-28	
108		港南緑水公園	港南 4-7-47	
109		お台場学園港陽中学校	台場 1-1-5	
110		都立お台場海浜公園内	台場 1-4	
111		埠頭公園	海岸 3-14-34	
112		芝浦中央公園	港南 1-2-28	
113		コクヨ本社ビル	港南 1-8-35	
114		特別養護老人ホーム港南の郷	港南 3-3-23	
115		都営港南四丁目アパート	港南 4-5-3	
116		都立品川北埠頭公園	港南 5-2	
117		J R変電所前区道	芝浦 1-7	
118		吾妻ビル	芝浦 3-17-12	
119		芝浦四丁目下水道局敷地	芝浦 4-20-48	
120		都営芝浦四丁目アパート	芝浦 4-4-38	
121		都立お台場海浜公園（西側）	台場 1-4	
122		芝浦内貿2号上屋	海岸 3-29-1	
123		日の出棧橋大型バス駐車場	海岸 2-7 先	
124		芝浦小学校	芝浦 4-8-18	
125		東八ツ山公園	港南 2-8-8	
126		品川ふ頭	港南 5-11-2	

無線放送塔 117局

小出力無線放送設備 9局

震2-9-5 戸別受信機配備先

平成28年9月1日現在

施設別配備数		
施設名	配備数 (台)	
区 有 施 設	本部（区役所）	3
	防災警戒待機室	1
	麻布地区総合支所	2
	赤坂地区総合支所	1
	高輪地区総合支所	2
	芝浦港南地区総合支所	2
	台場分室	1
	保育園	16
	児童館	5
	いきいきプラザ	15
	障害保健福祉センター	2
	みなと保健所	2
	図書館	5
	港郷土資料館	1
	教育センター	1
	幼稚園	10
	商工会館	1
	港南中高生プラザ学童クラブ分室	5
	つばさ教室	1
	青山生涯学習館	1
	高齢者介護施設	4
	男女平等参画センター	1
	体育施設	3
	港勤労福祉会館	1
	区民センター	4
	防災住民組織・町会・自治会等	74
計	164	

震2-10-1 広域避難場所計画表

(平成28年4月1日現在)

■ 避難場所

番号	避難場所名	所在地	区域面積 (㎡)	避難 有効面積 (㎡)	重複利用区	町 丁 数	区別地区割当	避難計画 人口 (人)	1人当たり避難有 効面積 (㎡/人)	最遠 避難距離 (km)
7	迎賓館一帯	港区元赤坂 新宿区南元 町、四谷、若 葉	89,472	62,869	港区	2	元赤坂1～2丁目	22,359	2.81	0.9
					新宿区	4	四谷1丁目、市谷本村町の一部、若葉1丁目、本塩町			
8	芝公園・慶 応大学一帯	港区芝公園、 三田	676,778	349,109	港区	14	芝3、5丁目、芝公園3～4丁目、東麻布1～3丁目、三田1～5丁目、麻布台1丁目、虎ノ門5丁目	128,374	2.72	1.0
12	高輪三丁 目・四丁 目・御殿山 地区	港区高輪 品川区北品川	235,437	110,924	港区	5	高輪1～4丁目、白金台2丁目	62,298	1.78	1.4
					品川区	5	北品川5～6丁目、4丁目の一部、東五反田1、3丁目の各一部			
13	自然教育 園・聖心女 子学院一帯	港区白金、 白金台 品川区上大崎	365,905	182,103	港区	10	白金1～6丁目、白金台1、3～5丁目	70,533	2.58	1.9
					品川区	11	荏原1丁目の一部、上大崎1～4丁目、西五反田3、5、6丁目の各一部、東五反田4丁目、1、3丁目の各一部			
14	有栖川宮記 念公園一帯	港区南麻布	93,922	48,850	港区	11	元麻布1～2丁目、南麻布1～5丁目、麻布十番2～4丁目、麻布十番1丁目の一部	31,923	1.53	0.8
15	青山墓地一 帯	港区南青山、 六本木	372,800	241,773	港区	14	元麻布3丁目、西麻布1～4丁目、南青山1～7丁目、麻布十番1丁目の一部、六本木7丁目	81,592	2.96	1.0

番号	避難場所名	所在地	区域面積 (㎡)	避難 有効面積 (㎡)	重複利用区	町 丁 数	区別地区割当	避難計画 人口 (人)	1人当たり避難有 効面積 (㎡/人)	最遠 避難距離 (km)
17	明治神宮外 苑地区	港区北青山、 新宿区霞ヶ丘 町、渋谷区神 宮前、千駄ヶ 谷	701,606	405,113	港区	3	北青山1～3丁目	92,689	4.37	2.0
					新宿区	15	荒木町、市谷本村町の一部、霞ヶ丘 町、片町、坂町、左門町、三栄町、 信濃町、須賀町、大京町、南元町、 四谷2～3丁目、若葉2～3丁目			
					渋谷区	4	神宮前2～3丁目の各一部、千駄ヶ 谷1～2丁目の各一部			

■ 地区内残留地区

番号	地区名	重複利用区	所在地	面積(ha)	地区内退避人口
307	東新橋、海岸地区		海岸1丁目、東新橋1丁目	63	64,149
308	芝浦地区		芝浦1～4丁目	124	59,385
309	港南地区		港南1～4丁目	185	41,400
311	港南、東品川地区	港区	港南5丁目	103	4,038
		品川区	東品川5丁目		
312	海岸地区	港区	海岸2～3丁目	98	12,320
313	青海、東八潮、台場地区	港区	台場1～2丁目	341	27,667
		江東区	青海1～4丁目		
		品川区	東八潮		
318	赤坂、六本木地区		赤坂1～9丁目、六本木1～6丁目、麻布台2～3丁 目、麻布永坂町、麻布狸穴町、愛宕1～2丁目、虎 ノ門1～4丁目、西新橋1～3丁目	336	255,381
319	新橋、芝地区		芝1～2、4丁目、芝公園1～2丁目、芝大門1～2 丁目、新橋1～6丁目、浜松町1～2丁目、東新橋2 丁目	135	145,458

震2-10-2 地域集合場所一覧表

(1) 芝地区総合支所管内

番号	地域集合場所名称	住所	町会・自治会名
1	新橋駅東口前	新橋 2-20	新橋一丁目東部町会
2	第一ホテル前路上	新橋 1-2-6	新橋一丁目西部町会
3	日比谷図書館周辺	千代田区日比谷公園	新橋桜自治会
			新橋二丁目兼房会
4	新橋駅西口広場	新橋 2-7	ニュー新橋ビル自治会
5	新橋駅東口前	新橋 2-20	新橋二丁目町会
			新橋駅前ビル自治会
6	杉本ビル前	新橋 3-2-6	新橋三丁目新三町会
7	生涯学習センター	新橋 3-16-3	新橋三丁目西部町会
			新橋三丁目中部町会
			新橋四丁目町会
			新橋二丁目烏森町会
8	桜田公園	新橋 3-16-15	新橋五丁目町会
9	福祉プラザさくら川	新橋 6-19-2	新橋五・六丁目町会
			新橋七丁目町会
10	区立汐留西公園	東新橋 2-17-1	新橋六丁目東町会
			汐留町会
11	新橋駅東口前	新橋 2-20	東新橋一丁目町会
12	日比谷図書館周辺	千代田区日比谷公園	西新橋一丁目第一町会
13	旧桜小学校・南桜公園	西新橋 2-10-13	西新橋一丁目親和町会
			西新橋一丁目桜正町会
			西新橋一丁目桜町会
			南佐二町会
			西新橋二丁目南桜町会
			西新橋二丁目西町会
			田村新交町会

番号	地域集合場所名称	住所	町会・自治会名
14	東京慈恵医科大学中央棟前路上	西新橋 3-25	西新橋三丁目愛二町会
15	都立芝公園	芝公園 3-2	互親会町会
16	みなと図書館裏	芝公園 3-2	六和町会
17	日本土地ビル前	千代田区霞が関 1-4	虎ノ門会
18	金刀比羅宮境内	虎ノ門 1-2-7	虎ノ門一丁目琴平町会
19	虎ノ門いきいきプラザ（とらトピア）	虎ノ門 1-21-10	桜川町会
20	虎ノ門2丁目タワー前	虎ノ門 2-3-17	虎ノ門二丁目明舟町会
21	西久保巴町児童遊園	虎ノ門 3-18-18	虎ノ門三丁目巴町会
22	テレビ東京内広場	虎ノ門 4-3-12	虎ノ門四丁目町会
23	光明寺前	虎ノ門 3-25-1	神谷町町会
			仙石山町会
24	八幡神社境内	虎ノ門 5-10-14	八幡町会
25	芝高等学校前	芝公園 3-5	虎ノ門三丁目広栄町会
26	愛宕神社石段下	愛宕 1-5	愛宕町会
27	港区役所前芝公園	芝公園 1-4	芝公園一丁目町会
28	芝公園（芝プール脇児童コーナー・増上寺前・日本女子会館脇・黒龍堂ビル脇）	芝公園 2-1	芝公園二丁目町会
			片門前町会
29	芝公園23号地公園	芝公園 3-4	芝公園三丁目町会
30	宝珠院前広場	芝公園 4-8	芝公園四丁目町会
31	プラザ神明	浜松町 1-6-7	浜松町一丁目町会
			芝浜町会
32	浜松町二丁目遊び場	浜松町 2-3	浜三町会
33	浜松町四丁目児童遊園	浜松町 2-13-3	芝浜四町会
34	日本赤十字社前	芝大門 1-1-3	芝大門一丁目北親会
35	芝大神宮前	芝大門 1-12-7	芝大門一丁目宮本町会
36	芝パークビル前	芝公園 2-4	芝大門二丁目仲一町会
			芝大門中二町会
			中三三治会

番号	地域集合場所名称	住所	町会・自治会名
37	芝新堀町児童遊園	芝 2-12-3	芝新堀町会
38	芝小学校	芝 2-21-3	芝西応寺町会
39	北四国町会館「四季」	芝 3-32-8	北四国町会
40	松本町児童遊園	芝 3-12-19	芝三丁目松本町会
41	三田国際ビル広場	三田 1-4-28	
42	本芝公園	芝 4-15-1	本芝町会
43	三田いきいきプラザ前	芝 4-1-17	本芝町会
44	芝五丁目町会会館	芝 5-13-15	芝五丁目町会
45	芝五丁目児童遊園	芝 5-18-4	都営芝五自治会
			芝和城会
			田町一丁目有隣会
46	田町駅前市街地住宅敷地内広場	芝 5-34-2	田町駅前市街地住宅自治会
47	国際医療福祉大学附属三田病院前	三田 1-4-3	新門前睦会
48	パークコート麻布十番三田ガーデン前	三田 1-7-2	三田一丁目町会
49	三田綱町児童遊園	三田 2-19-11	三田綱町自治会
50	三田二丁目児童遊園	三田 2-10-7	三田二丁目一交會
51	慶応大学正門前	三田 2-15-45	三田慶応町会
52	旧南海小学校	三田 3-4-22	三田慶南町会
53	三田郵政宿舎前	三田 3-8-10	三田二号郵政宿舎自治会
54	N T T データ前	三田 4-19-15	三田三丁目町会親和会
55	都立産業貿易会館前	海岸 1-7	海岸一丁目町会
56	塩釜神社境内・塩釜公園	新橋 5-19-7	新橋露月町町会
57	新橋駅東口前	新橋 2-20	しんちか自治会
58	金杉橋児童遊園	芝 1-1-26	芝金杉町会
59	住友不動産、三田ツインビル西館庭園	三田 3-5-27	三田新町町会
60	城山ヒルズ円型広場	虎ノ門 4-3	仙石山アネックス自治会
61	都立産業貿易会館前	海岸 1-7	浜松町アパート防災会
62	春日神社前広場	三田 2-13-9	三田商店街振興組合防災部

(2) 麻布地区総合支所管内

番号	地域集合場所名称	住所	町会・自治会名
1	麻布小学校	麻布台 1-5-15	我善坊町会
			麻の葉住民防災組織
			麻布市兵衛町防災会
			六本木市西町会防災会
2	霊友会釈迦殿前	麻布台 1-7-8	飯倉防災会
3	東麻布児童遊園	東麻布 1-2-1	飯倉三・四丁目町会防災会
4	飯倉公園	東麻布 1-21-8	東麻布一丁目飯五町会防災部
5	旧飯倉小学校	東麻布 2-1-1	飯倉三・四丁目町会防災会
			麻布森元町会防災住民組織
			東麻布初音防災会
6	初音会館前	東麻布 2-6-11	東麻布初音防災会
7	狸穴公園	麻布狸穴町 63	東麻布初音防災会
			東麻布三丁目防災会
8	日進畜産駐車場	東麻布 2-32-13	東麻布北新睦防災会
9	麻布図書館	六本木 5-12-24	永坂会防災会
10	六本木中学校	六本木 6-8-16	麻布十番睦会防災会
			日ヶ窪親和防災会
11	網代公園	麻布十番 2-15-1	新二防災会
			網代会防災部
			坂下会防災住民組織
			麻布十番中央マンション防災会
12	善福寺境内	元麻布 1-6-21	山元町防災会
13	新広尾公園	麻布十番 4-5-1	ツインーの橋防災会
14	東町小学校	南麻布 1-8-11	竹谷町防災会
			南麻布一丁目東町町会
15	竹の湯前	南麻布 1-15-12	竹谷町防災会
16	南麻布二丁目児童遊園、NTT社宅広場	南麻布 2-3-14、南麻布 2-3	南麻布新堀防災会
17	本村小学校	南麻布 3-9-33	麻布本村町住民防災会

番号	地域集合場所名称	住所	町会・自治会名
18	麻布グランド	南麻布 5-6-33	麻布本村町住民防災会
19	麻布グランド	南麻布 5-6-33	三軒家防災組織
20	古川橋児童遊園	南麻布 2-15-11	新広尾古川町会防災会
21	天現寺境内、光林寺境内、公務員富士見町宿舎内広場	南麻布 4-2、南麻布 4-11	富士見町防災会
22	有栖川公園広尾門付近・防災倉庫周辺	南麻布 5-7	南麻布広尾防災会
23	南山小学校	元麻布 3-8-15	麻布宮村町会防災部
24	麻布税務署駐車場	西麻布 3-3-5	麻布桜田防災会
25	筈児童遊園	西麻布 2-1-2	西麻布東町会防災会
26	長谷寺境内	西麻布 2-21-34	麻布上筈町会防災組織
27	筈公園	西麻布 3-12-1	仲筈町会防災部
28	神道大教本局境内	西麻布 4-9-2	南筈防災会
29	高陵中学校	西麻布 4-14-8	西麻布上町会
30	久國神社境内・谷箆会館	六本木 2-1-16	谷箆防災会
31	アークヒルズ自治会集会所	六本木 1-3-27・赤坂 1-13	アークヒルズ自治会防災会
32	三河台公園	六本木 4-2・六本木 3-3	六本木今井町防災会
			六本木町会防災会
33	ホームattuウエスト前	六本木 3-15-11	六本木市西町会防災会
34	六本木西公園	六本木 7-17-8	材木町防災会
35	政策研究大学院大学	六本木 7-22-1	竜土防災会
36	都立青山公園	六本木 7-23	西麻布霞町町会防災会
37			六本木ヒルズ自治会

(3) 赤坂地区総合支所管内

番号	地域集合場所名称	住所	町会・自治会名
1	豊川稲荷境内	元赤坂 1-4-7	元赤坂伝馬町防災会
			赤坂表一二町会
2	みなみ児童遊園	新宿区南元町 18	元赤坂二丁目町会
3	溜池交差点付近（赤坂一丁目側）	赤坂 1-5 付近	赤坂溜池町会
4	オリックスビル前	赤坂 2-9 付近	赤坂東一・二丁目町会
5	赤坂インターシティ前	赤坂 1-11 付近	
6	陽泉寺境内	赤坂 1-11-9	霊南坂町会
7	赤坂福吉会館（赤坂ツインタワー内）	赤坂 2-17-22	福吉防災会
8	旧赤坂小学校	赤坂 4-1-26	赤坂見附会
			赤坂新二町会
			赤坂新一町会
9	日枝神社エスカレーター横の広場	千代田区永田町 2-11	赤坂田町三・四・五丁目町会
10	憩の広場（TBS敷地内）	赤坂 5-3-1	赤坂新三町会
11	園通寺坂公園	赤坂 5-2-47	赤坂一ツ木防災会
12	私立山脇学園	赤坂 4-10-36	赤坂丹後町町会
13	一ツ木公園	赤坂 5-5-26	赤坂五丁目 2 6 自治会
14	TBS 南公園入口 中ノ町・新四町会防災倉庫前	赤坂 5-5-7 と赤坂 5-4-17 の間	赤坂中ノ町新四町会
15	氷川神社	赤坂 6-10-12	赤坂氷川町防災会
16	氷川公園	赤坂 6-5-4	
17	サン・サン赤坂（旧氷川小学校）	赤坂 6-6-14	
18	赤坂小学校横の三角公園	赤坂 8-13 付近	赤坂新町五丁目町会
19	高橋是清翁記念公園	赤坂 7-3-39	赤坂七丁目町会
20	赤坂小学校	赤坂 8-13-29	赤坂七丁目町会
		赤坂 8-13-29	赤坂八丁目町会
21	桑田記念児童遊園	赤坂 9-3-21	檜町町会
22	青葉公園、南青山一丁目広場	南青山 1-4-4、南青山 1-6	青山一丁目町会
23	都立青山葬儀所	南青山 2-33-20	南青山一丁目町会

番号	地域集合場所名称	住所	町会・自治会名
24	青山中学校	北青山 1-1-9	北青山一丁目住宅自治会
			北青山一丁目町会
			北青山一丁目アパート 3・4号棟 自治会防災部
25	青山小学校正門入口前及び入口通路	南青山 2-21-2	青山二丁目町会住民組織
26	区立青山公園	南青山 2-21-12	青山外苑町会災害対策本部
27	秩父宮ラグビー場	北青山 2-8-35	南北青山二丁目町会
28	中央広場(青山保育園前公園)	北青山 3-4	北青山三丁目住宅自治会防災会
29	青山三・四丁目町会事務所前	南青山 3-4-11	青山三・四丁目町会防災特別委員会
30	表参道秋葉神社前	北青山 3-5-26	青山表参道町会防災組織本部
31	南青山 6 丁目児童遊園	南青山 6-13-24	青山高樹町町会防災住民組織
32	日赤医療センター内中庭	渋谷区広尾 4-1	山筭町防災会
33	ミッドタウンガーデン・檜町公園	赤坂 9-7-9	東京ミッドタウン町会

(4) 高輪地区総合支所管内

番号	地域集合場所名称	住所	町会・自治会名
1	宝生院境内	三田 4-1-29	三田寺町町会防災会
2	亀塚公園	三田 4-16-20	三田台防災会
3	NTT データ通信前	三田 4-19-15	伊皿子防災会
4	豊岡町第二会館前	三田 5-7	三田豊岡町会防災部
5	三田松坂町児童遊園	三田 5-61-8	松坂町会住民防災組織
6	松ヶ丘児童遊園	高輪 1-11-1	松ヶ丘会防災部
7	高輪一丁目アパート2階広場	高輪 1-15	高輪一丁目アパート自治会防災部
8	高松中学校	高輪 1-16-25	松ヶ丘会防災部
9	高松児童遊園	高輪 1-15-22	君友会災害対策本部
10	高松宮邸前	高輪 1-14-1	伊皿子睦会防災会
			秀和高輪防災会
			高輪タウンハウス自治会
			高輪台町防災会
11	泉岳寺境内	高輪 2-11-1	高輪台町防災会
12	承教寺境内	高輪 2-8-2	高輪二本榎町会防災会
13	高輪台小学校	高輪 2-8-24	高輪本町防災会
			高輪二丁目長和会防災会
14	承教寺境内	高輪 2-8-2	
15	泉岳寺前児童遊園	高輪 2-15-37	車町西町会防災会
			車町東町会防災団
16	車町児童遊園	高輪 2-20-29	シティハイツ車町自治会防災部
17	シティハイツ桂坂隣地	高輪 2-13-8	高輪北町親和防災団
18	高輪台遊び場	高輪 3-9	西町自治会防火・防災部
	西町会館	白金台 2-12-15	
19	高輪郵政宿舎内広場	高輪 3-1-1	高輪郵政宿舎自治会防災部
20	高野山東京別院駐車場	高輪 3-15-18	高輪親睦会防災会
21	高輪公園	高輪 3-18-18	高輪共和会防災部
22	高輪森の公園	高輪 3-13-21	高輪南町防災会
23	品川税務署裏駐車場	高輪 3-13-22	

番号	地域集合場所名称	住所	町会・自治会名
24	三菱開東閣前	高輪 4-25-33	
25	白金志田町児童遊園	白金 1-12-16	白高町会震災組織
26	立行寺境内	白金 2-2-6	一心会町会防災部
27	田島町会館前	白金 3-2	田島町災害対策本部
28	白金公園	白金 3-1-16	田島町災害対策本部
29	白金一丁目児童遊園	白金 1-25-3	第一・三光町会防災組織
30	白金郵政宿舎内広場	白金 1-15	白金郵政宿舎防災会
31	氷川神社境内	白金 2-1-7	尚礼会町会防災部
32	聖心女子学院正門前	白金 4-11-1	三光第五町会防災部
33	白金公園	白金 3-1-16	新広尾町三丁目町会防災会
34	旧三光小学校	白金 3-18-2	三光第五町会防災部
			白金三光町会防災会
35	北里研究所	白金 5-9-1	白光町会防災会
	北里研究所	白金 5-9-1	白金第四町会防災会
36	旧神応小学校	白金 6-9-5	白金三光第六町会防災会
37	東大医科研西門・表門	白金台 4-6-1	奥三光町会防災会
38	明治学院大学正門前	白金台 1-2	白金台一丁目防災会
39	八芳園正門前	白金台 1-1-1	
40	佛所護念会教団本部正門前駐 車場	白金台 2-1-1	白金台七七防災会
41	白金児童遊園（通称：猿町公 園）	白金台 2-24-3	白金今里町協和会防災部
42			白金猿町町会防災部
43	佛所護念会高輪教会（一部）	高輪 4-1-13	
44	八芳園正門前	白金台 1-1-1	日吉坂町会防災部
45	佛所護念会教団本部	白金台 2-1-1	白金台十和会防災会
46	白金台三丁目遊び場	白金台 3-12	今里町親和会防災会
47	白台児童遊園	白金台 4-7-6	白金台町二丁目防災会
48	白金台どんぐり児童遊園	白金台 5-19-1	
49	ファミリーグラン三田伊皿子 坂内中庭及び裏口広場	三田 4-18-20	三田伊皿子坂自治会防災部

(5) 芝浦港南地区総合支所管内

番号	地域集合場所名称	住所	町会・自治会名
1	南浜町児童遊園	芝浦 1-12-12	芝浦一丁目防災会
2	船路橋児童遊園	芝浦 2-11-10	芝浦二丁目町会防災班
			公団芝浦二丁目自治会
3	グランドメゾン田町内広場	芝浦 2-1-11	グランドメゾン田町自治会
4	トリニティ芝浦緑地	芝浦 4-13	芝浦三・四丁目町会防災会
			シティハイツ芝浦自治会
5	メゾン田町駐車場	芝浦 4-8-12	メゾン田町防災会
6	秀和田町レジデンス内空地	芝浦 2-4-6	秀和田町レジデンス防災会
7	敷地内公園	芝浦 4-4-27	三田ナショナルコート自治会防災会
8	高浜公園	芝浦 4-3-30	カナルサイド高浜自治会 消防部会
9	1階キャピタルマークホール・ホワイエ・ガーデンコリドー	芝浦 4-10-1	キャピタルマークタワー防災会
10	第二アパート内公園	芝浦 4-19-7	芝浦第二アパート自治会防災班
11	埠頭公園	海岸 3-14-34	海岸二・三丁目町会防災会
			東港自治会防災対策本部
			トミンハイム海岸三丁目自治会
			マリンシティダイヤモンドパレス管理組合
12	こうなん星の公園（NTT広場前）	港南 1-9-24	港南町会防災会
13	港南一丁目市街地住宅前広場	港南 1-8-23	日本住宅公団港南一丁目市街地住宅自治会防災会
14	こうなん星の公園（NTT広場前）	港南 1-9-24	品川駅港南口町会
15	港南図書館前広場	港南 3-3	港南三丁目第二市街地住宅防災会
16	港南公園B（2号棟と3号棟の間）	港南 4-5-1	都営港南四丁目自治会防災会
17	港南三丁目遊び場	港南 3-2	港南三丁目アパート自治会
18	敷地内空地	港南 4-7-1	港南四丁目第二アパート自治会防災会
19	1階ピロティ及び駐車場	港南 3-9-50	港南三丁目第2アパート防災部
20	敷地内広場	港南 4-2-4	港南4丁目第3アパート防災会

番号	地域集合場所名称	住所	町会・自治会名
21	港南三丁目遊び場	港南 3-2	フェイバリッチタワー品川防災会
22	港南の郷前広場	港南 3-3-23	シティハイツ港南防災会
23	品川北ふ頭公園	港南 5-2	スカイクレストビュー東京管理組合防災会
24	港南三丁目遊び場	港南 3-2	パークタワー品川ベイワード防災会
25	ワールドシティタワーズ中庭	港南 4-6	ワールドシティタワーズ防災会
26	1階アトリウム	港南 4-7-55	TOKYO SEA SOUTH ブランファーレ防災会
27	2階北側広場	台場 1-5-4	台場五番街4号棟防災会
28	2階広場	台場 1-5-7	台場五番街7号棟防災会
29	1階共用スペース・駐車場棟 屋上（プラネットガーデン）	台場 2-2-2	THE TOWARS DAIBA 防災会
30	お台場レインボー公園	台場 1-3-1	台場一番防災会
			シーリアお台場5番街6号棟防災会
31	台場一丁目アパート前	台場 1-1-3	レインボー自治会
32	敷地内空地	芝浦 4-19、20、21、22	芝浦アイランド自治会
33	敷地内空地	芝浦 4-4-38	都営芝浦4丁目アパート自治会

震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表

令和3年4月1日現在

(1) 区民避難所（地域防災拠点）

(旧一次避難所)（主に避難スペースは、体育館のような利用者と区画できるスペースを使用します）

構造：「SRC」鉄骨鉄筋コンクリート造 「RC」鉄筋コンクリート造 「S」鉄骨造

番号	地区	施設名	住所	電話番号	構造	受入人員可能数	
						一時	長期
1	芝	御成門小学校	芝公園 3-2-4	(3431)2766	SRC	2,104	1,271
2		芝小学校	芝 2-21-3	(3456)3072	SRC	855	513
3		港勤労福祉会館	芝 5-18-2	(3455)6381	RC	651	391
4		赤羽小学校	三田 1-4-52	(3451)1988	RC	1,597	964
5		御成門中学校	西新橋 3-25-30	(3436)3568	SRC	2,536	1,528
6		生涯学習センター	新橋 3-16-3	(3431)1606	S	838	504
7		エコプラザ	浜松町 1-13-1	(5404) 7764	SRC	556	335
8		福祉プラザさくら川	新橋 6-19-2	(3433) 0180	SRC	144	86
9		神明子ども中高生プラザ・ 神明いきいきプラザ	浜松町 1-6-7	(5733) 5199 (3436) 2500	SRC	852	511
10		虎ノ門いきいきプラザ	虎ノ門 1-21-10	(3539) 2941	SRC	132	79
11		三田いきいきプラザ	芝 4-1-17	(3452) 9421	RC	332	199
12	麻 布	麻布小学校	麻布台 1-5-15	(3583)0014	RC	1,435	865
13		旧飯倉小学校	東麻布 2-1-1		RC	419	208
14		本村小学校	南麻布 3-9-33	(3473)1462	SRC	2,017	1,217
15		東町小学校	南麻布 1-8-11	(3451)7726	RC	1,073	647
16		筈小学校	西麻布 3-11-	(3404)1530	RC	1,412	853

			16					
17		六本木中学校	六本木 6-8-16	(3404)8855	R C	1,534	926	
18		高陵中学校	西麻布 4-14-8	(3409)7687	S R C	1,130	565	
19		南山小学校	元麻布 3-8-15	(3403)5773	R C	1,173	702	
20		麻布区民センター	六本木 5-16-45	(3583)5487	S R C	326	195	
21		南麻布いきいきプラザ	南麻布 1-5-26	(5232) 9671	R C	224	135	
22	麻 布	麻布こども中高生プラザ ・ありすいきいきプラザ	南麻布 4-6-7	(5447)0611	R C	1027	619	
23		西麻布いきいきプラザ	西麻布 2-13-3	(3486)9166	S R C	297	180	
24		飯倉いきいきプラザ	東麻布 2-16-11	(3583) 6366	S	157	92	
25	赤 坂	赤坂小学校	赤坂 8-13-29	(3404)8602	R C	2,001	1,208	
26		青山小学校	南青山 2-21-2	(3403)5588	R C	1,691	1,020	
27		青南小学校	南青山 4-21-15	(3404)8608	R C	1,723	1,039	
28		青山中学校	北青山 1-1-9	(3404)7522	S R C	2,621	1,581	
29		赤坂区民センター	赤坂 4-18-13	(5413)2711	S R C	475	285	
30		サン・サン赤坂 (赤坂子ども中高生プラザ)	赤坂 6-6-14	(5561)7833	R C	888	535	
31		赤坂いきいきプラザ	赤坂 6-4-8	(3583) 1207	R C	118	70	
32		青山いきいきプラザ	南青山 2-16-	(3403) 2011	S R C	585	350	

			5					
33		青南いきいきプラザ	南青山 4-10-1	(3423) 4920	R C	138	80	
34	高 輪	御田小学校	三田 4-11-38	(3451)3997	R C	1,213	732	
35		高輪区民センター	高輪 1-16-25	(5421)7616	S R C	393	235	
36		白金小学校	白金台 1-4-26	(3441)5407	R C	1,805	1,090	
37		旧三光小学校	白金 3-18-2	(3441)1001	R C	1,717	1,037	
38		白金の丘学園白金の丘小・中学校	白金 4-1-12	(3441)5363 (3441)5631	R C	4,556	2,756	
39		旧神応小学校	白金 6-9-5	(3441)8391	R C	1,104	660	
40		三田中学校	三田 4-13-13	(5441)7348	S R C	1,443	721	
41		高松中学校	高輪 1-16-25	(3441)6239	S R C	2,306	1,394	
42		高輪台小学校	高輪 2-8-24	(5447)0616	R C	943	568	
43		高輪子ども中高生プラザ	高輪 1-4-35	(3443) 1555	S R C	1,005	670	
44		豊岡いきいきプラザ	三田 5-7-7	(3453) 1591	R C	121	72	
45		高輪いきいきプラザ	高輪 3-18-15	(3449) 1643	R C	138	81	
46		白金いきいきプラザ	白金 3-10-12	(3441) 3680	R C	129	76	
47		白金台いきいきプラザ	白金台 4-8-5	(3440) 4627	S R C	424	255	
48	芝 浦	芝浦小学校	芝浦 4-8-18	(3451)4992	S R C	1,339	803	
49	港 南	港南小学校	港南 4-3-28	(3474)1501	R C	2,427	1,468	
50		港南中学校	港南 4-3-3	(3471) 0238	R C	2,236	1,351	
51		芝浦港南区民センター	芝浦 4-13-1	(3769) 8864	R C	433	259	
52		みなとパーク芝浦 (港区スポーツセンター・男女平等参画センター)	芝浦 1-16-1	(6400)0036	S	7,442	4,502	
53		港南子ども中高生プラザ	港南 4-3-7	(3450) 9576	S R C	1,218	730	

54		港南いきいきプラザ	港南 4-2-1	(3450) 9915	R C	191	112
55	台 場	お台場学園港陽小・中 学校	台場 1-1-5	(5500)2575	R C	3,360	2,026
56		台場区民センター	台場 1-5-1	(5500) 2355	S R C	298	179
区民避難所（地域防災拠点）計						70,416	42,202

※改築中の施設については、除外しています。

(2) 福祉避難所一覧（旧二次避難所）

番号	施設名		住所	電話番号	構造	受入人員可能 数
1	障 害 者 施 設	障害保健福祉セン ター	芝 1-8-23	(5439) 2511	S R C	90
2		新橋はつらつ太陽	新橋 6-19-2	(3433) 0180	S R C	60
3		精神障害者支援セ ンター	高輪 1-4-8	(5449) 6455	S	33
4		障害者支援ホーム 南麻布	南麻布 4-6-13	(6455) 7797	R C	60
5		児童発達支援セン ター		(6277) 3106		
6	南麻布シニアガー デンアリス	(6277) 3106				
7	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	白金の森	白金台 5-20-5	(3449) 9611	R C	49
8		港南の郷	港南 3-3-23	(3450) 5571	S R C	50
9		サン・サン赤坂	赤坂 6-6-14	(5561) 7833	R C	50
10		麻布慶福苑	南麻布 5-1-20	(3446) 5501	R C	52
11		ベル	西麻布 4-7-2	(3499) 2823	R C	28
12		新橋さくらの園	新橋 6-19-2	(3433) 0183	S R C	120
13		ありすの杜きのこ 南麻布	南麻布 4-6-1	(5739) 0585	R C	110
14		洛和ヴィラ南麻布	南麻布 4-6-1	(6408) 8677	R C	110
15		老人保	ルネサンス麻布	南麻布 2-10-21	(3453) 5015	R C

	健施設					
16		新橋ぼらの園	新橋 6-19-2	(3433) 0182	R C	100
17		洛和ヴィラサラサ	南麻布 4-6-1	(6408) 8676	R C	50
18	高 齢 者 在 宅 サ ー ビ ス セ ン タ ー	白金の森	白金台 5-20-5	(3449) 9615	R C	60
19		港南の郷	港南 3-3-23	(3450) 5571	S R C	153
20		サン・サン赤坂	赤坂 6-6-14	(5561) 7831	R C	83
21		南麻布	南麻布 1-5-26	(5232) 9672	R C	56
22		台場	台場 1-5-5	(5531) 0520	S R C	59
23		北青山	北青山 1-6-1	(5410) 3410	R C	116
24		芝	芝 3-24-5	(5232) 0848	S	53
25		虎ノ門	虎ノ門 1-21-10	(3539) 3710	R C	45
福祉避難所計						1,637

※精神障害者支援センターについては、開設後に、福祉避難所として指定します。

震2-11-1 都水道局の応急給水用資器材

平成28年4月1日現在

事業所名	組立式給水タンク (基)		ポリタンク (個)		応急給水栓 (基)	ホース (本)		簡易給水槽 (基)
	1 m ³	0.3 m ³	20 ㍓	10 ㍓		20m	5m	
中央支所	6	2	108	95	6	3	5	0
港営業所	6	2	35	100	6	2	2	0

震2-11-2 区内給水拠点一覧

平成28年4月1日

施設名	所在地	容量 (m ³)
芝給水所	港区芝公園 3-6-7	26,600
都立青山公園	港区六本木 7-23	1,500
シティハイツ桂坂	港区高輪 2-13-8	100

震2-11-3 防災備蓄倉庫一覧表

(1) 芝地区総合支所管内

	施設名	住所	設置階	面積 (㎡)	民間ビル
1	御成門小学校	芝公園 3-2-4	地下1階	29	
2	芝小学校	芝 2-21-3	地下1階	37	
3	赤羽小学校	三田 1-4-52	地下1階	30	
4	御成門中学校	西新橋 3-25-30	1階	20	
5	生涯学習センター①	新橋 3-16-3	1階	5	
6	生涯学習センター②	新橋 3-16-3	1階	13	
7	エコプラザ	浜松町 1-13-1	2階	67	
8-1	福祉プラザさくら川 ①	新橋 6-19-2	地下1階	52	
8-2	福祉プラザさくら川 ②	新橋 6-19-2	2階	15	
9	神明子ども中高生プ ラザ・神明いきいきプ ラザ	浜松町 1-6-7	地下1階	91	
10	虎ノ門いきいきプラ ザ	虎ノ門 1-21-10	地下1階	40	
11	ヒューリック虎ノ門 ビル	虎ノ門 1-1-18	2階	277	民間ビル
12	三田いきいきプラザ	三田 4-1-17	地下1階	28	
13	みなと保健所	三田 1-4-10	地下1階	42	
14	虎ノ門36森ビル	虎ノ門 3-4-7	地下1階	74	民間ビル
15	障害保健福祉センタ ー	芝 1-8-23	地下2階	68	
16	東京ガス	海岸 1-5-20	1階	325	民間ビル
17	港区役所	芝公園 1-5-25	地下1階	105	
18	芝 NBF タワー	芝大門 1-1-30	地下3階	60	民間ビル
19	NEC 本社ビル	芝 5-7-1	地下2階	241	民間ビル
20	城山トラストタワー	虎ノ門 4-3-1	1階	299	民間ビル
21	三田 NN ビル	芝 4-1-23	地下2階	62	民間ビル
22	鈴江ベイティアムア ネックス	海岸 1-15-5	1階	70	民間ビル
23	汐留タワー	東新橋 1-6-3	地下4階	88	民間ビル
24	愛宕グリーンヒルズ MORI タワー	愛宕 2-5-1	1階	236	民間ビル
25-1	汐留地下①	東新橋 1 丁目地 内	地下1階	273	民間ビル
25-2	汐留地下②	東新橋 1 丁目地 内	地下1階	265	民間ビル

25-3	汐留地下③	東新橋 1 丁目地 内	地下 1 階	266	民間ビル
26	東京ツインパークス	東新橋 1-10-1	地下 1 階	99	民間ビル
27	浜松町スクエア	浜松町 1-30-5	地下 1 階	53	民間ビル
28-1	汐留シティセンター ①	東新橋 1-5-2	地下 3 階	96	民間ビル
28-2	汐留シティセンター ②	東新橋 1-5-2	地下 3 階	97	民間ビル
29	汐留アネックスビル	東新橋 1-8-3	1 階	72	民間ビル
30	日本テレビタワー	東新橋 1-6-1	地下 4 階	123	民間ビル
31	汐留電通ビル	東新橋 1-8-1	地下 4 階	195	民間ビル
32	セレスティン芝三井 ビルディング	芝 3-23-1	地下 1 階	167	民間ビル
33	浜離宮インターシテ ィー	海岸 1-9-1	地下 1 階	42	民間ビル
34	アークヒルズ仙石山 森タワー	虎ノ門 5-3-22	1 階	162	民間ビル
35	笹川平和財団ビル	虎ノ門 1-15-16	地下 1 階	125	民間ビル
管内小計				4,409	

(2) 麻布地区総合支所管内

	施設名	所在地	設置階	面積 (㎡)	民間ビル
36	麻布小学校	麻布台 1-5-15	1階	30	
37	旧飯倉小学校	東麻布 2-1-1	1階	26	
38	本村小学校	南麻布 3-9-33	1階	53	
39-1	東町小学校①	南麻布 1-8-11	地下1階	12	
39-2	東町小学校②	南麻布 1-8-11	1階	11	
40-1	筈小学校①	西麻布 3-11-16	1階	12	
40-2	筈小学校②	西麻布 3-11-16	1階	30	
41	六本木中学校	六本木 6-8-16	地下1階	30	
42	高陵中学校	西麻布 4-14-8	地下1階	74	
43	南山小学校	元麻布 3-8-15	1階	72	
44	麻布地区総合支所(区民センター)	六本木 5-16-45	地下1階	48	
45	南麻布いきいきプラザ	南麻布 1-5-26	地下1階	65	
46	麻布こども中高生プラザ・ありすいきいきプラザ	南麻布 4-6-7	1階	38	
47	西麻布いきいきプラザ	西麻布 2-13-3	地下1階	35	
48	飯倉いきいきプラザ	東麻布 2-16-11	2階	8	
49	アーク八木ヒルズ	六本木 1-8-7	地下1階	28	民間ビル
50	アークフォレストテラス	六本木 1-9-1	地下1階	20	民間ビル
51	元麻布ヒルズフォレストテラスウエスト	元麻布 1-3-3	地下1階	101	民間ビル
52	泉ガーデンタワー	六本木 1-6-1	4階	135	民間ビル
53	六本木ティーキューブ	六本木 3-1-1	5階	102	民間ビル
54	六本木ヒルズ	六本木 6-16-7	1階	200	民間ビル
管内小計				1,130	

(3) 赤坂地区総合支所管内

	施設名	所在地	設置階	面積 (㎡)	民間ビル
55	赤坂保育園	赤坂 5-5-26	1階	15	
56	新青山ビル	南青山 1-1-1	地下3階	86	民間ビル
57	国際新赤坂ビル東館	赤坂 2-14-27	地下2階	76	民間ビル
58	伊藤忠商事東京本社ビル	北青山 2-3-1	地下1階	210	民間ビル
59	アークヒルズ	赤坂 1-11-21	1階	100	民間ビル
60	赤坂パークビル	赤坂 5-2-20	地下1階	199	民間ビル
61	赤坂インターシティー	赤坂 1-11-44	1階	86	民間ビル
62	山王パークタワー	千代田区永田町 2-11-1	地下3階	100	民間ビル
63	赤坂小学校	赤坂 8-13-29	1階	25	
64	青山小学校	南青山 2-21-2	地下1階	60	
65	青南小学校	南青山 4-21-15	地下1階	60	
66	赤坂中学校	赤坂 9-2-3	3階	28	
67	青山中学校	北青山 1-1-9	1階	27	
68	赤坂地区総合支所 (赤坂区民センター)	赤坂 4-18-13	地下2階	46	
69	サン・サン赤坂 (赤坂子ども中高 生プラザ)	赤坂 6-6-14	地下1階	45	
70	赤坂いきいきプラ ザ	赤坂 6-4-8	2階	8	
71	青山いきいきプラ ザ	南青山 2-16-5	地下1階	24	
72	青南いきいきプラ ザ	南青山 4-10-1	1階	10	
管内小計				1,205	

(4) 高輪地区総合支所管内

	施設名	所在地	設置階	面積 (㎡)	民間ビル
73	御田小学校	三田 4-11-38	1階	28	
74	白金小学校	白金台 1-4-26	地下1階	28	
75	旧三光小学校	白金 3-18-2	地下1階	65	
76	白金の丘学園白金の丘小・中学校	白金 4-1-12	1階	197	
77	旧神応小学校	白金 6-9-5	1階	30	
78	グランドメゾン白金の杜ザ・タワー	白金 6-16-25	1階	100	民間ビル
79	三田中学校	三田 4-13-13	地下1階	64	
80	高松中学校	高輪 1-16-25	1階	26	
81	高輪台小学校	高輪 2-8-24	地下1階	40	
82	高輪子ども中高生プラザ	高輪 1-4-35	1階	17	
83	豊岡いきいきプラザ	三田 5-7-7	地下1階	67	
84	高輪いきいきプラザ	高輪 3-18-15	1階	7	
85	白金いきいきプラザ	白金 3-10-12	1階	39	
86	白金台いきいきプラザ	白金台 4-8-5	地下1階	48	
87	シティハイツ桂坂	高輪 2-13-8	地下1階	222	
88	高輪ザ・レジデンス	高輪 1-27-37	地下1階	158	民間ビル
89	白金タワーズ	白金 1-17	地下2階	140	民間ビル
90	高輪地区総合支所(区民センター)	高輪 1-16-25	地下1階	59	
管内小計				1,335	

(5) 芝浦港南地区総合支所管内

	施設名	所在地	設置階	面積 (㎡)	民間ビル
91	芝浦小学校	芝浦 4-8-18	1階	30	
92	港南小学校	港南 4-3-28	3階	60	
93	港南中学校	港南 4-3-3	1階	36	
94	芝浦港南区民センター	芝浦 4-13-1	2階	42	
95-1	みなとパーク芝浦①	芝浦 1-16-1	地下1階	401	
95-2	みなとパーク芝浦②		地下1階	214	
95-3	みなとパーク芝浦③		5階	31	
95-4	みなとパーク芝浦④		5階	31	
95-5	みなとパーク芝浦⑤		6階	68	
95-6	みなとパーク芝浦⑥		8階	8	
96	オアーズ芝浦MJビル	芝浦 2-15-6	1階	110	民間ビル
97	港南子ども中高生プラザ	港南 4-3-7	1階	35	
98-1	お台場学園港陽小・中学校	台場 1-1-5	地下1階	22	
98-2	お台場学園港陽小・中学校	台場 1-1-5	屋上	11	
99	台場分室（台場区民センター）	台場 1-5-1	1階	88	
100	東芝ビル	芝浦 1-1-1	地下1階	615	民間ビル
101	シティハイツ港南	港南 3-3-17	地下1階	58	
102	品川インターシティ	港南 2-15-2	地下3階	322	民間ビル
103	キャノンマーケティング本社ビル	港南 2-16-3	地下2階	50	民間ビル
104	太陽生命品川ビル	港南 2-16-2	地下2階	45	民間ビル
105	大東建託品川ビル	港南 2-16-6	地下2階	105	民間ビル
106	品川三菱スクエア	港南 2-16-3	地下2階	177	民間ビル
107-1	デックス東京ビーチ①	台場 1-6-1	1階	25	民間ビル
107-2	デックス東京ビーチ②	台場 1-6-1	1階	35	
108	コスモポリス品川	港南 3-6-21	地下2階	182	民間ビル
109	NTT品川TWINS	港南 1-9-1	1階	69	民間ビル
110	NTT DoCoMo 品川ビル	港南 2-1-65	1階	115	民間ビル
111	シーバンス	芝浦 1-2-1	地下1階	242	民間ビル
112	ヨコソーレインボータワー	海岸 3-20-20	地下1階	54	民間ビル
113	グランパークハイツ	芝浦 3-4-2	地下1階	146	民間ビル
管内小計				3,427	

総合計	113箇所	11,506㎡
-----	-------	---------

震2-11-4 主な備蓄物資一覧

No.	品名	No.	品名
食料		救助用資器材等	
1	乾パン類	1	濾水機
2	アルファ米	2	組立水槽
3	乳児用ミルク	3	投光機
4	ミネラルウォーター	4	コードリール
5	おかゆ	5	発電機
生活必需品		6	炊飯器（バーナー）
1	哺乳瓶	7	テント
2	毛布	8	簡易トイレ
3	カーペット	9	担架
4	ポリタンク	10	簡易ベッド
5	紙コップ	11	組立式リヤカー
6	紙おむつ（乳児用）	12	救出資器材セット
7	紙おむつ（大人用）	13	間仕切りパネル・パーテーション
8	多機能ラジオ	14	多目的ハウス
9	多人数用救急セット	15	冷風機
10	生理用品	16	大型扇風機
11	肌着（男性用・女性用）	17	蓄電池セット
12	ブルーシート	18	非接触型体温計
13	ウェットタオル	燃料等	
14	衛生用品（消毒液・マスク等）	1	ガソリン
医療防疫用資器材		2	灯油

1	災害医療資器材セット
2	災害医療医薬品セット
3	一般用医薬品

①

1 目的

区は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日公布）」制定の趣旨を踏まえ、政府の原子力災害対策本部が平成23年8月26日に示した「除染に関する緊急実施基本方針」（以下「緊急実施基本方針」という。）及び「市町村による除染実施ガイドライン」並びに平成23年10月21日内閣府、文部科学省及び環境省が示した「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量が高い箇所への対応方針」（以下「福島県以外の地域における対応方針」という。）を参考として「港区放射性物質除染実施ガイドライン」を定め、必要な対策を推進します。

2 目標

区は、これまでの測定結果や平成23年10月6日文部科学省が発表した航空機モニタリングの測定結果から、「緊急実施基本方針」の追加被ばく線量がおおむね年間1ミリシーベルト以下の地域に該当し、基本的に区単位での面的な除染は必要のない地域となりますが、局所的に年間1ミリシーベルトを超える放射線量を示す箇所が存在することが予想されます。

そのため、「区有地、区有施設における追加被ばく線量が、地表から5センチメートルの高さで年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以下とする。」ことを目標値として定めます。

＜参考：追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方＞

事故とは関係なく、自然界の放射線は元々存在し、大地からの放射線は毎時0.04マイクロシーベルト、宇宙からの放射線は毎時0.03マイクロシーベルトとされています。しかし、通常のNaIシンチレーション式サーベイメータでは、宇宙からの放射線はほとんど測定されません。

そのため、環境省では、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを、一時間あたりに換算した値に大地からの放射線の値を加えた「毎時0.23マイクロシーベルト」を目安としており、区でもこの考え方を参考にしています。

（現在のところ、環境省は、地表からの高さについては明確にしていません。）

毎時0.19マイクロシーベルト×（8時間+0.4×16時間）×365日＝年間1ミリシーベルト

（1日のうちに屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4倍）のある木造家屋）に16時間滞在するという生活パターンを仮定）

0.19μSv/h（追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを一時間あたりに換算した値）+0.04μSv/h（大地からの放射線の値）＝毎時0.23マイクロシーベルト

*平成23年10月10日環境省「災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会」第1回合同検討会資料

3 除染対象と優先順位

(1) 除染対象

区は、地表から5センチメートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルトを目安として、この値以上の場合は、原則的に区有地、区有施設を対象として除染を行います。

区有地、区有施設以外については、管理者（所有者）の責任において除染することとし、必要となる情報提供などの支援を行います。

(2) 優先順位

区民とりわけ子どもの安全・安心をより確かなものとするため、区立の保育園・こども園・緊急暫定保育室、幼稚園、小学校・中学校、公園・児童遊園・遊び場、運動場等（以下、「子どもの生活圏の区有施設」という。）を優先して除染を行います。

(3) その他

「福島県以外の地域における対応方針」に基づき、周辺より放射線量が高い箇所（地表から1メートルの高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所）は、除染対象とし、国と連携して最優先で除染を行います。

4 汚染状況の詳細な確認（汚染状況の可視化）

区は、これまでも、「子どもの生活圏の区有施設」にある砂場の上の放射線量を測定し、区ホームページ等で公表してきましたが、今後についても、測定結果については、区ホームページ等で公表していきます。

5 除染の時期

「子どもの生活圏の区有施設」で地表から5センチメートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルト以上又は区内で地表から1メートルの高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所については、速やかに除染を行います。

その他については、優先度を考慮の上、除染を行います。

6 除染作業の実施者

除染作業は、原則として施設を所管する課の責任において行います。

7 除染場所ごとの除染方法

除染は、各施設内で完了することを原則とします。

(1) 簡易な除染

最初に簡易な除染（側溝等の泥の除去、落ち葉の回収、樹木のせん定、水による洗浄、ブラッシング等）を行った後、再測定を行います。再測定した結果、地表から5センチメートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルト未満となった場合は、(3) 補足を留意の上、除染作業を終了します。

(2) 簡易な除染では数値が下がらなかった場合の除染

簡易な除染後の再測定においても、地表から5センチメートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルト以上の場合は、以下を参考として除染を行います。

ア 園庭・校庭・広場、植え込み、砂場など

(ア) 上の場合

放射性物質は、表層付近に沈着していることから、土については表層から10センチメートルを目安として表土を除去します。

(イ) 人工芝、ラバー等の場合

人工芝、ラバー等については、再敷設や表面の削り取りなどにより、なお一層の除染・線量低減を行うことは可能ですが、大量の廃棄物を発生させることから、モニタリングを行い、それでもなお線量が下がらない場合にその実施を検討します。

イ 側溝（又は雨水ます）

側溝については、高圧洗浄器を使用して洗い流します。なお、雨水ますについては、汚泥等を浚渫した上で、高圧洗浄器を使用して洗い流します。

ウ 区道

アスファルトで舗装された道路の表面の削り取りや再舗装などについては、上記の人工芝、ラバー等の場合と同様の扱いとします。

(3) 補足

必要に応じて、除染対象となった地点に近い場所にある遊具などについても、高圧洗浄、ブラッシングなどの方法により除染を行います。

8 除去した土壌等の取扱い

除染作業によって発生する除去した土壌等については、「市町村による除染実施ガイドライン」を参考として定めた以下の手順により、各施設内の仮置場に埋設することを原則とします。なお、埋設した場所が不明にならないよう、位置や保管の方法を記録します。

(1) 地表から1メートルの高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルトに満たない数値が測定された箇所の土壌等

あらかじめ掘った穴（除去した土壌等の埋設後、地表から10センチメートル空く穴）に埋設し、放射性物質が沈着しているおそれのない土（土壌を除去した箇所の穴の底から10センチメートルまでの掘り返した土又は新たな土）を元の地表面の高さまでかぶせます。

(2) 区内で地表から1メートルの高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所の土壌等

耐水性や耐久性のあるフレコンバッグや土のう袋などに梱包します。梱包した土壌等は、あらかじめ掘った穴（梱包した土壌等埋設後、地表から30センチメートル空く穴）に埋設し、放射性物質が沈着しているおそれのない土（土壌を除去した箇所の穴の底から30センチメートルまでの掘り返した土又は新たな土）を元の地表面の高さまでかぶせます。

<参考：除去した土壌等の埋設例>

・地表から1メートルの高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルトに満たない数値が測定された箇所の土壌等

(1) 同じ場所に穴を掘る場合

① 表層から10センチメートルを目安として表土を除去します。



② 除去した土壌等の埋設後、地表から10センチメートル空く穴を掘削します。
 ←汚染土(10cm)を除去した部分
 ←汚染土を埋めるための掘削(10cm)した部分



③ 穴の底から10センチメートルまでの掘り返した土で汚染土を覆います。
 ←汚染土の上に掘削した部分(10cm)の土を覆土



(2) 放射性物質が沈着しているおそれのない別の場所に穴を掘る場合

① 表層から10センチメートルを目安として表土を除去します。



② 除去した土壌等の埋設後、地表から10センチメートル空く穴を掘削します。
 ←汚染土を埋設するための穴(この場合は30cm)



③ ②の穴に汚染土(①で除去した汚染土)を埋設します。



④ ③で掘削した新たな土で2か所を覆土します。



←汚染土の上に10cmの新たな土を覆土

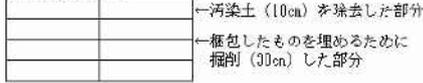
・地表から1メートルの高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所の土壌等

(1) 同じ場所に穴を掘る場合

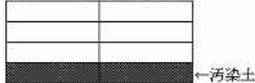
① 表層から10センチメートルを目安として表土を除去します。



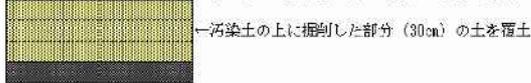
② 除去した土壌等を梱包したものの埋設後、地表から30センチメートル空く穴を掘削します。



③ 除去した土壌等を埋設します。



④ 穴の底から30センチメートルまでの掘り返した土で汚染土を覆います。

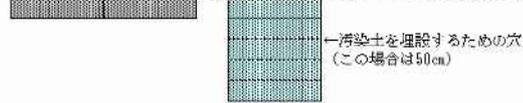


(2) 放射性物質が沈着しているおそれのない別の場所に穴を掘る場合

① 表層から10センチメートルを目安として表土を除去します。



② 除去した土壌等の埋設後、地表から30センチメートル空く穴を掘削します。



③ ②の穴に汚染土(①で除去した汚染土)を埋設します。



④ ③で掘削した新たな土で2か所を覆土します。



←汚染土の上に30cmの新たな土を覆土

<参考：覆土による遮へい効果>

5cm・・・51%減、10cm・・・74%減、15cm・・・86%減、30cm・・・98%減

*平成23年8月26日原子力災害対策本部「市町村による除染実施ガイドライン」

9 除染に伴い生じる排水の取扱い

水を用いた除染を行う際は、環境への影響を考慮する必要のないレベルまで放射性物質の量を低くするため、周囲への拡散を極力抑えつつ、大量の水を使用します。

また、実際に除染を行う際には、排水による周辺環境への影響を極力避けるための工夫として、水を用いる前に、可能な限り水による洗浄以外の方法で除去し、水を用いた除染により流出する放射性物質の量を減らします。

さらに、除染水が排水路などに留まり堆積することを避けるため、排水経路（排水口、側溝（又は

雨水ます))をあらかじめ清掃しておくなどにより、排水がスムーズに行われるよう事前の準備を行うとともに、除染水が排水経路にスムーズに流れ込むように、排水経路までの水の経路を確保します。

10 仮置場の取扱い

(1) 仮置場の確保

除染作業によって発生する除去した土壌等については、各施設内に埋設することを原則としていることから、対象施設外に専用の仮置場は設けないこととします。

ただし、どうしても専用の仮置場が必要な場合は、遮へい効果の高いコンクリート（ブロック塀など）で囲み、あらかじめ遮水シートを敷くなど水が地下に浸透しないようにした上で、除去した土壌等を入れ、その上から30センチメートル以上の覆土を行ない、仮置場の敷地境界での空間線量率が周辺環境と同水準になる程度まで遮へいを行います。

さらに、雨水浸入防止のため、遮水シートなどで覆う、又はテントや屋根などで覆います。

<参考：覆土による遮へい効果>

5cm・・・51%減、10cm・・・74%減、15cm・・・86%減、30cm・・・98%減

<参考：コンクリート構造物による遮へい効果>

5cm・・・57%減、10cm・・・79%減、15cm・・・89%減、30cm・・・99%減

*平成23年8月26日原子力災害対策本部「市町村による除染実施ガイドライン」

(2) 仮置場のモニタリング

仮置場については、定期的に空間線量率を測定します。なお、周辺の空間線量率よりも著しく高い水準が示された場合には、覆土の増量など追加的な遮へいを行います。

(3) 仮置場の管理

覆土を掘り返さないよう注意喚起を行うとともに、必要に応じ適切な表示やロープでの囲いの設置などの措置を行うとともに、除去土壌等が飛散しないよう管理します。

11 除染作業上の留意事項

除染作業の実施に当たっては、作業を担う方々の安全の確保が大前提です。生活圏の清掃に関する被ばくについては、追加的被ばく量は比較的小さいと評価されていますが、念のために以下のような作業上の留意事項を守ります。

(1) なるべく作業を効率化し、長時間の作業にならないように努めます。

(2) マスク、手袋、長袖などを着用します。

(3) 作業場での飲食は控えます。

(4) 作業後に手足、顔などの露出部分をよく洗い、うがいをします。

(5) 作業の後、屋内に入る際には、靴の泥をなるべく落とすとともに、服を着替えるなど、泥、ちり、ほこりなどを持ち込まないようにします。

<参考：埋立処分における作業員への影響>

8,000Bq/kgの廃棄物をそのまま埋立処分する場合の作業員の被ばく線量：年間0.78ミリシーベルト（1日8時間、年間250日の労働時間の内、半分の時間を廃棄物のそばで作業した場合）

*平成23年6月23日環境省「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」

12 除染実施までの主な流れ

(1) 測定値の確認

区は、区による測定又は区民等による測定により、5センチメートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルト以上又は地表から1メートルの高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所については、改めて測定を行います。

(2) 除染等の処理

区は、改めて測定した結果が除染対象となった場合については、優先順位を考慮の上、適切な処理（除染、情報提供等）を行います。

なお、改めて測定した結果が、地表から1メートルの高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された場合については、「福島県以外の地域における対応方針」に基づき、文部科学省へ連絡を行います。

(3) 除染作業による効果の検証

実施した作業が十分効果的なものであったかどうかについて、作業の節目や作業終了時に計測を行い記録します。

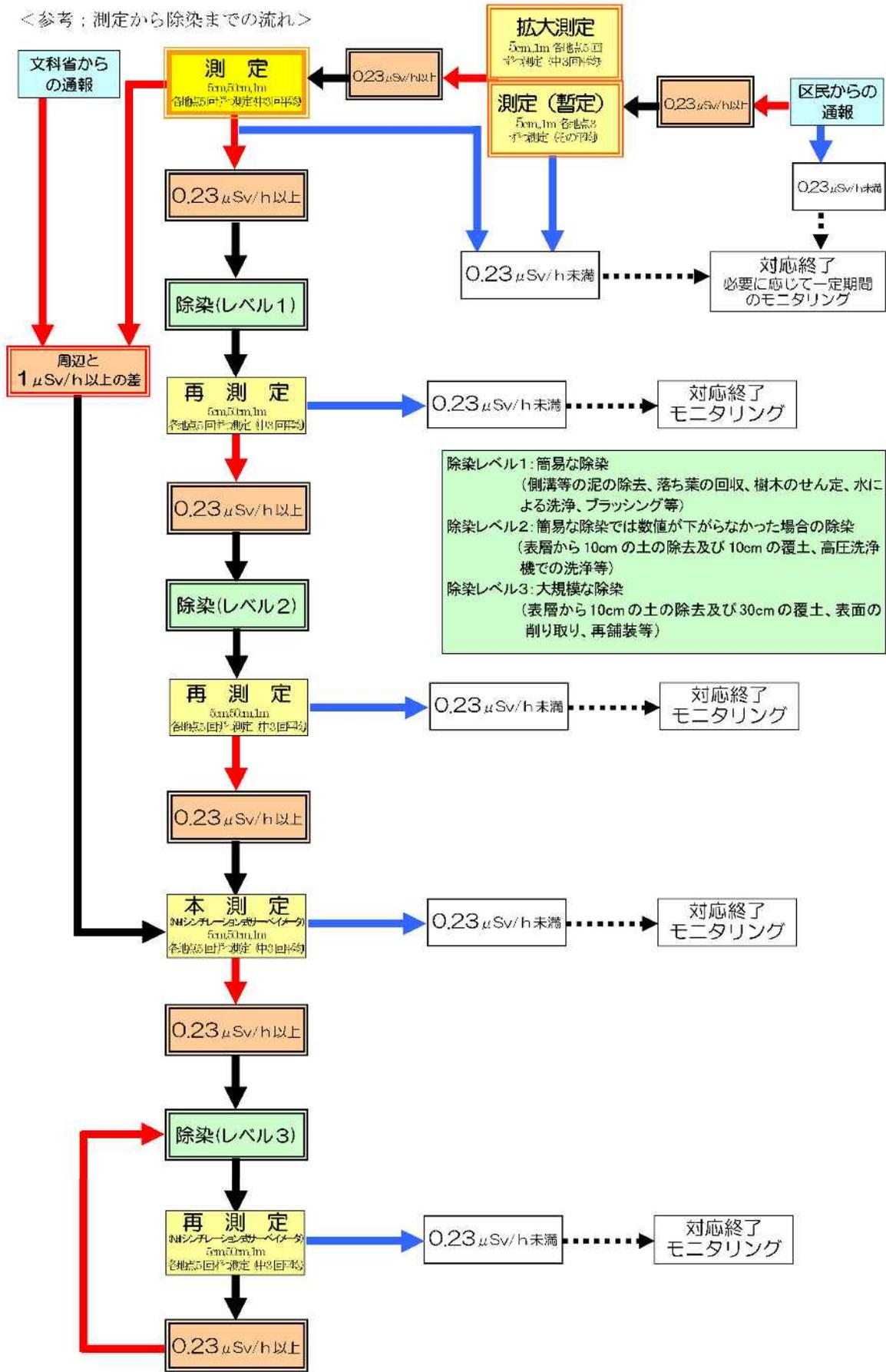
(4) 注意喚起など

除染が必要となった箇所は、速やかに除染できない、又は除染を十分に実施しても線量の低減が確認できない場合については、一定期間、長期間の滞在を避けるよう注意を喚起する表示を行うことや立入りを制限するなどの防護措置を取ります。

(5) 継続的なモニタリング

地形により汚染が進行していた箇所などは、除染後に再度汚染される可能性があります。そのため、一定期間は継続的なモニタリングを行います。

<参考：測定から除染までの流れ>



位置図

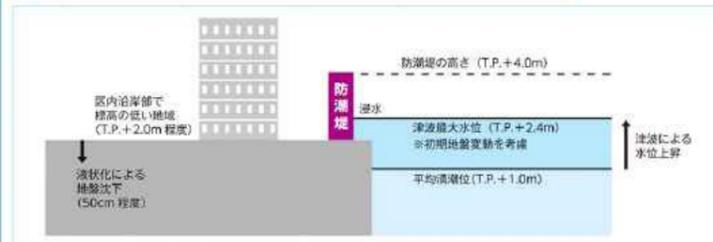


港区津波ハザードマップとは

この津波ハザードマップは、仮定された条件に基づき津波浸水予測を行った結果に基づき、浸水の予測される範囲を示したものです。各地点の値は、最大津波水位として算出されたものです。津波浸水予測の詳細な条件について

- 1 対象津波** 最悪の影響を及ぼす（津波高さが最大となる）元禄型関東地震（行谷ほかモデル）を対象としました。
- 2 潮位条件** 朔望平均潮位（各月で最も海面が高かったときの潮位の平均値）T.P.（東京湾平均海面高）1.0mを初期潮位として予測を実施しました。
- 3 防潮施設** 液状化等の地盤災害により防潮施設（防潮堤、水門、古川の護岸）が損傷等により機能しない可能性があることから、すべての防潮施設が**機能不全**になる場合（ハザードマップB）と、**健全に機能**する場合（ハザードマップA）双方の条件での予測を実施しました。
- 4 地盤変動** 地震による地盤変動（元禄型関東地震では地震発生直後に区内では40cm程度の地盤沈下予測）を考慮して、浸水深の計算を実施しました。
- 5 液状化** 区内の沿岸部の大部分は、液状化の発生が見込まれる地域が存在するため、液状化により50cmの地盤沈下（東日本大震災での実績：千葉県浦安市を参考）が発生する場合（ハザードマップB）としない場合（ハザードマップA）双方の条件での予測を実施しました。
- 6 予測の精度** 浸水深は5mメッシュの精度で計算するとともに、古川への遡上を考慮しました。

港区における津波と防潮堤の関係図（イメージ）



港区における津波浸水のイメージ図
 ※元禄型関東地震（行谷ほかモデル、M8.2）の発生により、津波到達で40cm程度の初期地盤変動（沈下）が想定されています。最大津波水位のT.P.+2.4mは、この地盤沈下を考慮した値です。
 ※液状化による地盤沈下（東日本大震災時、浦安市では50cm程度の地盤沈下が発生）が発生すると、浸水深はさらに拡大する可能性があります。
 ※T.P.：東京湾平均海面を高さ、全図の標高の高さとなる高さ。

港区 津波ハザードマップ 平成27年4月

この地図の使い方

ハザードマップAは、防潮施設（防潮堤、水門、古川護岸）が**健全に機能**し、液状化による沈下が**発生しない**場合であり、東京都の浸水想定と同様の結果となっています。

ハザードマップBは、防潮施設（防潮堤、水門、古川護岸）の**すべてが損傷等により機能せず**、液状化により**沈下が発生**した場合（最悪の想定）の結果です。

港区は、この浸水予測図を基に、津波避難ビルの指定などの防災対策を実施しています。大きな地震が発生し、東京湾内湾に津波警報、大津波警報が発令された場合に、この図の浸水予測図区域内にいる人は、津波から身を守るための一時的な避難場所として、地図上に記載されている**最寄の津波避難ビル**（下記一覧参照）に避難をしてください。※高層建物にいる人については、その建物の3階以上の階層に避難をして下さい。

津波浸水予測結果の見解について

この予測図は、元禄型関東地震（M8.2）が発生した場合の浸水予測範囲を示したものです。浸水予測範囲内に住まわれている方や活動されている方は、遅くとも津波の**第一波が襲来する地震発生から約70分後**（実際には想定より早く津波が到達する場合があります）までには高台や高層建築物への**迅速な避難が必要です**。また、**地震発生から約160分後には最大の津波高さとなる第二波が襲来するため、安全な場所への避難を継続することが重要です**。区民の皆さんについてもこの予測図を活用し、日頃から津波に対する備えを行っていくことが大切です。

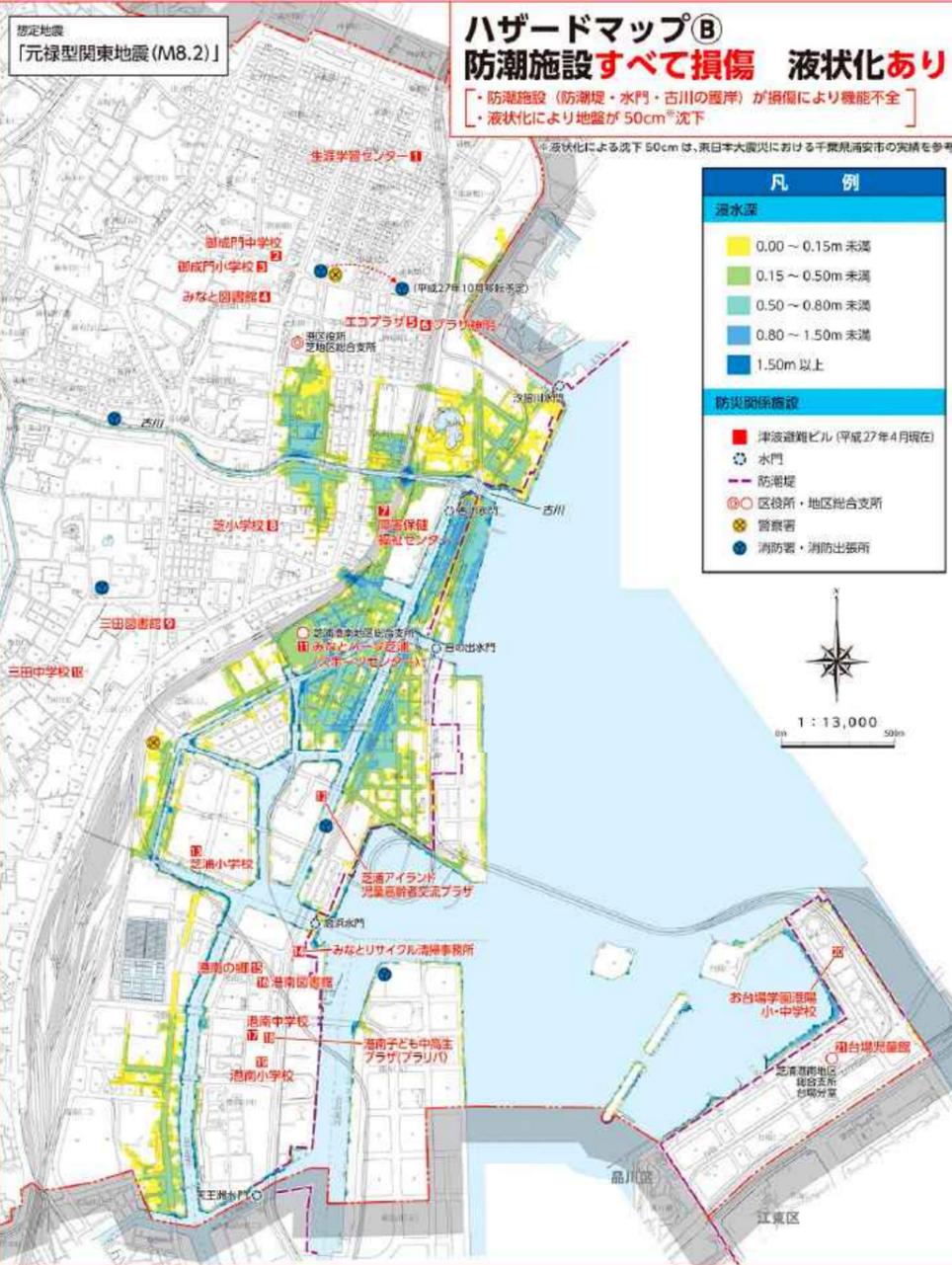
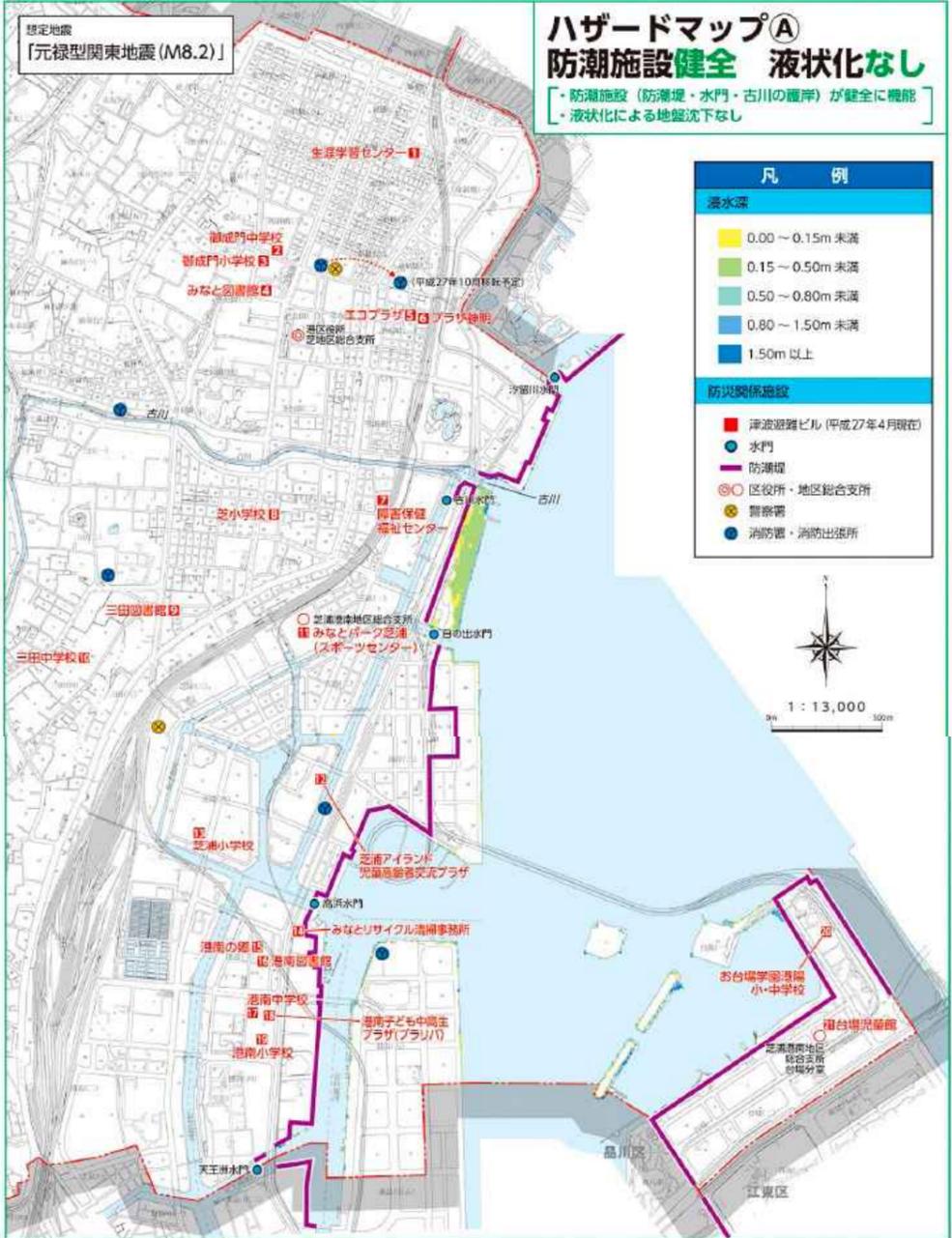
津波避難ビル一覧（平成27年4月現在）

番号	施設名	住所	番号	施設名	住所
1	生涯学習センター	芝浦1-16-1	16	芝浦小学校	芝浦4-8-18
2	御成門中学校	芝浦3-25-30	17	港南小学校	港南3-9-59
3	御成門小学校	芝浦3-2-4	18	港南の郷	港南3-3-23
4	みなと図書館	芝浦3-2-25	19	港南図書館	港南3-3-17
5	エコプラザ	浜崎1-13-1	20	港南中学校	港南4-3-7
6	プラザ神明	新堀1-4-7	21	港南中学校	港南4-3-7
7	障害福祉センター	芝1-6-23	22	港南小学校	港南4-3-28
8	芝小学校	芝2-21-3	23	三田図書館	三田5-26-4
9	三田図書館	芝5-26-4	24	お台場児童館	お台場1-1-5
10	三田中学校	三田4-13-15	25	お台場児童館	お台場1-1-1
11	みなとパーク芝浦	芝浦1-16-1			

お問い合わせ 港区防災危機管理防災課 ☎ 03-3578-2541

わが家の防災メモ

地域集合場所	（何ごうとときに備えて記入しておきましょう）
広域避難場所	
区民避難所	（指定避難所）



この地図は、国土交通省防災センターが作成した「津波ハザードマップ」に基づき作成されています。詳細な条件については、国土交通省防災センターのホームページをご覧ください。印刷物発行番号 津波ハザードマップ 27079-0211

第3部 震災応急対策計画

震3-1-1 港区災害対策本部組織図

港区災害対策本部組織図

本部長室

本部長室は以下に掲げる事項について、本部の基本方針を審議策定する。

- 1 本部の非常配備態勢及び廃止に関する事。
- 2 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- 3 避難の勧告又は指示に関する事。
- 4 災害に関し、東京都知事に対する要請に関する事。
- 5 東京都及び他の地方公共団体との相互応援に関する事。
- 6 公用令書による公用負担に関する事。
- 7 部長に対する事務の委任に関する事。
- 8 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- 9 その他重要な災害対策に関する事。

震3-1-2 港区災害対策本部の編成及び事務分掌

港区災害対策本部の編成及び事務分掌

(平成28年4月1日)

<p>災害地区本部（芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南）</p>	
<p>課名</p>	<p>事務分掌</p>
<p>災害管理課 課長：副総合支所長</p>	<p>一 本部長室との連絡 二 管内及び他部との連絡調整 三 管内の災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 四 所管施設の保安全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 五 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 六 管内のり災証明書の交付 七 管内の各種相談窓口の開設及び運営の総括 八 地区本部内及び他部との連絡調整 九 その他本部長の特命による事項</p>
<p>災害協働推進課 課長：協働推進課長 補佐：まちづくり担当課長</p>	<p>一 管内の被害状況の調査 二 管内の広域避難場所の状況確認及び避難誘導（災害芝浦港南地区本部は除く） 三 管内の区民避難所（地域防災拠点）の開設及び管理運営 四 管内の区民避難所（地域防災拠点）等の医療救護所の設営及び医薬品・医療資器材等の搬送 五 管内避難所での救援物資の配給 六 管内の帰宅困難者への物資の支給等に関すること 七 管内の遺体の収容及び搬送 八 管内の道路、河川、橋りょう、排水機場等の被害状況調査 九 管内の道路の障害物除去等の災害復旧 十 管内の危険箇所の警戒巡視 十一 その他本部長の特命による事項</p>
<p>災害区民課 課長：区民課長</p>	<p>一 管内の災害時要配慮者の保護及び支援に関すること 二 外国人相談に関すること 三 管内の災害弔慰金の支給、援護資金等の貸付 四 管内の被災者生活再建支援金の申請受付及び認定に関すること 五 管内の生活困窮者に対する保護及び支援 六 避難所運営ほか本部長の特命による事項</p>

災対台場地区対策室

課名	事務分掌
<p>災対台場地区対策室</p> <p>課長：芝浦港南地区 総合支所 まちづくり担当課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 本部長室との連絡 二 管内の災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 三 所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 四 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 五 管内のり災証明書の交付 六 管内の各種相談窓口の開設及び運営の総括 七 管内の被害状況の調査 八 管内の区民避難所（地域防災拠点）の開設及び管理運営 九 管内の区民避難所（地域防災拠点）等の医療救護所の設営及び医薬品・医療資器材等の搬送 十 管内避難所での救援物資の配給 十一 管内の帰宅困難者への物資の支給等に関すること 十二 管内の遺体の収容及び搬送 十三 管内の道路、河川、橋りょう等の被害状況調査及び災害復旧 十四 管内の障害物の除去 十五 管内の危険箇所の警戒巡視 十六 管内の災害時要配慮者の保護及び支援に関すること 十七 台場地区管内の帰宅困難者への物資の支給等に関すること 十八 外国人相談に関すること 十九 管内の災害弔慰金の支給、援護資金等の貸付 二十 管内の被災者生活再建支援金の申請受付及び認定に関すること 二十一 管内の生活困窮者に対する保護及び支援 二十二 その他本部長の特命による事項

災対産業・地域振興支援部	
課名	事務分掌
災対地域振興課 課長：地域振興課長 補佐：国際化・文化 芸術担当課長	一 本部長室との連絡 二 部内及び他部との連絡調整 三 所管業務に関する災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 四 所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 五 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 六 港区国際交流協会への通訳ボランティアの協力要請に関すること 七 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対産業振興課 課長：産業振興課長 補佐：観光政策担当 課長	一 区内の商工業者の被害状況の調査 二 中小企業の災害時融資、相談等に関すること 三 所管施設の保全管理並びに被害状況等の調査 四 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 五 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対税務課 課長：税務課長	一 麻布及び赤坂地区本部管内の救助物資等の輸送に関すること 二 麻布及び赤坂地区本部管内の救援物資の配分・配給への協力 三 物資集積所の管理に関すること 四 避難所運営ほか本部長の特命による事項

災対保健福祉支援部	
課名	事務分掌
災対保健福祉課 課長：保健福祉課長 補佐：福祉施設整備 担当課長	一 本部長室との連絡 二 部内及び他部との連絡調整 三 所管業務に関する災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 四 所管施設の保安全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 五 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 六 災害ボランティアの活用に係る社会福祉協議会との連携及び支援に関すること 七 東京都からの義援金受領と配分に関すること 八 社会福祉団体との連携及び協力に関すること 九 災害弔慰金の支給、援護資金等の貸付の総括 十 被災者生活再建支援金の申請受付及び認定の総括 十一 社会福祉協議会への港区災害ボランティアセンター設置の要請に関すること 十二 所管する災害時要配慮者に対する支援の調整に関すること 十三 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対高齢者支援課 課長：高齢者支援課長	一 所管する災害時要配慮者に関する避難情報の収集及び状況把握 二 所管する災害時要配慮者に対する避難生活の支援 三 所管施設の保安全管理並びに被害状況等の調査 四 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 五 福祉避難所（高齢者施設等）の開設及び管理運営 六 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対介護保険課 課長：介護保険課長	一 所管する災害時要配慮者に関する避難情報の収集及び状況把握 二 所管する災害時要配慮者に対する避難生活の支援 三 福祉避難所（高齢者施設等）の開設及び管理運営 四 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対障害者福祉課 課長：障害者福祉課長	一 所管する災害時要配慮者に関する避難情報の収集及び状況把握 二 所管する災害時要配慮者に対する避難生活の支援 三 所管施設の保安全管理並びに被害状況等の調査 四 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 五 福祉避難所（障害者施設）の開設及び管理運営 六 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対生活福祉調整課 課長：生活福祉調整課長	一 遺体収容に関する計画づくりと遺体収容所の開設及び管理運営 二 生活困窮者に対する保護及び支援の総括 三 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対国保年金課 課長：国保年金課長	一 芝、高輪及び芝浦港南地区本部管内の救助物資等の輸送に関すること 二 芝、高輪及び芝浦港南地区本部管内の救援物資の配分・配給への協力 三 物資集積所の管理に関すること 四 避難所運営ほか本部長の特命による事項

災対みなと保健所	
課名	事務分掌
災対生活衛生課 課長：生活衛生課長	一 本部長室との連絡 二 所内及び他部との連絡調整 三 保健所所管業務に関する災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 四 保健所所管施設の保安全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 五 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 六 医療機関の被害状況等の調査及び総括 七 緊急医療救護所の設営及び医薬品・医療資器材等の搬送の補助 八 医療救護所等の開設・管理運営の補助 九 医療等の救護活動及び防疫等活動状況の記録の総括 十 港区医師会等医療防疫機関との連絡調整 十一 医療救護班等の派遣要請及び調整 十二 防疫班の編成（災対保健予防課との協力） 十三 検水、食品検査 十四 防疫等活動状況の記録 十五 災害地の感染症予防（災対保健予防課との協力） 十六 災害地の消毒 十七 消毒に必要な薬剤及び資器材の確保 十八 環境衛生、食品衛生の監視及び指導 十九 動物の保護等に関すること 二十 その他本部長の特命による事項
災対保健予防課 課長：保健予防課長	一 医療機関の被害状況等の調査 二 所管施設の保安全管理並びに被害状況等の調査 三 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 四 災害医療コーディネーターに関すること 五 緊急医療救護所の設営及び医薬品・医療資器材等の搬送 六 台場地区における医療救護所の設営及び医薬品・医療資器材等の搬送の補助 七 医療救護所等の開設及び管理運営 八 医療救護班等の編成 九 各医療救護班等との連絡調整及び連携に関すること 十 医療救護、乳幼児救護、保健指導及び栄養指導 十一 医療救護等に必要な医薬品及び資器材の確保 十二 医療等の救護活動状況の記録 十三 防疫班等の編成 十四 防疫等活動状況の記録 十五 災害地の感染症予防 十六 その他本部長の特命による事項
災対健康推進課 課長：健康推進課長	一 災対保健予防課の補佐 二 所管施設の保安全管理並びに被害状況調査等の調査 三 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 四 災害時保健活動に係る災対地区本部との調整に関すること 五 災害時における保健師業務の調整に関すること 六 その他本部長の特命による事項

災対子ども家庭支援部	
課名	事務分掌
災対子ども家庭課 課長：子ども家庭課長 補佐：保育担当課長 補佐：保育・児童施設 計画担当課長 補佐：子ども家庭支援 センター所長	一 本部長室との連絡 二 部内及び他部との連絡調整 三 所管業務に関する災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 四 所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 五 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 六 所管する災害時要配慮者に関する避難情報の収集及び状況把握 七 所管する災害時要配慮者に対する避難生活の支援 八 避難所運営ほか本部長の特命による事項

災対街づくり支援部

課名	事務分掌
<p>災対都市計画課</p> <p>課長：都市計画課長 補佐：住宅担当課長</p>	<p>一 本部長室との連絡</p> <p>二 部内及び他部との連絡調整</p> <p>三 所管業務に関する災害情報及び応急対策対応措置状況の総括</p> <p>四 所管施設の保安全管理と被害状況等の収集及び報告の総括</p> <p>五 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護</p> <p>六 芝地区本部管内の広域避難場所への応援</p> <p>七 がれき処理の支援に関すること</p> <p>八 応急仮設住宅に関する建築資材と労力の確保及び調整</p> <p>九 応急仮設住宅用地の選定及び同住宅の設営</p> <p>十 応急仮設住宅の入居者の募集及び選定</p> <p>十一 応急仮設住宅の管理</p> <p>十二 避難所運営ほか本部長の特命による事項</p>
<p>災対開発指導課</p> <p>課長：開発指導課長 補佐：再開発担当課長 補佐：品川駅周辺街づくり担当課長</p>	<p>一 麻布地区本部管内の広域避難場所への応援</p> <p>二 災対建築課の事務分掌「二」～「八」の補佐</p> <p>三 避難所運営ほか本部長の特命による事項</p>
<p>災対建築課</p> <p>課長：建築課長 補佐：開発指導課長 補佐：再開発担当課長 補佐：品川駅周辺街づくり担当課長</p>	<p>一 赤坂地区本部管内の広域避難場所への応援</p> <p>二 被災宅地応急危険度判定に関すること</p> <p>三 被災建築物応急危険度判定に関すること</p> <p>四 被災住家の被害調査に関すること</p> <p>五 応急住宅措置及び応急復旧の技術的指導</p> <p>六 建築物の被災予防及び補強工事の指導</p> <p>七 建築物、工作物、がけ等の災害予防及び応急復旧の技術的指導</p> <p>八 応急復旧現場の危害防止に関すること</p> <p>九 避難所運営ほか本部長の特命による事項</p>
<p>災対土木課</p> <p>課長：土木課長 補佐：土木計画担当課長 補佐：交通対策担当課長 補佐：土木施設管理課長</p>	<p>一 高輪地区本部管内の広域避難場所への応援</p> <p>二 道路、河川、橋りょう、排水機場等の被害情報の集約及び道路等の障害物の除去等の計画づくり</p> <p>三 各地区所管施設等の被害状況の調査及び復旧の応援</p> <p>四 各地区所管施設の保安全管理の応援</p> <p>五 各地区所管内の障害物の除去の応援</p> <p>六 各地区所管内の危険箇所の警戒巡視の応援</p> <p>七 土木に関する資機材及び労力の確保</p> <p>八 各地区所管内の遺体の収容及び搬送の応援</p> <p>九 水防活動に必要な気象情報の収集</p> <p>十 水防団体及び水防機関との連絡</p> <p>十一 応急給水槽（芝・青山・桂坂）の飲料水機器の運転操作の応援</p> <p>十二 大規模井戸の管理及び機器の運転操作の応援</p> <p>十三 避難所運営ほか本部長の特命による事項</p>

災対土木施設管理課 課長：土木施設管理 課長	一 災対土木課の事務分掌「一」～「十二」の補佐 二 避難所運営ほか本部長の特命による事項
------------------------------	---

災対環境リサイクル支援部	
課名	事務分掌
災対環境課 課長：環境課長 補佐：地球温暖化 対策担当課長	一 本部長室との連絡 二 部内及び他部との連絡調整 三 所管業務に関する災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 四 所管施設の保安全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 五 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 六 高輪地区本部管内の広域避難場所への応援 七 環境対策に関すること 八 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対みなとリサイクル清掃事務所 課長：みなとリサ イクル清掃事務所 長	一 がれき処理の計画づくり 二 道路障害物及びがれきの収集・運搬 三 ごみ及びし尿の処理 四 避難所運営ほか本部長の特命による事項

災対企画経営部	
課名	事務分掌
災対企画課 課長：企画課長 補佐：用地・施設活用担当課長 補佐：自治体間連携推進担当課長	一 本部長室との連絡 二 部内及び他部との連絡調整 三 災対防災危機管理室防災課の補佐
災対区長室 課長：区長室長 補佐：区役所改革担当課長	一 報道機関との連絡に関すること 二 広報に関すること 三 広聴に関すること 四 渉外事務に関すること 五 その他本部長の特命による事項
災対財政課 課長：財政課長	一 災害対策予算に関すること 二 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対施設課 課長：施設課長	一 区施設の応急危険度判定 二 庁舎等公共施設の応急復旧及び修繕 三 本庁舎及び議会棟の保全及び管理 四 避難所等（応急仮設住宅を除く。）の応急整備 五 応急仮設住宅の建設業者の確保に当たっての災対都市計画課への協力 六 避難所運営ほか本部長の特命による事項

災対防災危機管理室	
課名	事務分掌
災対防災課 課長：防災課長 補佐：危機管理・生活安全担当課長 補佐：企画課長 補佐：用地・施設活用担当課長	一 本部長室の庶務に関すること 二 本部情報及び災害情報の総括 三 東京都災害対策本部及び関係防災機関との連絡 四 各部の情報、連絡の調整及び災害対策の指示 五 本部連絡員調整会議に関すること 六 その他本部長の特命による事項

災対総務部	
課名	事務分掌
災対総務課 課長：総務課長 補佐：人権・男女平等参画担当課長	一 本部長室との連絡 二 部内及び他部との連絡調整 三 所管業務に関する災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 四 所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 五 その他渉外事務に関すること 六 本庁舎及び議会棟の被害状況等の総括 七 区への義援金の受領及び配分 八 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対情報政策課 課長：情報政策課長	一 電子計算機のシステム維持の管理及び保全 二 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対人事課 課長：人事課長 補佐：人材育成推進担当課長	一 国又は他の地方公共団体からの災害派遣職員に関すること 二 本部職員の動員、服務及び給与等に関すること 三 本部職員の給食に関すること 四 所管施設の保全管理並びに被害状況等の調査 五 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対契約管財課 課長：契約管財課長	一 災害対策に必要な物資及び資材の調達 二 救援物資の輸送等の指揮・統括 三 災害対策に必要な車両、舟艇等の調達及び配車 四 災害対策のために調達する物資等の検査 五 庁有車の管理及び本部職員の輸送 六 本庁舎及び議会棟の被害状況等の調査 七 避難所運営ほか本部長の特命による事項

災対会計室	
課名	事務分掌
災対会計室 課長：会計室長	一 本部長室との連絡 二 室内及び他部との連絡調整 三 災害対策に必要な現金及び有価証券の出納保管 四 災害対策に必要な収支命令の審査、執行及び現金の支払いに関するこ と 五 災害対策に必要な用品及び物品の出納保管 六 部内及び他部に対する応援 七 避難所運営ほか本部長の特命による事項

災対教育委員会事務局	
課名	事務分掌
災対庶務課 課長：庶務課長 補佐：教育政策担当課長	一 本部長室との連絡 二 局内及び他部との連絡調整 三 所管業務に関する災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 四 所管施設の保安全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 五 東京都並びに区教育委員会及び区教育機関との連絡調整 六 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対学務課 課長：学務課長 補佐：学校施設担当課長	一 応急教育実施場所の選定及び確保 二 被災児童・生徒の学用品の支給 三 被災学校の保健衛生及び給食実施の調整 四 学校施設の応急補修等 五 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対生涯学習推進課 課長：生涯学習推進課長	一 所管施設の保安全管理並びに被害状況等の調査 二 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 三 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対図書・文化財課 課長：図書・文化財課長	一 所管施設の保安全管理並びに被害状況等の調査 二 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 三 文化財の被害状況等の調査 四 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対指導室 課長：指導室長	一 応急教育実施の指導 二 児童・生徒の被災状況の把握の総括 三 被災幼児及び児童・生徒の生活指導の統括 四 学校の教育経営に関する支援 五 教職員の動員、サービス管理等の統括 六 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対区立幼稚園、小・中学校 園長、校長	一 応急教育の実施 二 幼児及び児童生徒の保護・誘導と応急救護並びに保護者との連絡 三 被災幼児及び児童・生徒の生活指導 四 施設・設備の被害状況の調査・報告 五 学校教育の早期再開の実施 六 避難所の開設及び管理運営に対する協力 七 その他本部長の特命による事項

災対選挙管理委員会事務局	
課名	事務分掌
災対選挙管理委員会事務局 課長：選挙管理委員会事務局長	一 本部長室との連絡 二 局内及び他部との連絡調整 三 災対高輪地区本部協働推進課の補佐

災対監査事務局	
課名	事務分掌
災対監査事務局 課長：副参事（監査担当）	一 本部長室との連絡 二 局内及び他部との連絡調整 三 災対芝浦港南地区本部協働推進課の補佐

災対区議会事務局	
課名	事務分掌
災対区議会事務局 課長：区議会事務局次長	一 本部長室との連絡 二 局内及び他部との連絡調整 三 区議会との連絡調整 四 避難所運営ほか本部長の特命による事項

※いずれの課も事務を遂行中であっても、急を要する区民等の人命救助が必要な場合はそれを優先することとします。

震3-1-3 都建設局の業務分担表

第一建設事務所

(代) 3542-0682

令和3年4月1日現在

組 織	所在地	電 話	分担区域	備 考
所災害対策本部 本部長・副本部長 長 ・作戦班 ・応急対策班	中央区明石町 2-4	(直) (3542) 0681 (直) 庶務課 (3542) 0682 FAX (3542) 7129 F a x (無 線) 75412	千代田区・中央区 港区全域	本部長 : 所長 副本部長 : 副所長 兼庶務課 長 外全職員
勤務時間中に災害が発生した場合	港 工 区	(直) (3452) 1464 F a x (3452) 2414	港区全域	工区長外
	千代田工区	(直) (5295) 0225 F a x (5295) 0227	千代田区全域	工区長外
	中央工区	(直) (3544) 8831 F a x (3544) 8826	中央区全域	工区長外

震3-1-4 都水道局の活動態勢

平成28年4月現在

事業所 態勢	中央支所	港営業所
第1非常配備態勢	75 名	7 名
第2非常配備態勢	74	7
第3非常配備態勢	84	7

(注) 中央支所については、千代田区、中央区、港区、豊島区、文京区、台東区の6区を所管
港営業所数値は、中央支所のうち数

震3-1-5 都下水道局の活動態勢

(1) 活動態勢

非常配備態勢と特別非常配備態勢

種類	発令の時期	区分	態勢	配備要員	参集場所
非常配備態勢	震度5強以下 (都災对本部長又は局災对本部長が必要と認められたとき)	特別非常配備態勢を基本として被害その他の状況に応じて、都災对本部長又は局災对本部長がその都度定める			
特別非常配備態勢	震度6弱以上 (自動発令)	第一配備態勢	全職員が非常時優先業務に従事する	居住地から勤務地までの距離が10km以内の職員	勤務地
		第二配備態勢	全職員が非常時優先業務に従事する	居住地から勤務地までの距離が10km超20km以内の職員	勤務地
		特例配備態勢	全職員が非常時優先業務に従事する	居住地から勤務地までの距離が20km超の職員	あらかじめ指定された当局施設
例外措置・参集の免除	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副参事級以上の管理職員は特別の指示がない限り勤務地に参集し、所属部所で指揮をとる。 ○ ポンプ及び諸機械運転の業務に従事する三交替勤務の職員は、特別の指示がない限り勤務地（水再生センター又はポンプ所）に参集し、運転管理業務に従事する。 ○ 災害対策初動要員（「指揮要員」及び「業務要員」）は危機管理室に参集し、「東京都下水道局災害対策初動要員待機要綱」に定める業務に従事する。 ○ 東京都災害対策職員住宅居住者等で、「災害対策職員住宅入居職員要綱」に定める都の業務要員となっている職員は、総務局から参集指令があったときには、総務局が指定した場所に参集する。 ○ 公務上の傷病、通勤途上の傷病、慶弔休暇、介護休暇、退職、結核休養、病気休暇、妊娠出産休暇等の事由がある者及び妊婦は参集を免除する。 ○ 家族等の死亡に伴う葬儀等を行う必要があるとき、職員または家族が負傷し、治療または入院の必要があるとき、同居する家族に高齢者、乳幼児等で、職員の介護や監護等がなければ最低限の生活を維持できない場合は、自宅等で待機し、参集を妨げる事由が解消し、又は対処に目途が立ち次第参集する。 				

※勤務時間内に発災した場合は、在籍する職員がそれぞれ非常時優先業務に従事する。

(2) 中部下水道事務所非常配備態勢動員表

	第一配備態勢	第二配備態勢	特例配備態勢
	居住地から勤務先までの距離が10 km以内の職員、特に定める職員及び管理職	居住地から勤務先までの距離が10 km超 20 km以内の職員	居住地から勤務先までの距離が20 km超の職員
管 理 職	7	—	—
お客さまサービス課	<u>7</u>	<u>9</u>	<u>16</u>
芝浦水再生センター	<u>33</u>	<u>13</u>	13
庶務課・ポンプ施設課・再構築推進課・建設課	37	<u>34</u>	<u>36</u>
小 計	<u>84</u>	<u>56</u>	<u>65</u>

※ 特例配備職員は、あらかじめ指定された当局施設に参集する

※ 委託事業所である港事業所、芝浦保全事業所は、当局の指示で職員配置を行う

震3-1-6 都交通局の活動態勢

(都営浅草線災害救助隊編成表)

平成28年4月1日現在

		指揮	連絡	消火・防火	誘導救護	非常持出	計
高輪台	日 中	当務助役 1		鉄道営業 1	鉄道営業 1		3
	早朝夜間	// 1		// 1	// 1		3
泉岳寺	日 中	// 1	助役 1	// 3	// 2	鉄道営業 1	8
	早朝夜間	// 1	// 1	// 2	// 2	// 1	7
三 田	日 中	// 1		// 2	// 2	// 1	6
	早朝夜間	// 1		// 1	// 2	// 1	5
大 門	日 中	// 1		// 2	// 2	// 1	7
	早朝夜間	// 1		// 1	// 2	// 1	5
新 橋	日 中	// 1	助役 1	// 2	// 1	// 1	6
	早朝夜間	// 1	// 1	// 2	// 1	// 1	6

(都営三田線災害救助隊編成表)

平成28年4月1日現在

		指揮	連絡	消火・防火	誘導救護	非常持出	計
三 田	日 中	当務助役 1	助役 1	鉄道営業 1	鉄道営業 1	鉄道営業 1	5
	早朝夜間	// 1	// 1	// 1	// 1	// 1	5
芝公園	日 中	// 1		// 1	// 1	// 1	4
	早朝夜間	// 1		// 1	// 1	// 1	4
御成門	日 中	// 1		// 1	// 1	// 1	4
	早朝夜間	当務助役 1		// 1	// 1	// 1	4
内幸町	日 中	// 1		// 1	// 1	// 1	4
	早朝夜間	// 1		// 1	// 1	// 1	4

(都営大江戸線災害救助隊編成表)

平成28年4月1日現在

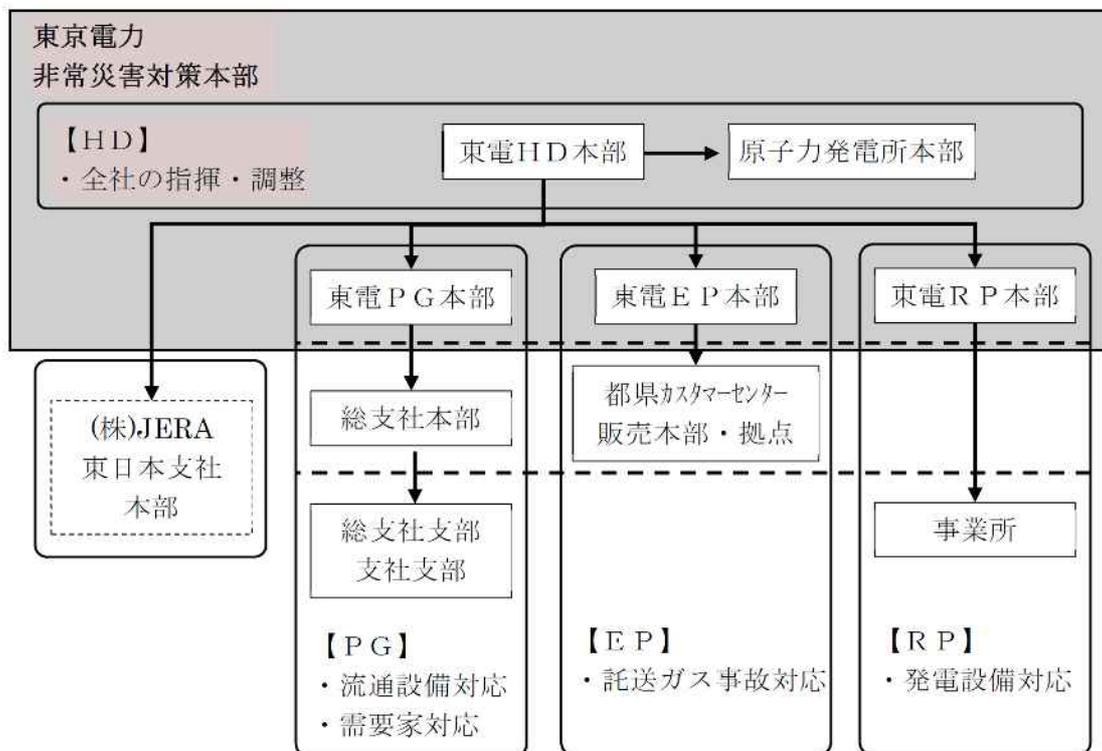
		指揮	連絡	消火・防火	誘導救護	非常持出	計
青山一丁目	日 中	当務助役 1	助役 1	鉄道営業 3	鉄道営業 2	鉄道営業 1	8
	早朝夜間	// 1	// 1	// 3	// 2	// 1	8
六本木	日 中	// 1	// 1	// 3	// 3	// 1	9
	早朝夜間	// 1	// 1	// 3	// 3	// 1	9
麻布十番	日 中	// 1		// 1	// 1	// 1	4
	早朝夜間	// 1		// 1	// 1		3
赤羽橋	日 中	// 1		// 1	// 1	// 1	4
	早朝夜間	// 1		// 1	// 1		3
大 門	日 中	// 1	助役 1	// 1	// 1	鉄道営業 1	5
	早朝夜間	// 1	// 1	// 1	// 1	// 1	5
汐 留	日 中	// 1		// 1	// 1	// 1	4
	早朝夜間	// 1		// 1	// 1	// 1	4

震3-1-7 東京電力パワーグリッド株式会社の活動態勢

(1) 非常態勢の区分

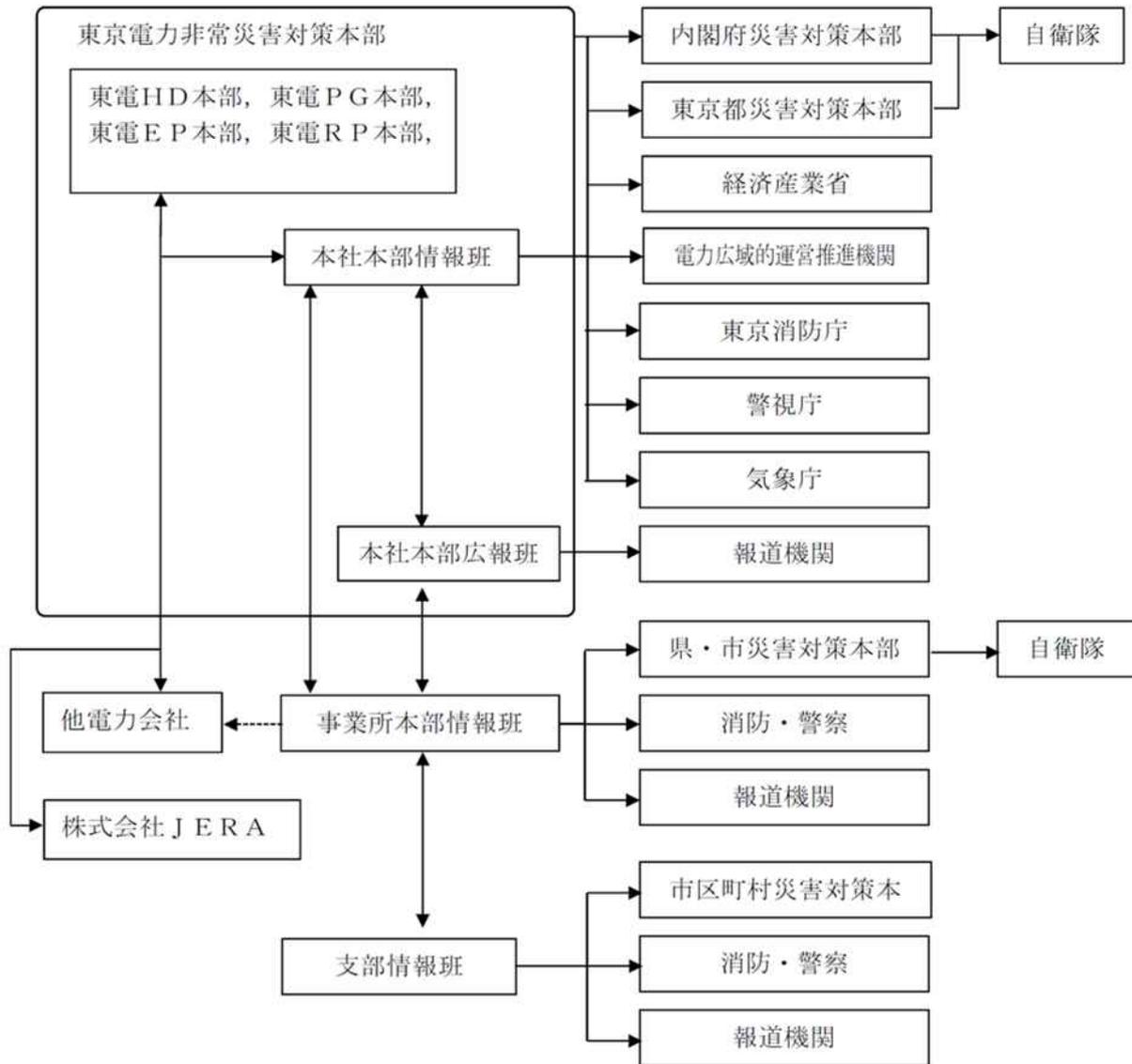
区 分	情 勢
第 1 非 常 態 勢	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合 ○電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ○サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合
第 2 非 常 態 勢	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模な災害が発生した場合 ○大規模な災害の発生が予想される場合 ○電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ○東海地震注意情報が発せられた場合 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
第 3 非 常 態 勢	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○警戒宣言が発せられた場合 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

(2) 非常災害態勢と災害対策組織構成



班 構 成	業 務 分 掌
情 報 班	①本部長指令の伝達 ②各班の情報総括，各班への情報配信 ③国，都の災害対策本部等への派遣者との連絡 ④官公庁との連絡 ⑤一般被害情報等の収集，連絡 ⑥停電軒数集約 ⑦お客さま対応の総括
広 報 班	①マスコミ対応，連絡 ②社内全体への情報提供
復 旧 班	①当社被害・復旧情報の収集，連絡 ②復旧計画の樹立ならびに復旧活動の実施 ③所要応援隊の把握，手配 ④所要復旧資機材の把握，手配 ⑤設備の災害予防措置の実施
給 電 班	①電力系統運用状況の把握 ②電力系統の応急対策，復旧方法の検討 ③供給力増強対策（他社からの応援受電，自家発電要請を含む） ④電力の緊急融通体制の確認
資 材 班	①所要復旧資機材の調達，輸送 ②社外工事力および社外機動力の調達 ③東地域等他電力会社からの資機材融通
厚 生 班	①人身災害情報，厚生班関連設備の被害・復旧情報の収集，連絡 ②救急，救護，医療，防疫，衛生活動 ③食料，被服の調達 ④宿泊施設，寝具の手配 ⑤社員・家族間の安否状況連絡の実施，支援センターの設置 ⑥厚生班関連設備の災害予防措置の実施
総 務 班	①非常災害対策本部の設置・運営支援 ②業務設備の被害・復旧情報の収集，連絡 ③通話制限の実施 ④業務設備の災害予防措置の実施 ⑤本社保有建物の建物危険度判定，機能継続処置の実施 ⑥本社保有建物建物自己調査ならびに建物危険度判定実施状況の把握 ⑦行政からの要請に基づく建物応急危険度判定に関する対応
スタッフ	①非常態勢発令の役員等への連絡，要員呼集 ②非常災害対策本部の運営

震3-1-8 東京電力パワーグリッド株式会社 指令及び情報連絡の伝達経路図



震3-1-9 東京ガス株式会社の活動体制

(1) 非常事態対策本部の設置

本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。

(2) 震災時の非常体制

体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長
第0次非常体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合	防災・供給部長
第1次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合	導管ネットワークカンパニー長
第2次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強以上の地震が発生し、(中圧または低圧)ブロックを供給停止した場合	社長

震3-1-10 首都高速道路株式会社 現地对策本部の組織及び所掌事務分掌

本部長	東京西局長
-----	-------

班長	担当部長（保全・交通） 担当部長（施設） 担当部長（総務）
----	-------------------------------------

班名	分掌事務
本部班	(1) 保全復旧に係る災害対応業務及び各種応援に関する連絡調整に関すること。 (2) 保全復旧に係る各種状況の把握に関すること。 (3) 保全復旧に係る各種施策等の企画立案及び総合調整に関すること。 (4) 保全復旧に係る被災者に対する各種施設に関すること。 (5) 各種通信連絡システムの維持保全に関すること。 (6) その他保全復旧に係る各種の業務に関すること。 (7) 本社からの情報通知に関すること。 (8) 駐車場管理に係る災害対応業務及び各種応援に関する連絡調整に関すること。 (9) 駐車場管理に係る各種状況の把握に関すること。 (10) 駐車場管理に係る被災者に対する各種施設に関すること。 (11) その他駐車場管理に係る各種の業務に関すること。 (12) その他他の班の所掌に属しない業務に関すること。
道路交通班	(1) 道路交通管理に係る災害対応業務及び各種応援に関する連絡調整に関すること。 (2) 道路交通管理に係る各種状況の把握に関すること。 (3) 道路啓開及び残置車両対策並びに緊急交通路等の確保に係る各種施策の企画立案及び総合調整に関すること。 (4) 営業管理に係る各種施策の企画立案に関すること。 (5) 道路交通管理に係る被災者に対する各種施策に関すること。 (6) その他道路交通管理に係る各種の業務に関すること。
安否物資班	(1) 事務所機能の確保及び社員の安全管理に関すること。 (2) 社員及びその家族の安否確認に関すること。 (3) 社員の労務管理及び厚生管理に関すること（物資の調達等を含む。） (4) 災害復旧に係る資機材の調達等に関すること。 (5) 各種広報の実施並びに報道機関及びお客様への対応に関すること。

震3-1-11 東京国道事務所の活動態勢

(1) 災害対策支部の設置及び体制表

項目 区分	体制基準	支部の設置
震災対策支部	注意体制 ① 事務所管内で震度4の地震が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で津波注意報を発表した場合 ③ 事務所管内で気象庁の発表震度にかかわらず被害が発生する恐れがある場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合	支部設置 (通常勤務)
	警戒体制 ① 事務所管内で震度5弱の地震が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で津波警報を発表した場合 ③ 関東地方整備局長が指令した場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合	支部設置
	非常体制 ① 事務所管内で震度5強以上の地震が発生した場合又は地震による重大な被害が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で大津波警報(5m)を発表した場合又は津波による重大な被害が発生又は発生する恐れがある場合(10、10m以上:品川管内避難指示) ③ 関東地方整備局長が指令した場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合	支部設置
風水害対策支部	待機(連絡体制) ① 台風の接近において、道路予想が強風域(平均風速が15m/s以上)に入る場合 ② 大雨注意報、洪水注意報等(30mm/h以上の降雨予想)が発表され、事務所長が必要と認めた場合 ③ 事務所長が必要と認めた場合	支部設置準備
	注意体制 ① 台風の接近において、進路予想が暴風域(平均風速が25m/s以上)に入る場合 ② 大雨注意報、洪水注意報等(30mm/h以上の降雨予報)が発表され、災害の発生が予想される場合 ③ 大雨・洪水警報(50mm/h以上の降雨予報)等が発表され、事務所長が必要と認めた場合 ④ 暴風に対する特別警報が発表された場合 ⑤ 局地的になる場合 ⑥ 記録的短時間大雨情報及び土砂災害警戒情報等の発表により避難勧告等が発生する恐れがある場合 ⑦ 事務所長が必要と認めた場合	支部設置
	警戒体制 ① 台風等により災害(被害)が発生した場合 ② 大雨警報、洪水警報等(50mm/h以上の降雨予報)が発表され、災害(被害)の発生が予想される ③ 大雨に対する特別警報が発表された場合 ④ 事務所長が必要と認めた場合	支部設置
	非常体制 ① 台風、大雨、洪水等により広範囲にわたり道路に重大な災害が発生した場合 ② 事務所長が必要と認めた場合	支部設置

(2) 災害対策支部 各班の所掌事務一覧

班名	掛名	
統括班	総合体制掛	・支部体制の発表及び解除 ・支部長指令の管理、本部長指令の受信、周知 ・道路監視施設(ITV)の操作等 ・災害対策室内活動状況の記録
総務班	総務厚生掛	・職員の人事管理に関する事 ・食料、仮眠施設の設営及び庶務一般 ・救急医療業務に関する事 ・職員及び家族の安全・宿舍等の損傷の有無に関する事
	調整掛	・他事務所、防災エキスパート、ボランティア等の受入れに関する事 ・被災者、家族及び関係機関への対応、支援等 ・用地の確保
資材班	経理掛	・経理事務一般
	資材掛	・燃料の安定供給に関する協定に伴う調整、手続き、供給車両票の発行及び障害物除去に関する協定に伴う手続き ・物資の確保、調達、整備、配給等
広報班	広報担当掛	・記者発表の準備、本局・関係機関・支所への発表資料の送付、ホームページ ・東国ツイッターへの投稿等
	広報調整掛	・TV、ラジオ等の情報入手及び被災情報等の入手 ・発表用資料の作成及び内容調整
情報班	情報連絡掛	・本部、支部、関係機関との連絡、報告等 ・道路施設等の安全管理、管理施設の操作に関する指令 ・情報伝達機器(情報板)の操作体制の起案等 ・道路施設等の情報把握 ・道路管理施設の操作に関する起案等
	情報管理掛	
管理班	占用掛	・占用企業関係の復旧計画、規制状況等の把握 ・占用関係一般に関する事
	交通規制掛	・迂回路の検討、指示、これに伴う渉外に関する事 ・交通規制の検討及び実施等に関する事
対策班①②	被害調査掛	・施設点検及び被害の状況把握、調査に関する事
	計画対策掛	・被害対策の立案、復旧用資機材の調査及び確保 ・被害概算額の算出 ・応急復旧対策の指導、立案、報告、予算措置に関する事
施設対策班	被害調査掛	・庁舎、宿舍等の詳細点検、被害状況の把握、調査等に関する事
	計画対策掛	・被害対策の立案、復旧用資機材の調査及び確保 ・被害概算額の算出 ・応急復旧対策の指導、立案、報告、予算措置に関する事
電気通信班	電気通信掛	・電源の確保、電送機記の保守、管理に関する事 ・通信回線の確保及び情報機器の保守、管理に関する事
機械班	機械管理掛	・人員、機材の輸送等に関する事 ・機械設備の状況把握 ・運転の確保、調達及び施設操作の対応に関する事 ・障害物除去等に関する協定の調整
支所	総務掛	・庶務、厚生、経理、資材一般、配車等に関する事
	管理掛	・指令、情報等の受理報告 ・支部及び関係機関との連絡、予警報等の通報等 ・点検巡視、被害調査、観測の手配及び実施等 ・迂回路の検討、交通規制の実施等 ・占用関係一般 ・復旧用資機材の事前調査、災害対策の立案、指導、実施、監督等 ・電源、通信回線の確保、管理施設の操作等

震3-4-1 派遣職員の経費負担一覧表

(1) 国から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担

給与等の種別	給与等支払者	経費負担
俸給 俸給の特別調整額 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 研究員調整手当 住居手当 特勤勤務手当 特勤勤務手当に準ずる手当 期末手当 勤勉手当 期末特別手当 寒冷地手当 公務災害補償又はこれらに相当するもの 共済負担金	国	国が派遣した職員に対して支給した額および国の負担金のうち派遣職員に係る額については、派遣を受けた都道府県又は区市町村が負担する。
退職手当 共済給付金		国が負担する。
通勤手当 単身赴任手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当（超過勤務手当） 休日勤務手当（休日給） 夜間勤務手当（夜勤手当） 宿日直手当 管理職員特別勤務手当又はこれらに相当するもの 災害派遣手当 旅費	都道府県または区市町村	都道府県または区市町村が負担する。

(2) 都道府県・区市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担

給与等の種別	給与等支払者	経費負担
給料 手当（退職手当を除く。） 旅費	都道府県または区市町村	派遣を受けた都道府県又は区市町村が負担する。
退職手当 退職年金 退職一時金		派遣した都道府県又は区市町村が負担する。

震3-4-2 災害地臨時離着陸場候補地一覧表

施設名	座標	所在地	候補地面積 (㎡)	候補地有効面積 (㎡)	避難 場所 指定	現況	所有者又は管理者
芝公園グラウンド	北緯35° 39' 28" 東経139° 44' 54"	芝公園4丁目	7,000	7,000	○	グラウンド	都建設局
区立麻布野球場	北緯35° 38' 56" 東経139° 43' 54"	南麻布5丁目	7,200	7,200	○	グラウンド	区
迎賓館ヘリポート	北緯35° 40' 39" 東経139° 43' 56"	元赤坂2丁目	3,600	3,600		ヘリポート	内閣府
東京海洋大学 グラウンド	北緯35° 37' 27" 東経139° 45' 09"	港南4丁目	72,751	2,500		グラウンド	東京海洋大学
聖心女子学院	北緯35° 38' 17" 東経139° 43' 45"	白金4丁目	7,000	5,000	○	グラウンド	聖心女子学院

震3-5-1 災害情報記録様式

済印

文書番号	—
------	---

情報処理用箋

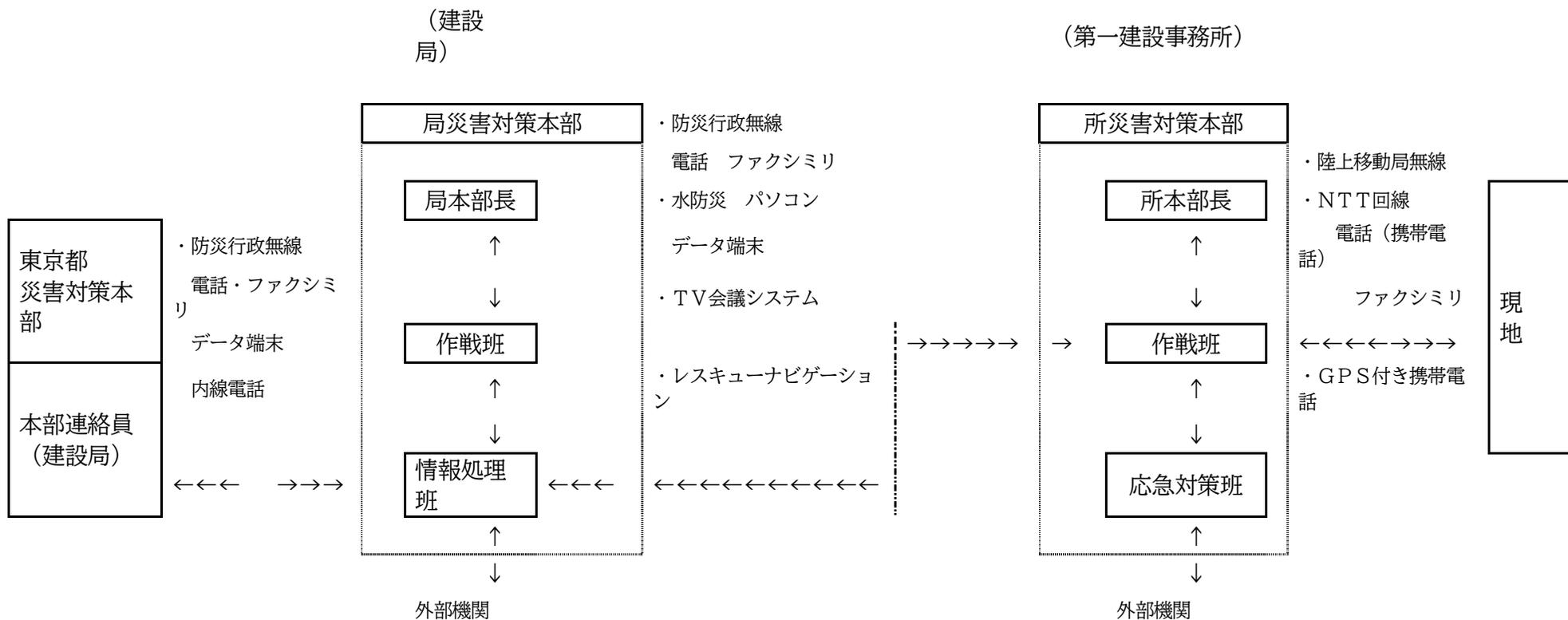
災对本部・災対(芝・麻布・赤坂・高輪・芝港・台場)地区本部(対策室)・災対みなと保健所

受信①	いつ	月 日 () 時 分	【記入担当者】 ①受信者(災对本部・地区本部) ②收受・記録担当 ③判断担当(地区本部) 收受・記録担当(本部) ④受信者(災对本部) ⑤收受・記録担当 ⑥判断担当 ⑦本部情報処理班・外部調整班 情報伝達担当	
	誰から			
	分類	<input type="checkbox"/> 問合せ <input type="checkbox"/> インフラ・被害状況 <input type="checkbox"/> 報告・要請 <input type="checkbox"/> 人命 <input type="checkbox"/> その他		
	内容			
対応③	<input type="checkbox"/> 地区本部で判断 <input type="checkbox"/> 本部に報告 <input type="checkbox"/> 本部に指示・判断・支援を要請		受信①	(対応者)
	内容		:	
			記録②	(対応者)
			:	
			対応③	(対応者)
		:		
		本部へ発信①	(対応者)	
		:		

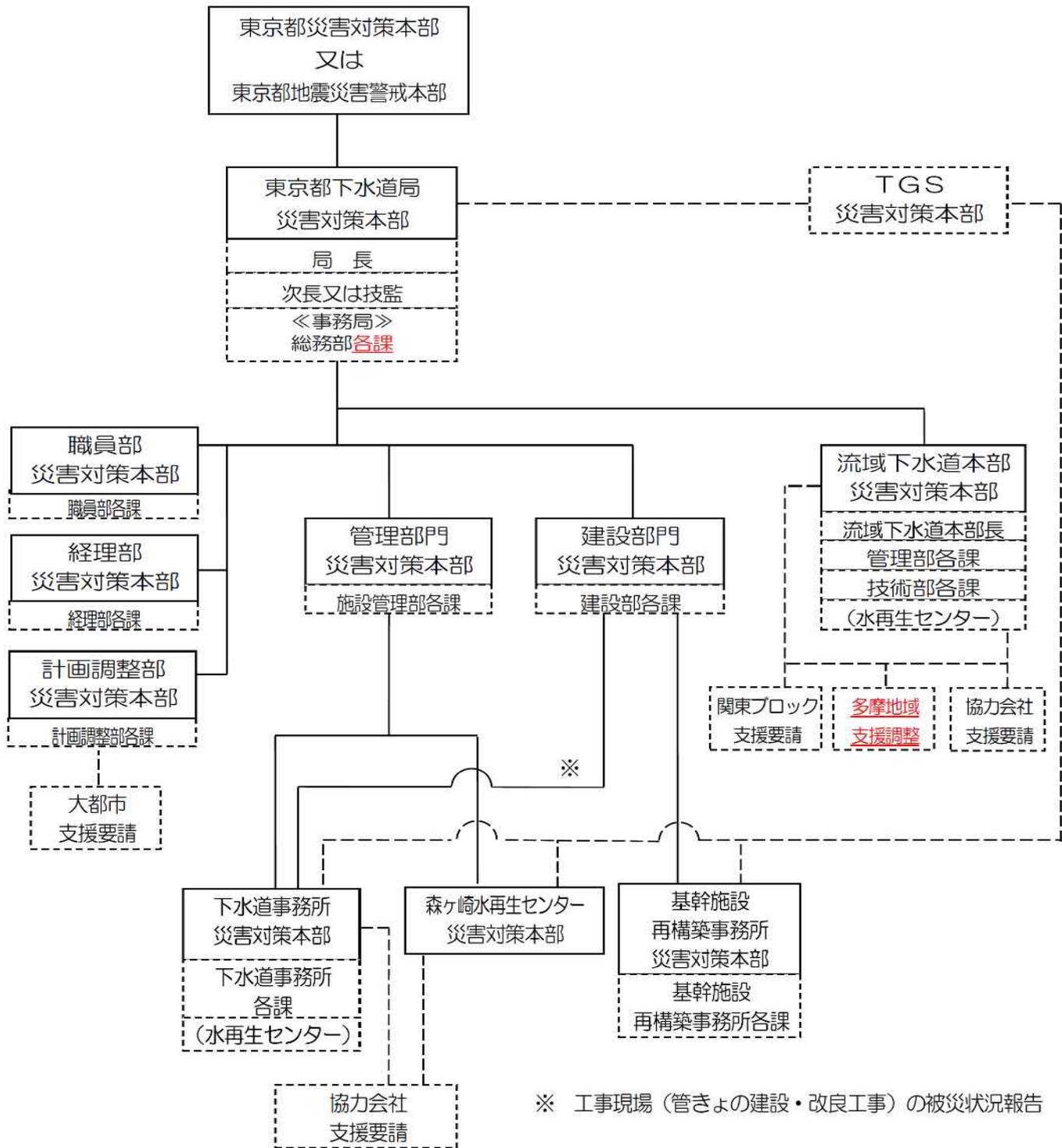
本部 記入欄

受信④	受信日時	月 日 () 時 分	受信④	(対応者)
対応⑤	重要度	高 ・ 中 ・ 低	:	
指示⑥	内容	<input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> 指示送 <input type="checkbox"/> 対応不要 <input type="checkbox"/> その他 ()	対応⑤	(対応者)
	指示先	<input type="checkbox"/> 地区本部(□芝 □麻布 □赤坂 □高輪 □芝港) <input type="checkbox"/> みなと保健所 □支援部(下記) □その他(下記)	:	
			指示・判断⑥	(対応者)
			:	
			発信⑦	(対応者)
			:	
			地区本部	(対応者)
			受信⑤	
			:	

震3-5-2 都建設局第一建設事務所通信情報計画



震3-5-3 都下水道局震災時組織体制



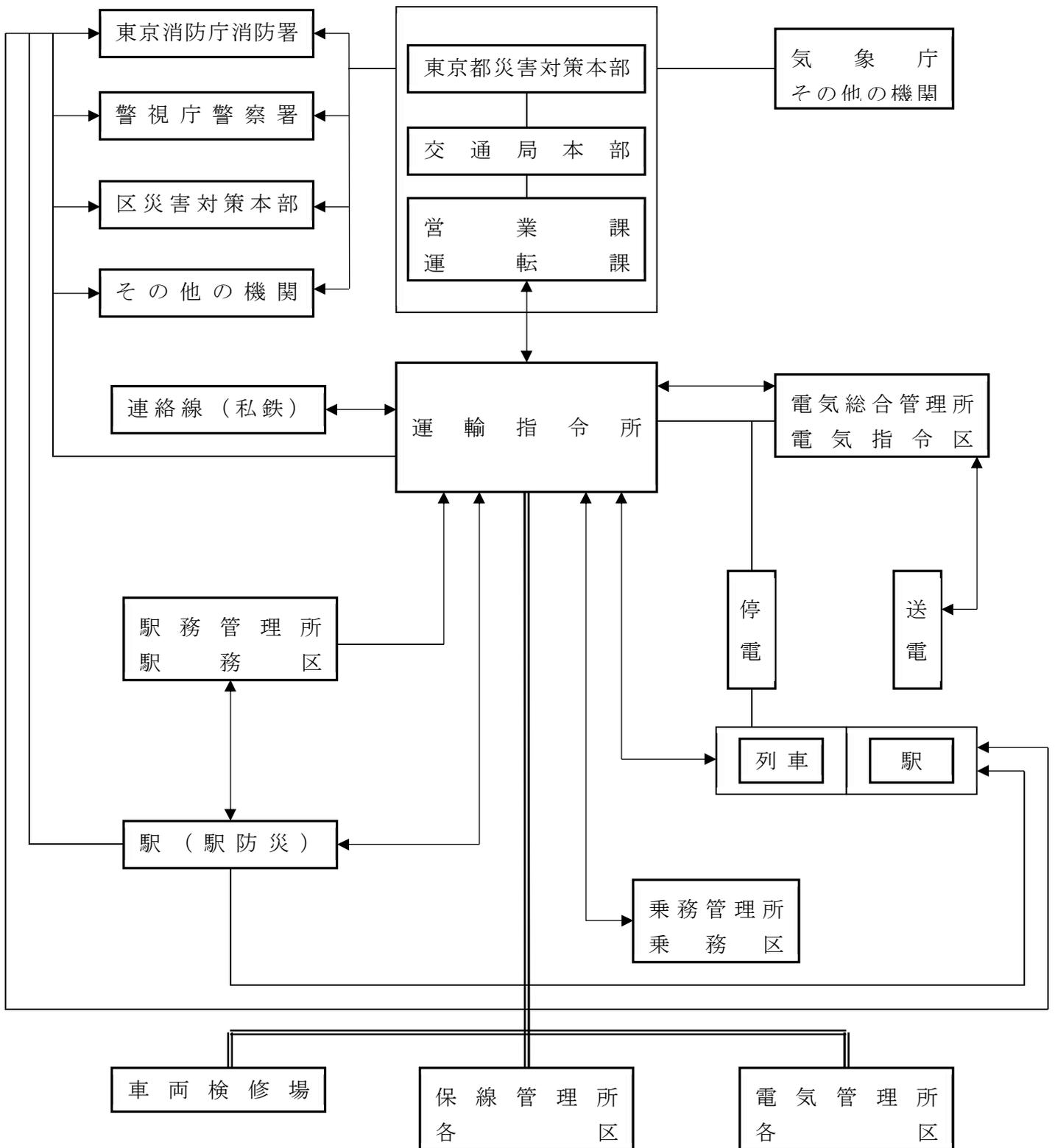
通信手段としては、固定電話、ファックス、メールに加え、下水道局ソフトプラン
電話（光ファイバー網）、業務用無線、東京都防災行政無線、災害時優先携帯電話、衛
星携帯電話がある。【別添資料-2】

夜間及び休日等における緊急連絡図

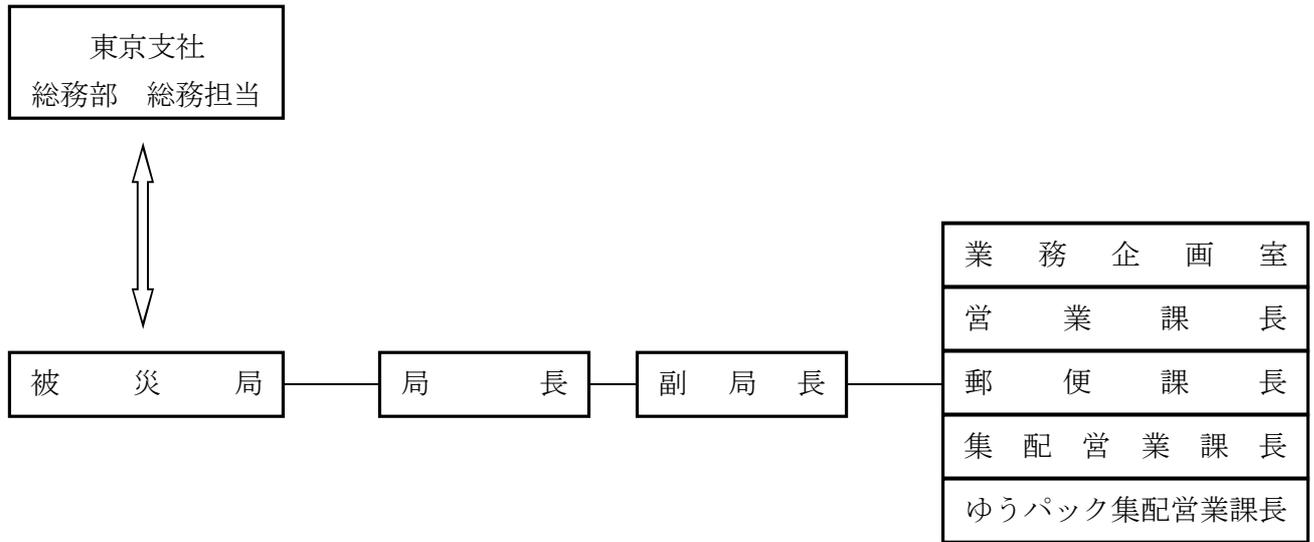


通信手段としては、固定電話、ファックス、メールに加え、下水道局ソフトプラン電話（光ファイバー網）、業務用無線、東京都防災行政無線、災害時優先携帯電話、衛星携帯電話がある。【別添資料-2】

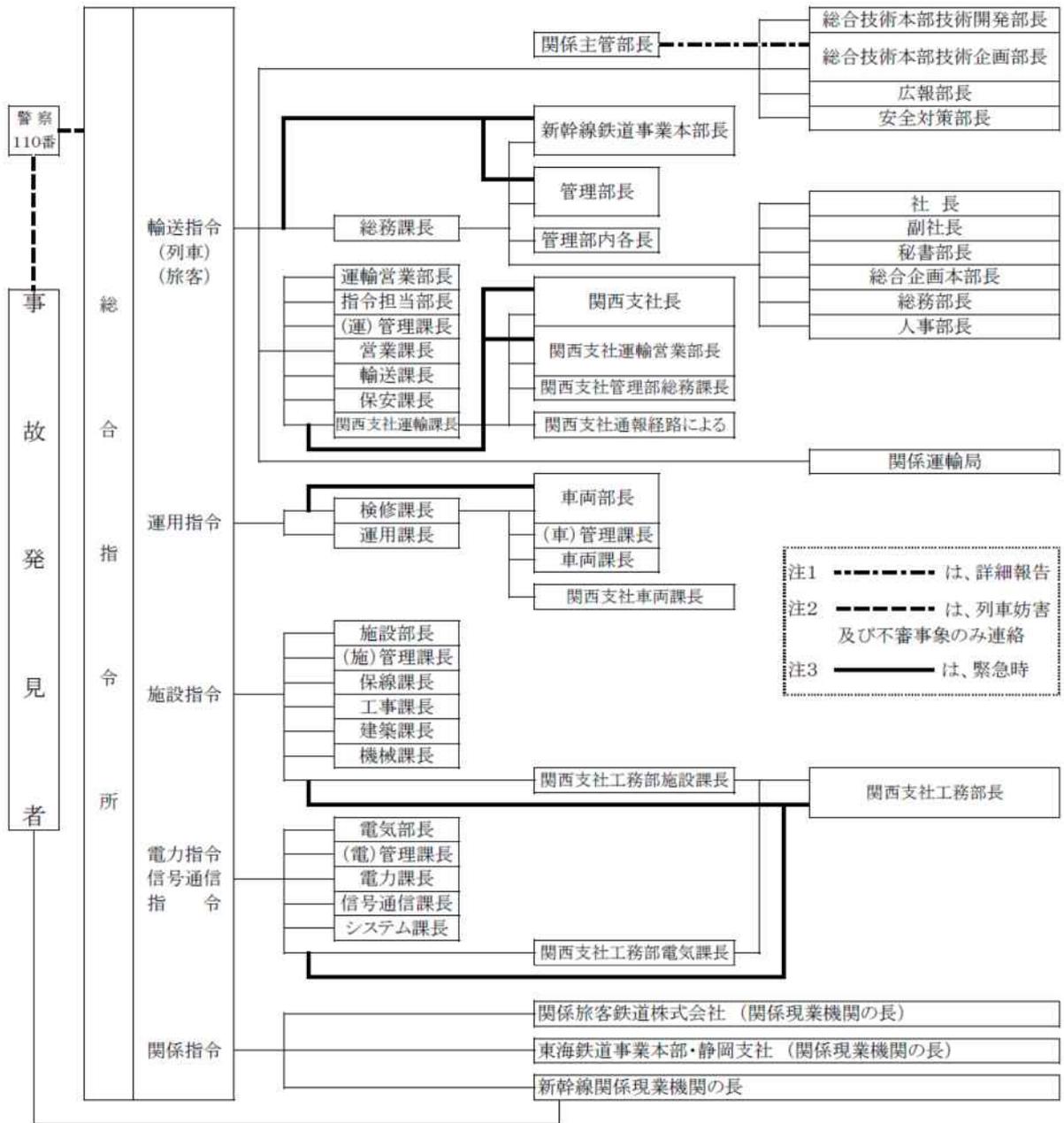
震3-5-4 災害発生時の指令連絡体制（都交通局）



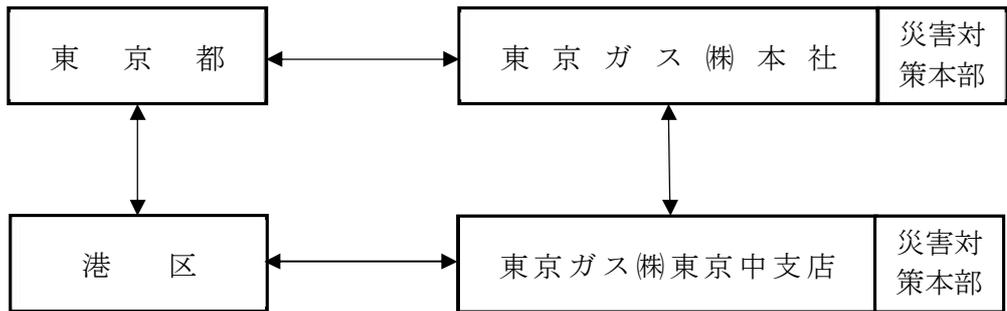
震3-5-5 日本郵便株式会社情報収集連絡系統図



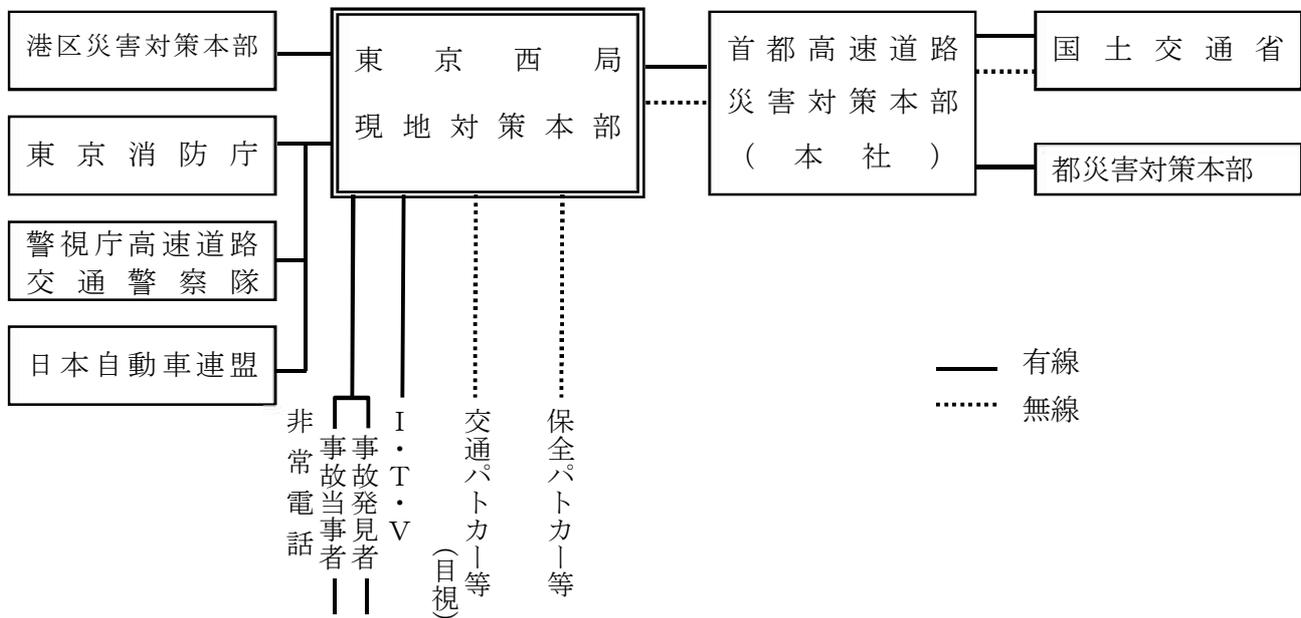
震3-5-6 東海旅客鉄道株式会社の事故発生の連絡経路



震3-5-7 東京ガス株式会社通信情報連絡系統図

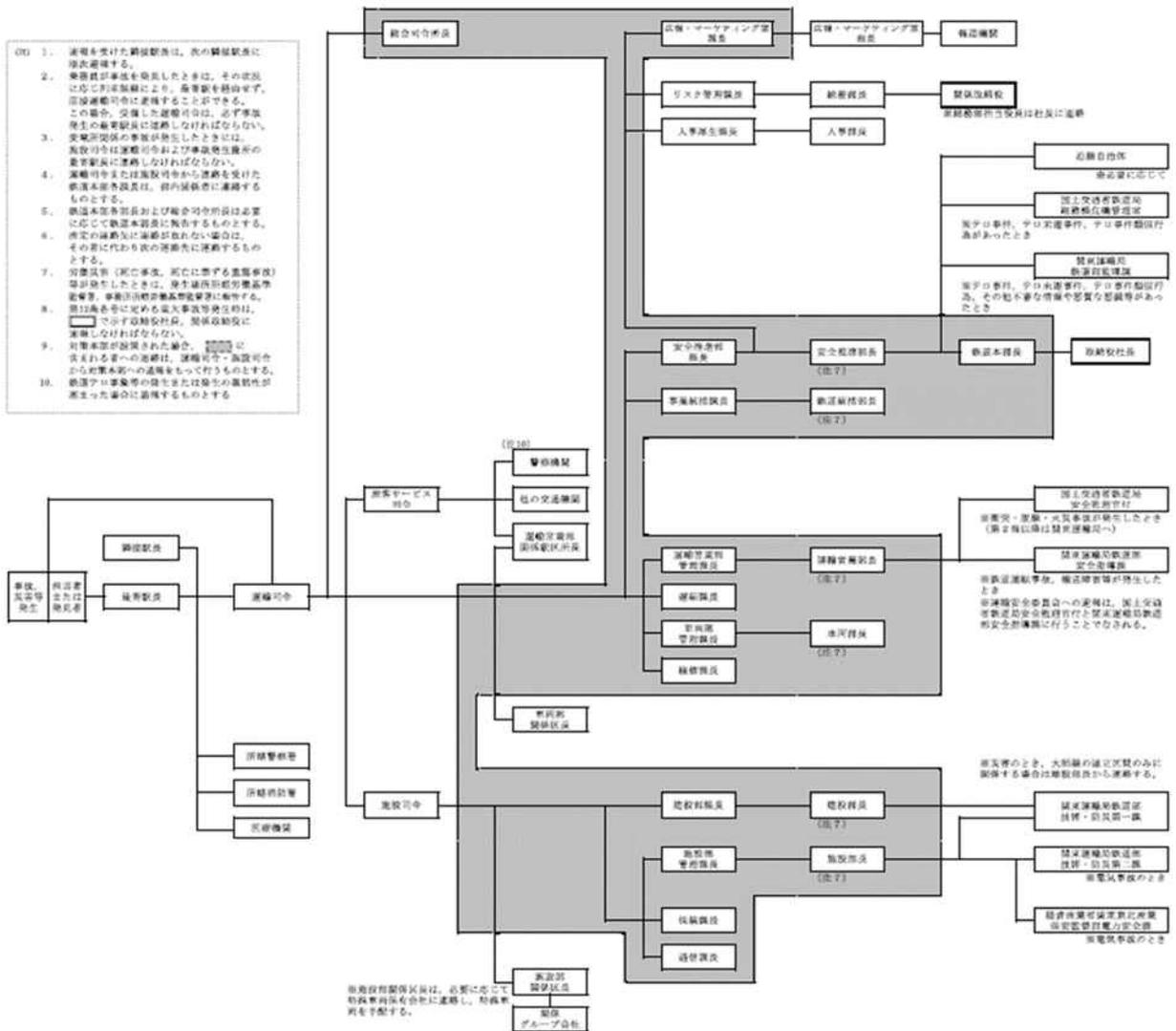


震3-5-8 首都高速道路株式会社情報連絡系統図

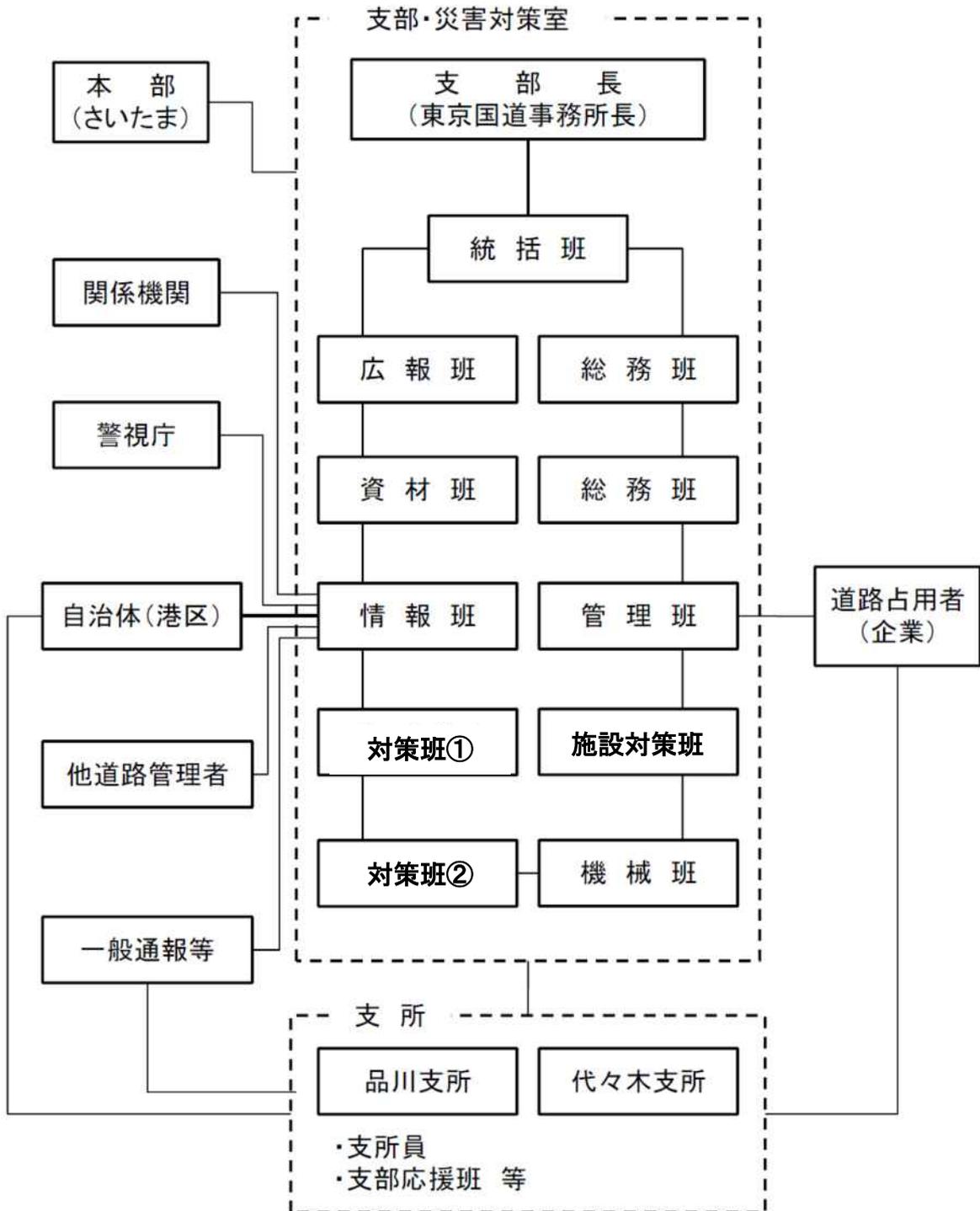


震3-5-9 京浜急行電鉄株式会社事故速報系統図

その1 鉄道運転事故、電気事故、災害等



震3-5-10 東京国道事務所通信連絡系統図



震3-5-11 被害状況等の報告様式

(1) 報告事項及び報告主管課一覧表

報告事項	区分	報告事項	報告主管課		
			災 対 各 課 名 速 報	中間報告	決定報告
気象状況		気 象 情 報	災 対 防 災 課		
		水 象 情 報	災 対 土 木 課		
活動状況		職 員 動 員 数	各 課		
		水 防 活 動	災 対 土 木 課		
		避 難 者 収 容 状 況	災 対 各 地 区 本 部 災 対 管 理 課		
		救 助 物 資 等 給 与	災 対 保 健 福 祉 課		
		物 資 経 理 状 況	災 対 会 計 室		
		そ の 他 の 活 動	当 該 課		
被害状況		人 ・ 家 屋 被 害	災 対 各 地 区 本 部 災 対 管 理 課		
		商 工 業 被 害	災 対 産 業 振 興 課		
		公 共 土 木 施 設 被 害	災 対 土 木 課		
		教 育 施 設 被 害	災 対 庶 務 課		
		区 有 財 産 被 害	当 該 課		
		はん濫河川(海岸) 報 告	災 対 土 木 課		
		そ の 他 の 被 害	当 該 課		

(2) 水象情報

月 日 時現在

調査項目	観測地名							
	事項							
水位	最高水位	m						
	平均水位	m						
	最大流量	m ³ /sec						
	平均流量	m ³ /sec						
潮位	最高潮位	A・P m						
	平均潮位	m						
	潮位偏差	m						
雨量	最大時雨量	時～時mm						
	最大24時間雨量	日～日mm						
	最大2日雨量	日～日mm						

(3) 職員動員数

名 称		動員数	名 称		動員数
災対防災危機管理室	災対防災課		災対産業・地域 振興支援部	災対地域振興課	
災対芝地区本部	災対管理課			災対産業振興課	
	災対協働推進課			災対税務課	
	災対区民課		災対保健福祉支 援部	災対保健福祉課	
災対麻布地区本部	災対管理課			災対高齢者支援課	
	災対協働推進課			災対介護保険課	
	災対区民課			災対障害者福祉課	
災対赤坂地区本部	災対管理課			災対生活福祉調 整課	
	災対協働推進課			災対国保年金課	
	災対区民課		災対みなと保健 所	災対生活衛生課	
災対高輪地区本部	災対管理課			災対保健予防課	
	災対協働推進課			災対健康推進課	
	災対区民課		災対子ども家庭 支援部	災対子ども家庭課	
災対芝浦港南地区本部	災対管理課		災対街づくり支 援部	災対都市計画課	
	災対協働推進課			災対開発指導課	
	災対区民課			災対建築課	
災対台場地区対策室		災対土木課			
災対会計室		災対土木施設管 理課			
災対選挙管理委員会事務局		災対環境リサイ クル支援部		災対環境課	
災対監査事務局			災対みなとりサイ クル清掃事務 所		
災対区議会事務局		災対企画経営部	災対企画課		
災対教育委員会事務局	災対庶務課			災対区長室	
	災対学務課			災対財政課	
	災対生涯学習 推進課		災対施設課		
	災対図書・文化 財課		災対総務部	災対総務課	
	災対指導室			災対情報政策課	
	※災対区立幼 稚園、小・中学 校			災対人事課	
		災対契約管財課			

※の災対区立幼稚園、小・中学校の欄は、区民避難所（地域防災拠点）の開設及び運営に係る職員数を記載します。

(4) 水防活動

月 日 時現在

◎活動 地区名	活動期 (時) 間	活 動 態 勢											◎ 活動内容	
		◎人 員		車 両			舟 艇			資 器 材				
		隊員	その他	車名	数量	調 達 保有別	船名	数量	調 達 保有別	品目	数量	調 達 保有別		
		実延			実延				実延					
		実延			実延				実延					
		実延			実延				実延					
		実延			実延				実延					
		実延			実延				実延					
		実延			実延				実延					
		実延			実延				実延					
		実延			実延				実延					
		実延			実延				実延					
		実延			実延				実延					
		実延			実延				実延					
		実延			実延				実延					
		実延			実延				実延					
〇〇避難所 他〇〇ヶ所		実延			実延				実延					

- 1 中間報告書は◎印の事項のみ報告のこと。
- 2 人員欄「その他」の項には協力機関の職員数と雇上人数等に区分すること。

(5) 避難者収容状況

月 日 時現在

施設名	活動期(時)間	配置人員		収容状況									備考	
		隊員	その他	男			女			乳児	要医療 人員	要助産		
				大人	小人	計	大人	小人	計					

- 1 収容状況の人員数については速報の際は現在数、決定報告は累計(取扱人員数)を報告すること。
- 2 人員欄「その他」の項には協力機関の職員数と雇上人員等に区分すること。
- 3 乳児は外書きとする。
- 4 要医療人員、要助産人員は内書とする。
- 5 小人とは中学生以下(14才以下)とする。

(6) 救助物資等給与状況

月 日 時現在

◎ 給与 (輸送) 先	活動期 (時) 間	活動態勢								給与内容			
		◎人員		車両			舟艇			◎品名	◎数量	調 達 保有別	
		隊員	その他	車名	数量	調 達 保有別	船名	数量	調 達 保有別				
		実延			実延				実延				
		実延			実延				実延				
		実延			実延				実延				
		実延			実延				実延				
		実延			実延				実延				
		実延			実延				実延				
		実延			実延				実延				
		実延			実延				実延				
		実延			実延				実延				
		実延			実延				実延				
		実延			実延				実延				
		実延			実延				実延				
○○避難所 他○○ヶ所		実延			実延				実延				

- 1 中間報告書は◎印の事項のみ報告のこと。
- 2 人員欄「その他」の項には協力機関の職員数と雇上人数等に区分すること。

(7) 物資経理状況

月 日 時現在

品 名	保 有 高	受 入 数	払 出 数	残 高	備 考

1 速報は不足見込の品名についてのみ報告のこと。

○ (8) 人・家屋被害

月 日 時現在

項目	区分	単位	被害		主なる地域名	備考
			数量	金額(千円)		
人	死者	人				
	行方不明	//				
	重傷	//				
	軽傷	//				
	計	//				
住家	全壊	棟(戸)				
	半壊	//				
	床上浸水	//				
	床下浸水	//				
	一部損壊	//				
	計	//				
非住家	全壊	//				
	半壊	//				
	計					

※ 非住家とは倉庫、土蔵、車庫、納屋、物置、建築中のもの等をいう。
(学校、工場等は別様式)

(9) 商工業被害

月 日 時現在

調査項目	区 分	数 量	被 害 額 推 定		摘 要
			建 物	金 額	
工 場	全壊 (焼)		坪	千円	
	流 出				
	半壊 (焼)				
	浸 水				
	そ の 他				
商 店	全壊 (焼)				
	流 出				
	半壊 (焼)				
	浸 水				
	そ の 他				
その他	全壊 (焼)				
	流 出				
	半壊 (焼)				
	浸 水				
	そ の 他				

(10) 公共土木施設被害

月 日 時現在

調査項目	調 査 対 象		被害内容	被害数量	被害金額 (推定)	工事種別	速報事項 (○印)
	施 設 名	位 置					
河 川	○ ○ 川 ○ ○ 川			ヶ所	円		○
海 岸							
砂 防							
道 路							
橋りょう							

- 1 各項目について具体的内容を必要とするときは別紙により報告すること。
- 2 種別は区、都、国の別を記入すること。

(11) 教育施設被害

月 日 時現在

調査項目	事 項	数 量	被 害 額 推 定	備 考
小学校	全 壊 (焼)			
	流 出			
	半 壊 (焼)			
	浸 水			
そ の 他				
中学校	全 壊 (焼)			
	流 出			
	半 壊 (焼)			
	浸 水			
そ の 他				
その他	全 壊 (焼)			
	流 出			
	半 壊 (焼)			
	浸 水			
そ の 他				

(12) 区有財産被害

月 日 時現在

被 害 物 件 名	件 数	被 害 額 推 定	備 考

(13) はん濫河川（海岸）報告

調査項目	河川、海岸名			
	事項			
浸水区域	位置			
	図 示 番 号			
	浸水の直接原因			
	浸水面積	流 失		
		埋 浸		
計				

- 1 本報告は図面を添付し、次の内容を記入する。
 - (1) 破堤、決壊場所とはん濫洪水の流の方向を青線で記入する。
 - (2) 最大浸水深、浸水日数を主要地点ごとに記入する。
 - (3) 土砂埋没地域は褐色で示し最大推積深を記入する。
- 2 本報告は速報不要。

震3-5-12 被害の認定基準

1 人的被害

- (1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実なもの。
- (2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2)「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3)「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4)「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも、とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。
- (6)「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4)非住家被害とは、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3)「畑の流失、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4)「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5)「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7)「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8)「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9)「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13)「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上没水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。

- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
- (5)災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10)「水産被害」とは、農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。
- (11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

震3-6-1 港区内の消防職員及び消防団員数

令和3年10月1日現在

管轄	消防職員	現員	消防団員	現員
芝		205		171
麻布		140		102
赤坂		145		115
高輪		228		103
合計		718		491

震3-6-2 防除資機材等常備状況

平成28年8月現在

機関名	所在地	防除資材		
		オイルフェンス (m)	油処理剤 (L)	油吸着材 (kg)
都港湾局	新宿区西新宿 2-8-1	2,640	720	290
東京海上保安部	江東区青海 2-7-11	200	1,206	201

令和3年10月現在

機関名	所在地	化学消火薬剤			油処理剤				
		たん白・ 耐アルコ ール系 (ℓ)	合成 界面系 (ℓ)	水成膜 (ℓ)	粒状 (kg)	マット 状 (枚)	シート 状 (枚)	俵状 (本)	オイルフェ ンス(m)
東京 消防庁	千代田区 大手町 1-3-5	156,600	44,155	2,400	77,690	15,960	5,035	140	1.040

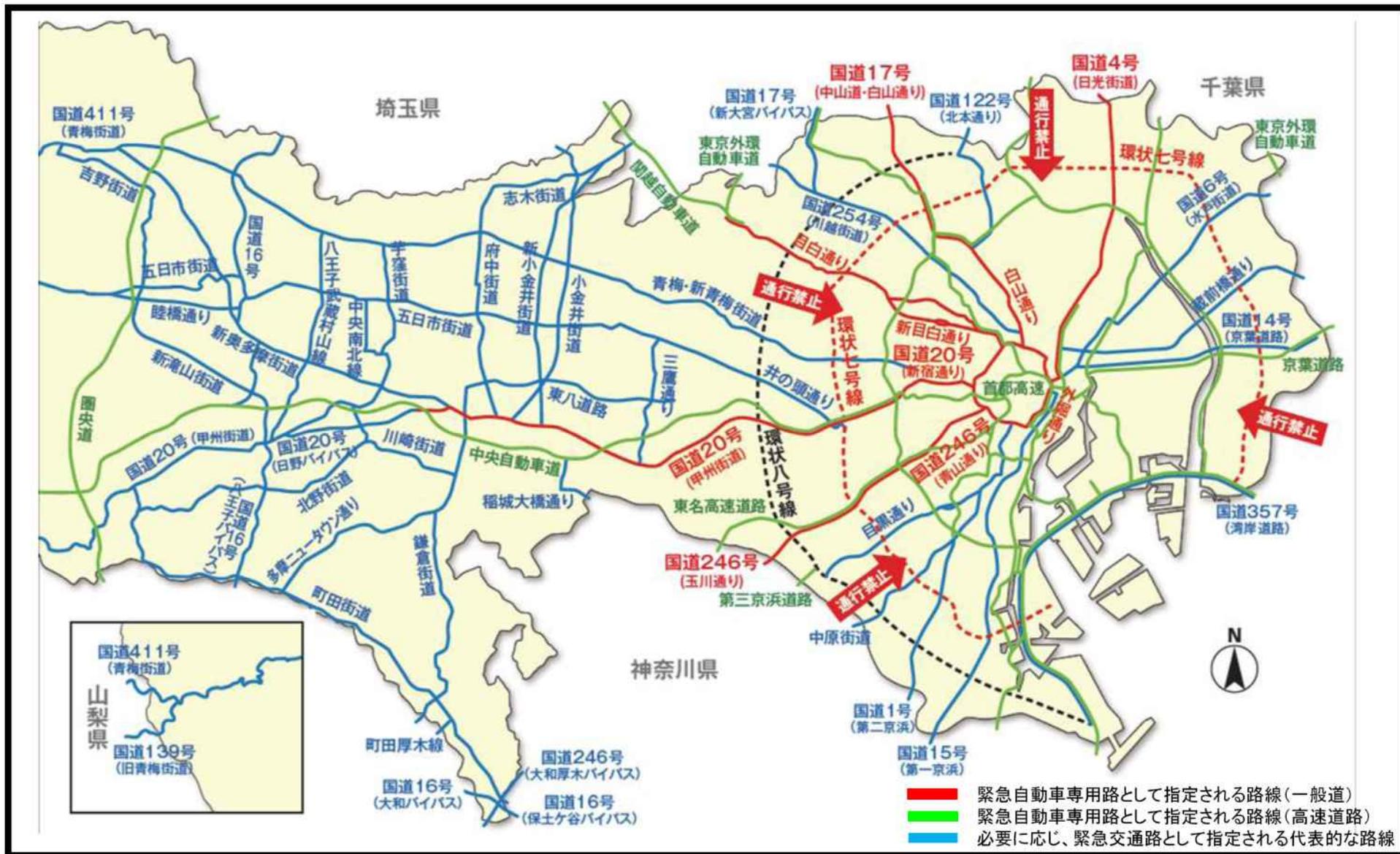
震3-6-3 東京消防庁消防艇一覧表

令和3年10月1日現在

船艇名	総トン数(t)	全長(m)	定員(人)
みやこどり	195	43.2	50
おおえど	198	37.6	22
かちどき	40	23.2	21
ありあけ	40	23.2	21
はるみ	11	14.5	12
きよす	9.7	13.0	10
はまかぜ	9.7	13.4	10
しぶき	4.9	11.85	8
はやて	4.8	10.1	10

震3-7-1 交通規制図

(1) 大震災時における交通規制図



(2) 指定7路線

指 定 7 路 線

国道	4号(日光街道 ほか)
	17号(中山道・白山通り)
	20号(甲州街道 ほか)
	246号(青山通り・玉川通り)
都道	目白通り・新目白通り
	外堀通り
高速道路	高速自動車国道・首都高速道路 等

(3) 指定35路線

指 定 3 5 路 線

1	国道1号(第二京浜ほか)
2	国道6号(水戸街道ほか)
3	国道14号(京葉道路)
4	国道15号(第一京浜ほか)
5	国道17号(新大宮バイパス)
6	国道122号(北本通りほか)
7	国道254号(川越街道ほか)
8	国道357号(湾岸道路)
9	都道2号(中原街道)
10	都道4号ほか(青梅・新青梅街道)
11	都道7号ほか(井の頭通り・五日市街道・睦橋通り)
12	都道312号(目黒通り)
13	都道315号ほか(蔵前橋通りほか)
14	国道16号(東京環状ほか)
15	国道20号(日野バイパスほか)
16	国道139号(旧青梅街道)
17	国道246号(大和厚木バイパス)
18	都道9号(稲城大橋通りほか)
19	都道14号(東八道路)
20	都道15号ほか(小金井街道)
21	都道17号ほか(府中街道・志木街道)
22	都道18号ほか(鎌倉街道ほか)
23	都道20号ほか(川崎街道)
24	都道29号ほか(新奥多摩街道ほか)
25	都道43号ほか(芋窪街道ほか)
26	都道47号ほか(町田街道)
27	都道51号(町田厚木線)
28	都道59号(八王子武蔵村山線)
29	都道121号(三鷹通り)
30	都道153号ほか(中央南北線ほか)
31	都道158号(多摩ニュータウン通り)
32	都道169号ほか(新滝山・滝山・吉野街道)
33	都道173号(北野街道)
34	都道248号ほか(新小金井街道)
35	都道256号(甲州街道)

震3-8-1 特設公衆電話（事前設置）場所

平成28年4月1日現在

N O	設置場所	住所	設置台数
1	御成門小学校	港区芝公園 3-2-4	5
2	芝小学校	港区芝 2-21-3	8
3	赤羽小学校	港区三田 1-4-52	5
4	御成門中学校	港区西新橋 3-25-30	5
5	生涯学習センター	港区新橋 3-16-3	5
6	三田いきいきプラザ	港区三田 4-1-17	3
7	麻布小学校	港区麻布台 1-5-15	5
8	旧飯倉小学校	港区東麻布 2-1-1	4
9	東町小学校	港区南麻布 1-8-11	5
10	筈小学校	港区西麻布 3-11-16	10
11	六本木中学校	港区六本木 6-8-16	5
12	高陵中学校	港区西麻布 4-14-8	8
13	南山小学校	港区元麻布 3-8-15	10
14	麻布区民センター	港区六本木 5-16-45	5
15	南麻布いきいきプラザ	港区南麻布 1-5-26	2
16	飯倉いきいきプラザ	港区東麻布 2-16-11	2
17	赤坂小学校	港区赤坂 8-13-29	5
18	青山小学校	港区南青山 2-21-2	10
19	青南小学校	港区南青山 4-21-15	10
20	赤坂中学校	港区赤坂 9-2-3	10
21	青山中学校	港区北青山 1-1-9	5
22	赤坂区民センター	港区赤坂 4-18-13	5
23	赤坂子ども中高生プラザ (サン・サン赤坂)	港区赤坂 6-6-14	5
24	赤坂いきいきプラザ	港区赤坂 6-4-8	5
25	青山いきいきプラザ	港区南青山 2-16-5	5

26	青南いきいきプラザ	港区南青山 4-10-1	2
27	御田小学校	港区三田 4-11-38	10
28	高輪区民センター	港区高輪 1-16-25	5
29	白金小学校	港区白金台 1-4-26	5
30	旧三光小学校	港区白金 3-18-2	9
31	白金の丘学園 白金の丘小・中学校	港区白金 4-1-12	5
32	旧神応小学校	港区白金 6-9-5	10
33	三田中学校	港区三田 4-13-13	5
34	高松中学校	港区高輪 1-16-25	10
35	高輪台小学校	港区高輪 2-8-24	8
36	豊岡いきいきプラザ	港区三田 5-7-7	2
37	高輪いきいきプラザ	港区高輪 3-18-15	2
38	白金いきいきプラザ	港区白金 3-10-12	5
39	白金台いきいきプラザ	港区白金台 4-8-5	5
40	芝浦小学校	港区芝浦 4-8-18	5
41	港南小学校	港区港南 4-3-28	10
42	港南中学校	港区港南 4-3-3	5
43	みなとパーク芝浦 (港区スポーツセンター・男女平等参画センター)	港区芝浦 1-16-1	10
44	港南いきいきプラザ	港区港南 4-2-1	5
45	お台場学園港陽小・中学校	港区台場 1-1-5	15
46	台場区民センター	港区台場 1-5-1	3
47	白金の森【特養】	港区白金台 5-20-5	1
48	ベル【特養】	港区西麻布 4-7-2	1
49	北青山【高齢者在宅サービスセンター】	港区北青山 1-6-1	1
50	芝【高齢者在宅サービスセンター】	港区芝 3-24-5	1

(2) 避難者応急名簿

避難所「 _____ 」 避難者応急名簿

【組織名】				【避難先 室名】			【班名】	No.
	氏名 (世帯主との続柄)	性別	年齢	血液型	現住所		入所日	備考 (家族の安否, 介護の要, 資格, 特技, 被災状況等)
					住所	電話		
1	()	男・女	歳	型			月 日	
2	()	男・女	歳	型			月 日	
3	()	男・女	歳	型			月 日	
4	()	男・女	歳	型			月 日	
5	()	男・女	歳	型			月 日	
6	()	男・女	歳	型			月 日	
7	()	男・女	歳	型			月 日	
8	()	男・女	歳	型			月 日	
9	()	男・女	歳	型			月 日	

※ 合計 _____ 名 / うち 12 歳以下は _____ 名

(3) 避難者名 (世帯用)

避難所「

」 避難者名簿(世帯用)

※ 登録 / ※退所 / ※在宅 / /

氏名(世帯主)	ふりがな: 氏名 :		組織名 *町会自治会名、事業所名など(地域外の場合は「外」と記入)				
住所	電話番号 ()		避難先 室名: 班名:		入所日 月 日		
	電話番号 ()		退出日 月 日				
緊急連絡先	氏名 続柄:		転出先住所				
	住所 電話番号 ()		氏名 電話番号 ()				
家族構成(世帯主も再度ご記入ください!)							
氏名	続柄	介護	必要な介護の内容	性別	年齢	血液型	資格・特技など
	世帯主	要・不要		男・女	歳	型	<input type="checkbox"/> 医療・介護 <input type="checkbox"/> 通訳 <input type="checkbox"/> パソコン・ネット <input type="checkbox"/> 調理師・栄養士 <input type="checkbox"/> 大工・電気 <input type="checkbox"/> ()
		要・不要		男・女	歳	型	<input type="checkbox"/> 医療・介護 <input type="checkbox"/> 通訳 <input type="checkbox"/> パソコン・ネット <input type="checkbox"/> 調理師・栄養士 <input type="checkbox">大工・電気 <input type="checkbox"/>()</input>
		要・不要		男・女	歳	型	<input type="checkbox"/> 医療・介護 <input type="checkbox"/> 通訳 <input type="checkbox"/> パソコン・ネット <input type="checkbox"/> 調理師・栄養士 <input type="checkbox">大工・電気 <input type="checkbox"/>()</input>
		要・不要		男・女	歳	型	<input type="checkbox"/> 医療・介護 <input type="checkbox"/> 通訳 <input type="checkbox"/> パソコン・ネット <input type="checkbox"/> 調理師・栄養士 <input type="checkbox">大工・電気 <input type="checkbox"/>()</input>
		要・不要		男・女	歳	型	<input type="checkbox"/> 医療・介護 <input type="checkbox"/> 通訳 <input type="checkbox"/> パソコン・ネット <input type="checkbox"/> 調理師・栄養士 <input type="checkbox">大工・電気 <input type="checkbox"/>()</input>
※他からの問い合わせがあったとき、住所、氏名を公表してよいですか?				(よい よくない)		計: 人	

(6) 収容状況調書

避難所名 ()

日 時		避難室名	収 容 状 況								ミルク	
			世帯	男				女				
				大人	小人	乳児	計	大人	小人	乳児		計
日	8時			人	人	人	人	人	人	人	人	
	12時											
	18時											
日	8時			人	人	人	人	人	人	人	人	
	12時											
	18時											
日	8時			人	人	人	人	人	人	人	人	
	12時											
	18時											
日	8時			人	人	人	人	人	人	人	人	
	12時											
	18時											
日	8時			人	人	人	人	人	人	人	人	
	12時											
	18時											
日	8時			人	人	人	人	人	人	人	人	
	12時											
	18時											

(7) 救助物資等支給状況調書

避難所名 ()

日 時		給食人員		救助物資支給状況				物資貸与状況		要医療人員	備 考
		次回申込	済人員								
				品名	数量	世帯	人員	品名	数量		
日	8時										
	12時										
	18時										
日	8時										
	12時										
	18時										
日	8時										
	12時										
	18時										
日	8時										
	12時										
	18時										
日	8時										
	12時										
	18時										
日	8時										
	12時										
	18時										

震3-11-1 災害時医療施設

(1) 東京都災害拠点病院（区中央部保健医療圏）

令和2年6月1日現在

名称	所在地	病床数
日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	320
三井記念病院	千代田区神田和泉町1	482
聖路加国際病院	中央区明石町9-1	520
東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	535
東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	1,075
北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1	329
国家公務員共済組合連合会 虎の門病院	港区虎ノ門2-2-2	819
日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	877
東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	815
順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	1,051
東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45	753
東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1	1,226
永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	400

(2) 東京都災害拠点病院（隣接区：抜粋）

令和2年6月1日現在

名称	所在地	病床数
N T T東日本関東病院（区南部）	品川区東五反田5-9-22	594
東京都立広尾病院（区西南部）	渋谷区恵比寿2-34-10	426
日本赤十字社医療センター（区西南部）	渋谷区広尾4-1-22	701
慶応義塾大学病院（区西部）	新宿区信濃町35	960
がん研究会有明病院（区東部）	江東区有明3-8-31	686

(3) 東京都指定二次救急医療機関（区内）

令和2年6月1日現在

名称	所在地	病床数
東京慈恵会医科大学附属病院	西新橋3-19-18	1,075
国際医療福祉大学三田病院	三田1-4-3	291
東京都済生会中央病院	三田1-4-17	535
国家公務員共済組合連合会 虎の門病院	虎ノ門2-2-2	819

独立行政法人地域医療機能推進機構 東京高輪病院	高輪 3-10-11	247
北里大学北里研究所病院	白金 5-9-1	329

(4) 一般病院 (区内)

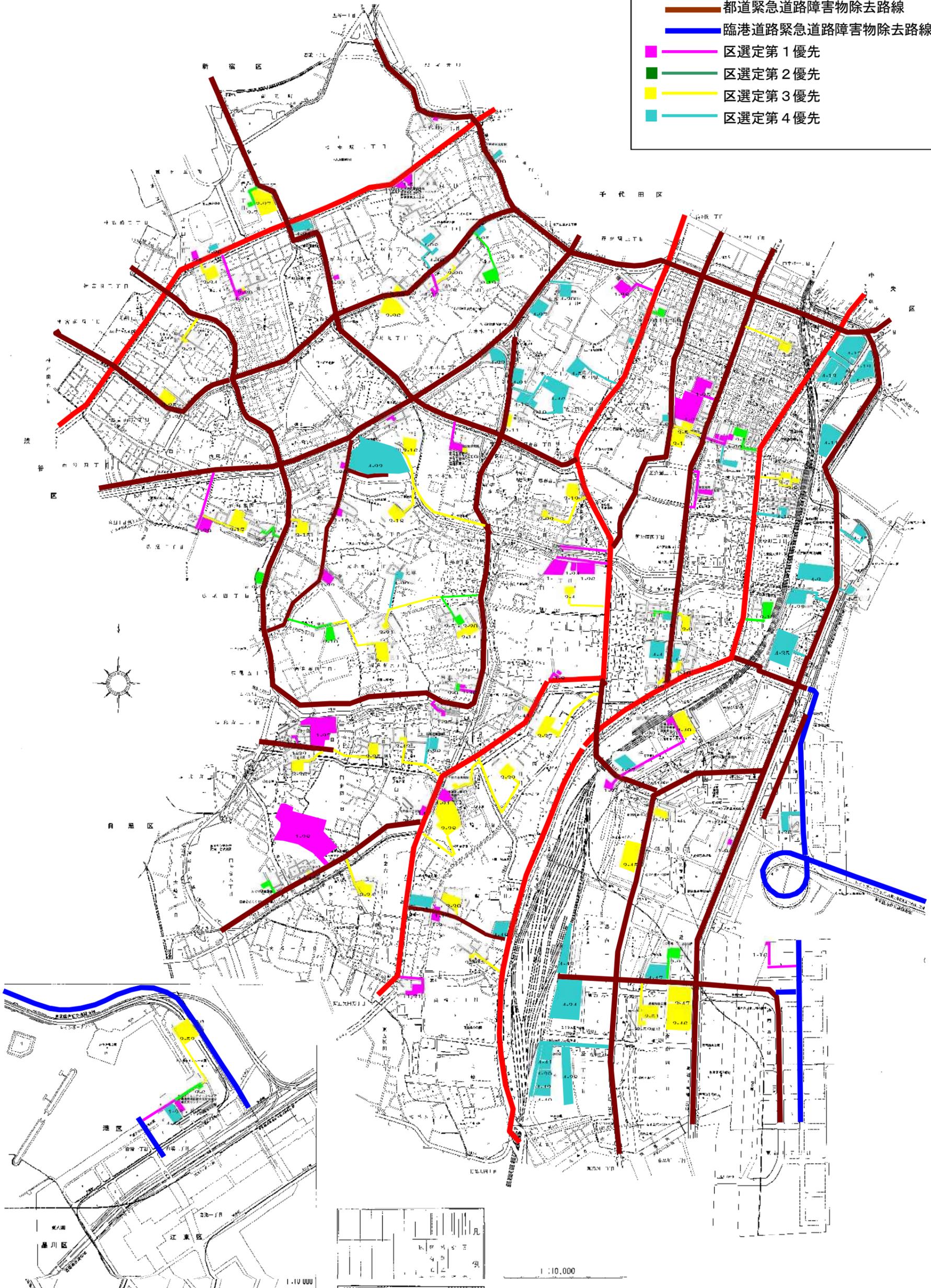
令和2年6月1日現在

名称	所在地	病床数
医療法人財団厚生会古川橋病院	南麻布 2-10-21	49
社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院	芝浦 1-16-10	160
公益財団法人心臓血管研究所付属病院	西麻布 3-2-19	74
医療法人社団友仁会 赤坂見附前田病院	元赤坂 1-1-5	60
医療法人財団順和会山王病院	赤坂 8-10-16	78
東京大学医科学研究所附属病院	白金台 4-6-1	122

緊急道路障害物除去路線

凡例

- 国道障害物除去対象路線
- 都道緊急道路障害物除去路線
- 臨港道路緊急道路障害物除去路線
- 区選定第1優先
- 区選定第2優先
- 区選定第3優先
- 区選定第4優先



震3-13-2 車両舟艇調達請求書

請求課		災対契約管財課	
課長	係長	課長	係長

年 月 日

請求者所属 氏 名			
使用日時	月 日	自 時 分 至 時 分	
使用目的	応急対策用 待機用		
引渡場所			
調達数量物計 及び数量			

(備考)目的が終了したとき、請求者は災対契約管財課へ直ちに終了時間等について連絡すること。

震3-14-1 みなとりサイクル清掃事務所の機材等の現況

(1) 人員及び車両

令和3年4月1日現在

人員		124名
自動車	小型プレス車	14台
	軽小型貨物車	8台
	軽小型ダンプ車	2台
	軽連絡車(1BOX)	3台
	連絡車(普通自動車)	2台

※ 再任用職員含む

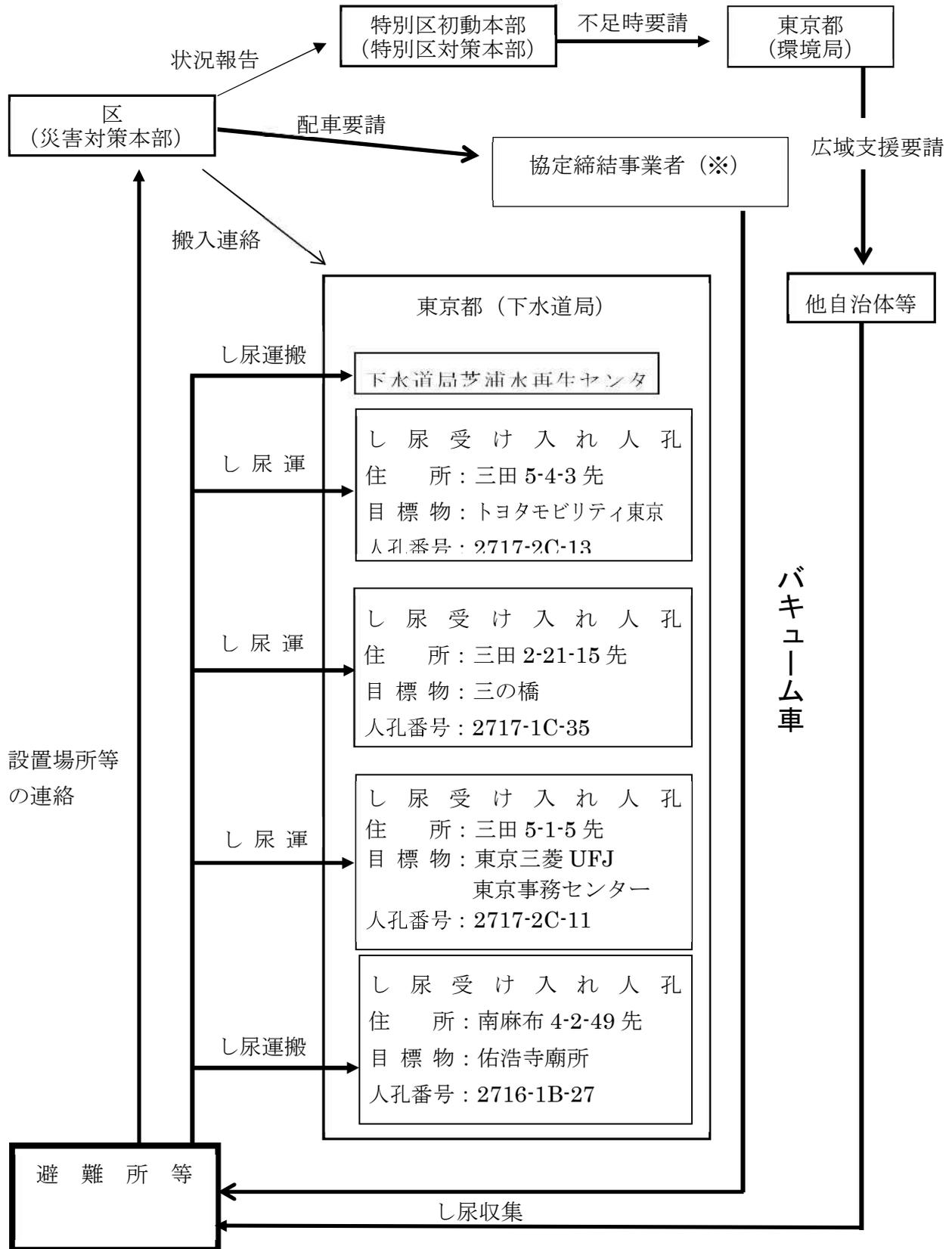
(2) 作業用器材

区分	みなとりサイクル清掃事務所	作業連絡所
角パイ	40個	10個
し尿投入用 マンホール鍵	2本	—

(3) その他

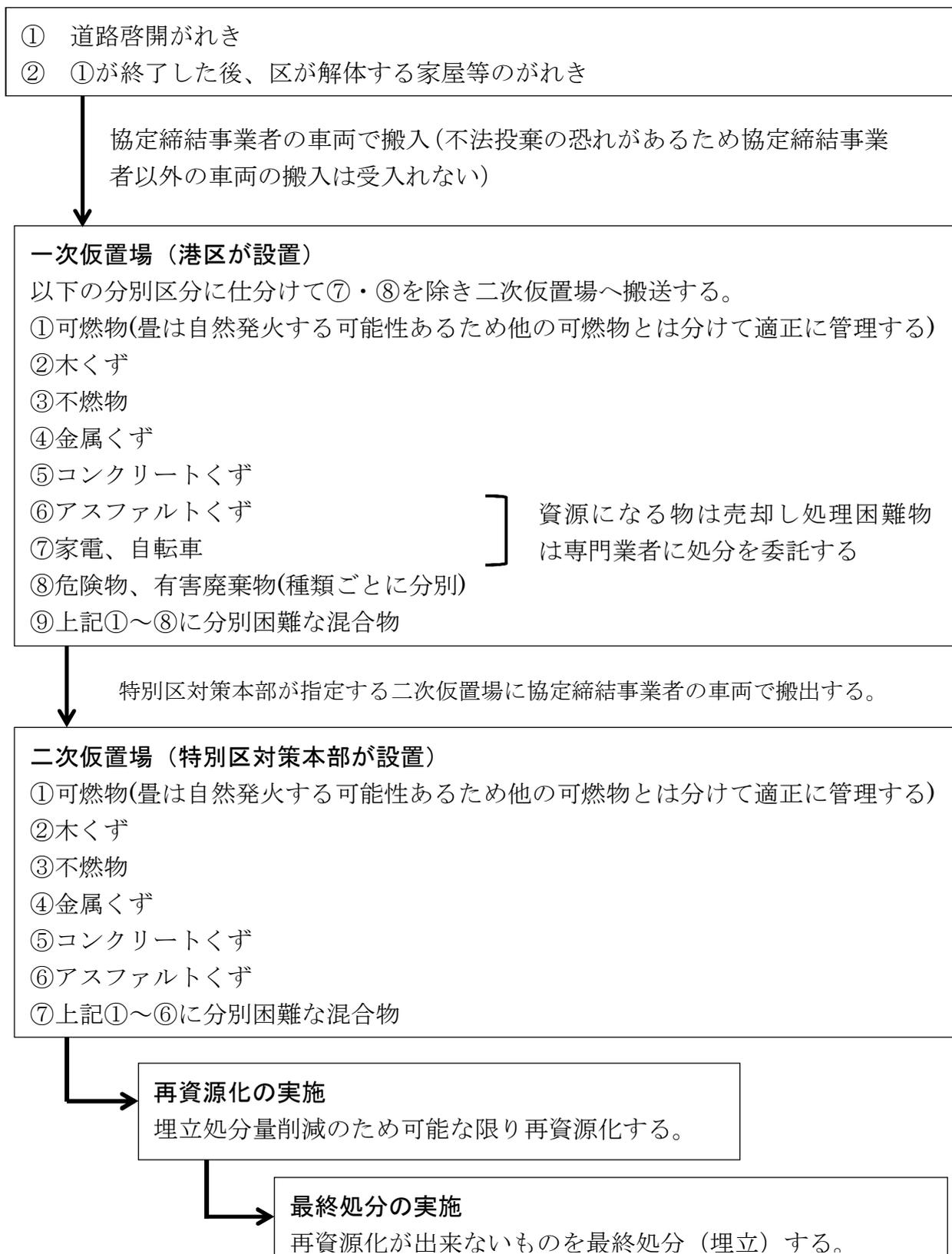
区分	みなとりサイクル清掃事務所	作業連絡所
動物死体保存用 冷凍庫	1台	—

震3-14-2 便槽型仮設トイレのし尿収集処理体制

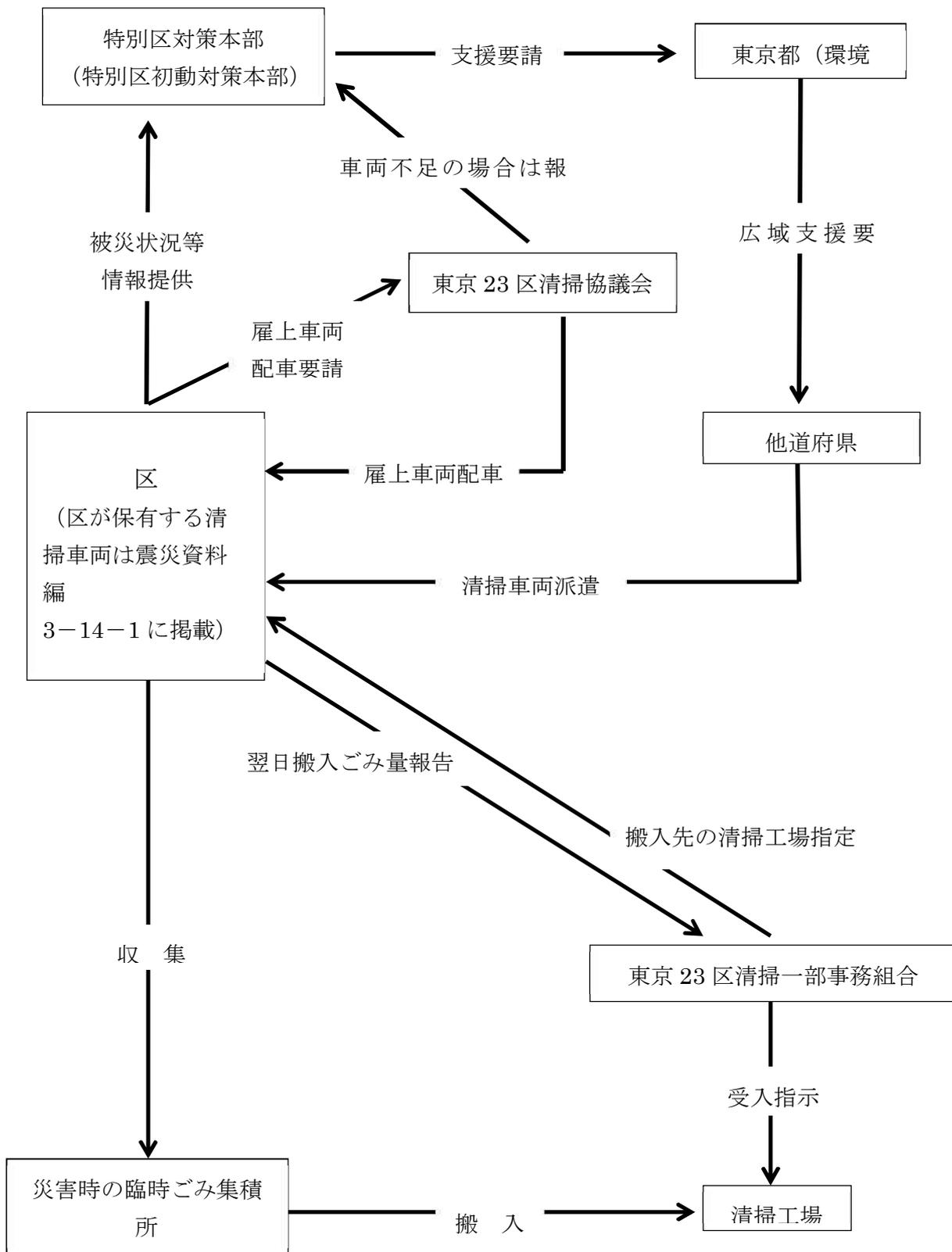


(※) バキューム車による収集を開始する日から逆算してタンク容量を超えないよう計画的に行います。

震3-14-3 がれき処理の基本的な流れ



震3-14-4 ごみの収集処理体制



震3-18-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

令和3年6月18日

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班… 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所… 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から1ヵ月以内 （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれていたため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第4部 震災復興計画

震4-4-1 り災証明書

		証第 年 月 日		号 日
り災証明書				
世帯主住所		区 町 丁目 番地		
氏 名		世帯人員 名		
り 災 状 況	災害の原因	1 風水害	2 震火災	3 その他
	り災年月日	年 月 日		
	り災場所			
	り災の程度	1 (1) 全壊(焼) (2) 半壊(焼) (3) 大規模半壊(焼) 住家 (4) 床上浸水 (5) 床下浸水 (6) 流失 (7) その他 2 (1) 死亡 (2) 行方不明 名 (3) 負傷 名 人		
世 帯 人 員	氏 名	続 柄	年 令	備 考
目 的				
上記のとおり、り災したことを証明する。 年 月 日				
港区長 (港区災害対策本部長) 印				

参 考 资 料

震一参一 1 港区防災対策基本条例

平成二十三年十月十四日

条例第二十四号

改正 平成二七年六月三〇日条例第三二号

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 区、区民及び事業者の責務

第一節 区の責務（第四条—第六条）

第二節 区民の責務（第七条）

第三節 事業者の責務（第八条）

第三章 予防対策

第一節 防災街づくりの推進（第九条—第十二条）

第二節 啓発活動及び教育の推進（第十三条・第十四条）

第三節 防災訓練（第十五条）

第四節 防災住民組織（第十六条）

第五節 要配慮者に対する施策（第十七条）

第六節 高層住宅等の震災対策（第十八条）

第七節 業務継続計画（第十九条）

第八節 ボランティアへの支援（第二十条）

第四章 応急対策

第一節 応急体制等の整備（第二十一条—第二十三条）

第二節 避難（第二十四条—第二十六条）

第三節 帰宅困難者対策（第二十七条・第二十八条）

第五章 復興対策（第二十九条・第三十条）

付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、防災対策について基本理念を定め、港区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、災害の予防対策、応急対策及び復興対策に関する基本的事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民等の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二条第一号に定める災害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- 三 区民 区内に住所を有する者及び居住する者をいう。
- 四 事業者 区内で事業活動を行うものをいう。
- 五 区民等 区民及び区内に勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- 六 防災住民組織 町会、自治会等を単位として自主的に結成された防災組織をいう。
- 七 防災関係機関 警視庁、東京消防庁その他の防災対策を実施する東京都の関係機関及び法第二条第三号から第六号までに規定する機関をいう。

（基本理念）

第三条 防災対策は、自らのことは自らが守るという自助の考え方、地域において互いに助け合うという共助の考え方及び行政が区民等の安全を確保するという公助の考え方に基づき、区、区民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として行われなければならない。

第二章 区、区民及び事業者の責務

第一節 区の責務

（区長の基本的責務）

第四条 区長は、区民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を実施し、及び防災体制を整備しなければならない。

- 2 区長は、防災対策を行うに当たり、国、東京都（以下「都」という。）及び他の区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、防災住民組織、防災関係機関、ボランティア等との連携及び協力に平常時から努めなければならない。

（地域防災計画の実施）

第五条 区長は、法第四十二条第一項の規定により作成された港区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、防災対策を的確かつ円滑に実施するものとする。

（区の職員の責務）

第六条 区の職員は、区民等の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。

第二節 区民の責務

（区民の責務）

第七条 区民は、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、地域の住民の安全の確保に努めなければならない。

- 2 区民は、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めな

なければならない。

- 一 建築物その他の工作物の安全性の向上
 - 二 家具の転倒の防止
 - 三 出火の防止
 - 四 初期消火に必要な用具の準備
 - 五 飲料水、食料等生活必需品の備蓄
 - 六 避難の経路、場所及び方法についての確認
 - 七 防災に関する知識及び技術の習得
- 3 区民は、区、防災関係機関等が実施する防災対策事業に協力するよう努めるとともに、地域における自主的な防災対策活動に参加するよう努めなければならない。

第三節 事業者の責務

(事業者の責務)

第八条 事業者は、その社会的責任に基づき、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における住民の安全の確保に努めなければならない。

- 2 事業者は、防災住民組織等との連携を図りつつ、地域における自主的な防災対策活動に協力するとともに、区、防災関係機関等が実施する防災対策事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、災害時において、従業員の一斉帰宅の抑制に努めるとともに、帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。以下同じ。）対策のため、飲料水、食料その他災害時において必要となる物資を備蓄するよう努めなければならない。

第三章 予防対策

第一節 防災街づくりの推進

(災害に強い街づくりの推進)

第九条 区長は、道路、公園等の都市基盤の整備、市街地の再整備、土地利用の誘導等の施策を通じて、災害に強い街づくりを総合的に推進するものとする。

- 2 区長は、災害に強い街づくりを総合的に推進するため、防災街づくり整備指針を策定するものとする。
- 3 区長は、前項の指針の策定に当たっては、地域防災計画との整合性に配慮しなければならない。

(公共施設の安全性の確保)

第十条 区長は、その管理する建築物その他の公共施設の耐震性及び耐火性を強化し、その安全性を確保するものとする。

(民間建築物等の安全性の向上)

第十一条 区長は、区内に存する民間建築物等（公共施設を除く建築物その他の工作物をいう。以下

同じ。)の耐震性及び耐火性の確保並びに落下物の防止のため、調査又は適切な助言若しくは指導に努めなければならない。

2 区長は、前項の目的を達成するため、民間建築物等の所有者等に対し必要な助成を行うことができる。

(風水害対策)

第十二条 区長は、台風、集中豪雨等による浸水等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、水防に関する体制を確立し、その対策に努めなければならない。

第二節 啓発活動及び教育の推進

(防災に関する知識の普及及び情報の提供等)

第十三条 区長は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、区民等の防災に関する知識及び意識の向上に努めなければならない。

(防災教育の推進)

第十四条 区長は、教育委員会が実施する学校教育及び社会教育を通じて防災教育の充実に努めるとともに、防災住民組織、消防団等が実施する防災教育に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

第三節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第十五条 区長は、防災住民組織、防災関係機関等との連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 防災住民組織は、災害の発生に備え、防災訓練を実施するよう努めなければならない。

3 区長は、前二項の防災訓練が円滑に実施できるよう、必要な措置を講じ、及び支援を行うよう努めなければならない。

第四節 防災住民組織

(防災住民組織の育成)

第十六条 区長は、防災住民組織の育成のため、資器材の供与等、研修の実施、防災に関する意識の啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 区長は、防災住民組織の活動の促進を図るため、地域の防災リーダー(防災住民組織の活動において中心的な役割を担う者をいう。)の育成に努めなければならない。

3 区長は、防災住民組織、消防団その他災害時に支援活動を行う団体が、相互に連携を図り、補完し合うことにより、区内で被災した区民等に対して必要な活動を一体的かつ効果的に行うことができるネットワークづくりの促進に努めなければならない。

第五節 要配慮者に対する施策

(要配慮者に対する施策)

第十七条 区長は、高齢者、障害者等で災害時において特に配慮を要するもの(以下「要配慮者」と

いう。)に対する施策を推進するよう努めなければならない。

- 2 区長は、要配慮者に対する施策を推進するに当たり、必要があると認めるときは、警察署、消防署、町会、自治会、民生委員等に協力を求めることができる。

第六節 高層住宅等の震災対策

(高層住宅等の震災対策)

第十八条 高層住宅等の居住者等は、震災時におけるエレベーターの停止等に備え、協力して防災に関する計画を策定するよう努めるとともに、救出、避難等に必要な用具について協力して備蓄するよう努めなければならない。

- 2 高層住宅等の建築主等は、前項の規定による備蓄を行うため、必要な場所を建物内に確保するよう努めなければならない。
- 3 区長は、高層住宅等の震災対策を推進するため、必要な支援を行うよう努めなければならない。

第七節 業務継続計画

(業務継続計画)

第十九条 区長は、災害発生後における区民の生活の安定を図るため、区における業務継続計画(災害時に優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期復旧を図るために必要な手段、体制等を事前に定めておく計画をいう。以下同じ。)を策定するとともに、必要に応じてその検証を行うものとする。

- 2 事業者は、その事業の継続が地域社会の復旧及び復興に寄与することを自覚し、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、必要に応じてその検証に努めるものとする。

第八節 ボランティアへの支援

(ボランティアへの支援)

第二十条 区長は、災害時において、ボランティアが区内で被災した区民等に対する支援活動を円滑に行うことができるように、活動拠点の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 区長は、都、公共的団体等との連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めるものとする。

第四章 応急対策

第一節 応急体制等の整備

(応急体制の整備)

第二十一条 区長は、災害時における避難活動及び救援活動を円滑に行うため、次に掲げる事項その他必要な事項について、あらかじめ、国、都、防災住民組織、防災関係機関、事業者等との連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 救出用及び救助用の機器等の整備に関すること。
- 二 飲料水、食料その他避難生活に必要な物資の備蓄等に関すること。
- 三 緊急輸送に関すること。

- 四 避難所に関すること。
- 五 道路上の障害物の除去に関すること。
- 六 医療救護に関すること。

(情報連絡体制の整備)

第二十二條 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ、災害に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに災害時に的確な情報を区民等及び事業者に対し周知する方法を確立しなければならない。

- 2 区長は、災害時に地域の被災状況を速やかに把握するため、区民等及び事業者に対し災害に関する情報の提供等必要な協力を求めることができる。

(他の地方公共団体等との協定の締結等)

第二十三條 区長は、他の地方公共団体、公共的団体又は事業者に対し災害時に迅速かつ的確に協力を要請するため必要があると認めるときは、あらかじめ当該他の地方公共団体、公共的団体又は事業者と協定を締結するものとする。

- 2 区長は、大規模な災害が発生した場合には、前項の協定を締結していない公共的団体及び事業者に対し、応急対策等に関する支援を要請することができる。

第二節 避難

(避難所の設置等)

第二十四條 区長は、災害時における地域の活動拠点として、必要があると認めるときは、港区立小学校及び中学校その他の区有施設等に避難所を開設しなければならない。

- 2 区長は、前項の避難所を災害時における地域の活動拠点として活用するため、平常時から物資の備蓄、機器の整備等に努めなければならない。
- 3 区長は、避難所の運営に関し、あらかじめ、避難所となる施設の責任者及び関係者、町会、自治会、防災住民組織、防災関係機関、事業者等との連携を図り、災害時の避難所の運営に係る協力体制を整備するよう努めなければならない。

(代替施設の確保)

第二十五條 区長は、災害の規模その他の状況により、前条第一項の避難所の使用が困難な場合に備え、事業者等との連携を図りながら協力を得て、避難所の機能を一時的に代替する施設を確保するよう努めなければならない。

(避難誘導方法の確立等)

第二十六條 区長は、あらかじめ、防災関係機関との連携を図り、災害時に区民が避難所及び広域的な避難場所に安全に避難するために必要な避難路の確保に努めるとともに、避難誘導の方法を確立し、区民、防災住民組織等に周知しなければならない。

第三節 帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備等)

第二十七条 帰宅困難者となるおそれのある者は、災害時において安全に帰宅することができるよう、あらかじめ家族との連絡手段の確保、徒歩による帰宅経路の確認その他の必要な準備を行うよう努めるものとする。

2 帰宅困難者は、災害時に自己の安全の確保に努めるとともに、地域における救援活動を行うよう努めるものとする。

(帰宅困難者対策の実施)

第二十八条 区長は、災害時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ、他の地方公共団体及び防災関係機関との連携を図り、必要な措置を講ずるとともに、帰宅困難者対策を推進するための団体の結成及びその活動に対して、必要な支援を行うものとする。

2 区長は、災害時に他の地方公共団体、防災関係機関、事業者、前項の帰宅困難者対策を推進するための団体等との連携を図り、帰宅困難者に対して適切な情報提供等を行うよう努めなければならない。

3 区長は、帰宅困難者対策のため、国、都、防災関係機関、事業者、学校等に対し一時受入れ場所の確保、飲料水、食料その他災害時において必要となる物資及び避難誘導用具の備蓄並びに情報連絡体制及び避難誘導體制の確立を求めることができる。

4 区長は、必要があると認めるときは、前項の規定により帰宅困難者対策を実施する事業者、学校等に対し必要な支援を行うことができる。

第五章 復興対策

(復興対策)

第二十九条 区長は、災害により区内に重大な被害が発生したときは、国、都、防災関係機関等との連携を図り、速やかに被災した地域の復興に努めなければならない。

2 区民、事業者等は、災害により区内に重大な被害が発生したときは、相互に協力し、被災した地域の復興に努めなければならない。

(復興体制の確立)

第三十条 区長は、震災により区内に重大な被害を受けた場合において、区民生活の再建及び安定並びに被災した地域の復興に関する事業を迅速かつ計画的に実施するため必要があると認めるときは、港区震災復興本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部に関し必要な事項については、別に条例で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成二七年六月三〇日条例第三二号）

この条例は、公布の日から施行する。

震一参一2 港区災害対策本部条例

昭和三十八年七月二十日

条例第十七号

改正 昭和四〇年七月一〇日条例第二八号

平成七年一二月一一日条例第五八号

平成八年三月二八日条例第一二号

平成二四年一〇月一〇日条例第三二号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の二第八項の規定に基づき、港区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第二条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、区規則で定める。

(職務)

第三条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、本部に関し、必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四〇年七月一〇日条例第二八号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成七年一二月一一日条例第五八号）

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（平成八年二月規則第一一号で、同八年二月二〇日から施行）

付 則（平成八年三月二八日条例第一二号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成二四年一〇月一〇日条例第三二号）

この条例は、公布の日から施行する。

昭和三十八年七月二十日

規則第五号

改正 昭和三十九年六月一五日規則第二二号

昭和三十九年八月一日規則第二九号

昭和四〇年七月二七日規則第三五号

昭和四二年一月一〇日規則第二二号

昭和四四年五月二二日規則第二一号

昭和四六年五月二六日規則第二九号

昭和四七年五月三十一日規則第三四号

昭和四八年六月二日規則第三一号

昭和四八年九月二五日規則第四五号

昭和四九年七月一一日規則第三七号

昭和五〇年五月一七日規則第五九号

昭和五一年六月一日規則第四〇号

昭和五二年五月一日規則第二六号

昭和五九年三月三十一日規則第一八号

昭和六〇年七月一日規則第三四号

平成三年三月三〇日規則第四三号

平成八年二月一九日規則第一二号

平成一〇年三月三十一日規則第七八号

平成一四年三月一五日規則第九号

平成一七年三月三十一日規則第九三号

平成一八年三月三十一日規則第七四号

平成一九年三月三〇日規則第三七号

平成二〇年三月二四日規則第三一号

平成二〇年七月一六日規則第八七号

平成二二年三月二九日規則第四二号

平成二三年三月二九日規則第二二号

平成二三年一〇月五日規則第五二号

平成二三年一〇月一三日規則第五三号

平成二四年八月一日規則第六八号

平成二五年四月一日規則第四三号

平成二五年一〇月一六日規則第七〇号

(目的)

第一条 この規則は、港区災害対策本部条例（昭和三十八年港区条例第十七号）第二条第三項及び第四条の規定に基づき、港区災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及びその所掌事務等必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長室の所掌事務)

第二条 本部長室は、次に掲げる事項について本部の基本方針を審議策定する。

- 一 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- 二 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 三 避難の勧告又は指示に関すること。
- 四 災害に関し、東京都知事に対する要請に関すること。
- 五 東京都及び他の地方公共団体との相互応援に関すること。
- 六 公用令書による公用負担に関すること。
- 七 部長に対する事務の委任に関すること。
- 八 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 九 その他重要な災害対策に関すること。

(本部長室の構成)

第三条 本部長室は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- 二 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- 三 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第四条 副本部長は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。

- 一 副区長
 - 二 教育長
- 2 港区災害対策本部条例第三条第二項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合の順位は、前項に掲げる順位による。この場合において、副区長の順位は、港区長の職務代理順序に関する規則（平成二十五年港区規則第七十号）に定める職務代理順序とする。

(本部員)

第五条 本部員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。

- 一 港区総合支所及び部の設置等に関する条例（平成十七年港区条例第六十二号）第一条第一項に規定する総合支所の長、同条第三項に規定する部の長、港区組織規則（平成十八年港区規則第三十一号）第八条第三項に規定する担当部長、防災危機管理室長、みなと保健所長、会計管理者、港区教育委員会事務局組織規則（平成十年港区教育委員会規則第五号）第三条第一項に規定する

次長及び区議会事務局長

二 防災危機管理室防災課長

- 2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、職員のうちから本部員を指名することができる。

(本部連絡員)

第六条 本部長室及び各部間の連絡調整を図るため、本部長室に本部連絡員を置く。

- 2 本部連絡員は、本部に属する部の職員のうちからあらかじめ本部長が指名する。

(本部派遣員)

第七条 本部長は、特に必要があると認めるときは、関係防災機関の長に対し、本部長室の事務に協力する者の派遣を求めることができる。

(部)

第八条 部の名称、部長に充てる職及び部の分掌事務は、別表第一のとおりとする。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、部に副部長を置くことができる。
- 3 各部に所属する職員は、通常の行政組織における機関に属する職員のうちから部長が命ずる。
- 4 前各項に掲げるもののほか部の編成に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(災対台場地区対策室)

第八条の二 災対芝浦港南地区本部に災対台場地区対策室（以下「室」という。）を置く。

- 2 室に室長を置く。
- 3 室の名称、室長に充てる職及び室の分掌事務は、別表第二のとおりとする。
- 4 室に所属する職員は、災対芝浦港南地区本部に属する職員のうちから室長が命ずる。
- 5 前各項に掲げるもののほか室の編成に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(本部連絡員調整会議)

第九条 災対防災危機管理室長は、必要があると認めるときは、本部連絡員調整会議を招集することができる。

(職務権限)

第十条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、災害対策本部組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(雑則)

第十一条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 東京都災害救助隊港区支隊規則（昭和二十三年港区規則第六号）は、廃止する。

付 則（昭和三九年六月一五日規則第二二号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和三九年八月一日規則第二九号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四〇年七月二七日規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四二年十一月一〇日規則第二二号）

この規則は、昭和四十二年十一月十日から施行する。

付 則（昭和四四年五月二二日規則第二一号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四六年五月二六日規則第二九号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四七年五月三十一日規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四八年六月二日規則第三一号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四八年九月二五日規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四九年七月一日規則第三七号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和五〇年五月一七日規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和五一年六月一日規則第四〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和五二年五月一日規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和五九年三月三十一日規則第一八号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

付 則（昭和六〇年七月一日規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成三年三月三〇日規則第四三号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

付 則（平成八年二月一九日規則第一二号）

この規則は、平成八年二月二十日から施行する。

付 則（平成一〇年三月三十一日規則第七八号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

付 則（平成一四年三月一五日規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成一七年三月三一日規則第九三号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則（平成一八年三月三一日規則第七四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則（平成一九年三月三〇日規則第三七号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則（平成二〇年三月二四日規則第三一号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

付 則（平成二〇年七月一六日規則第八七号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二二年三月二九日規則第四二号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則（平成二三年三月二九日規則第二二号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二三年一〇月五日規則第五二号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二三年一〇月一三日規則第五三号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二四年八月一日規則第六八号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二五年四月一日規則第四三号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二五年一〇月一六日規則第七〇号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二七年六月三〇日規則第六三号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一（第八条関係）

部の名称	部長に充てる職	部の分掌事務
災対芝地区本部 災対麻布地区本部 災対赤坂地区本部 災対高輪地区本部 災対芝浦港南地区本部	芝地区総合支所長 麻布地区総合支所長 赤坂地区総合支所長 高輪地区総合支所長 芝浦港南地区総合支所長	一 管内の災害情報及び応急対策措置状況の総括並びに被害状況の調査に関する事 二 所管施設の保全管理及び被害状況の調査に関する事 三 所管施設の利用者の保護、誘導及び応急救護に関する事 四 被災者の調査及びり災証明の交付に関する事 五 管内の各種相談窓口の開設及び運営の総括に関する事 六 管内の広域避難場所の状況確認及び避難誘導に関する事 七 管内の区民避難所（災害により住居に被害を受けた区民等の一時的な生活場所をいう。以下同じ。）及び医療救護所（医療救護を実施する場所をいう。以下同じ。）の開設及び管理運営に関する事 八 管内における帰宅困難者に対する物資の支給、一時受入れ場所への誘導、帰宅困難者対策を推進するための団体への支援等に関する事 九 管内の道路、河川、橋りょうその他所管施設の災害応急復旧に関する事 十 管内の障害物の除去並びに遺体の収容及び搬送に関する事 十一 管内の要配慮者の保護及び支援に関する事 十二 管内の被災者に対する被災者生活再建支援金、災害弔慰金及び災害援護資金に関する事 十三 その他本部長の特命による事項に関する事
災対産業・地域振興支援部	産業・地域振興支援部長	一 所管施設の保全管理及び被害状況の調査に関する事 二 所管施設の利用者の保護、誘導及び応急救護に関する事 三 通訳を行うボランティアに対する協力の要請に関する事

		<p>すること。</p> <p>四 中小企業者に対する災害時の融資、相談等に関するすること。</p> <p>五 救助物資、救援物資等の輸送及び配給に関すること。</p> <p>六 避難所の運営その他の本部長の特命による事項に関すること。</p>
<p>災対保健福祉支援部</p>	<p>保健福祉支援部長</p>	<p>一 所管施設の保全管理及び被害状況の調査に関すること。</p> <p>二 所管施設の利用者の保護、誘導及び応急救護に関すること。</p> <p>三 要配慮者に係る情報収集、避難生活への支援及び全体調整に関すること。</p> <p>四 ボランティアとの連携及び協力に関すること。</p> <p>五 東京都からの義援金の受領及び配分に関すること。</p> <p>六 被災者生活再建支援金、災害弔慰金及び災害援護資金の総括に関すること。</p> <p>七 福祉避難所（介護、援助等を必要とする高齢者、障害者等が避難するための施設をいう。）の開設及び管理運営に関すること。</p> <p>八 遺体の収容に関すること。</p> <p>九 救助物資、救援物資等の輸送及び配給に関すること。</p> <p>十 避難所の運営その他の本部長の特命による事項に関すること。</p>
<p>災対みなと保健所</p>	<p>みなと保健所長</p>	<p>一 所管施設の保全管理及び被害状況の調査に関すること。</p> <p>二 所管施設の利用者の保護、誘導及び応急救護に関すること。</p> <p>三 医療機関の被害状況等の調査に関すること。</p> <p>四 医療救護所等の開設及び管理運営に関すること。</p> <p>五 医療救護等に必要な医薬品及び資器材の調達に関すること。</p>

		<p>六 医療救護班等の派遣に関する事。</p> <p>七 防疫その他保健衛生に関する事。</p> <p>八 避難所及び被災地の消毒に関する事。</p> <p>九 被災地の伝染病予防に関する事。</p> <p>十 動物の保護に関する事。</p> <p>十一 保健師が行う業務の全体調整に関する事。</p> <p>十二 医療機関及び防疫機関との連絡及び協力に関する事。</p> <p>十三 その他本部長の特命による事項に関する事。</p>
<p>災対子ども家庭支援部</p>	<p>子ども家庭支援部長</p>	<p>一 所管施設の保全管理及び被害状況の調査に関する事。</p> <p>二 所管施設の利用者の保護、誘導及び応急救護に関する事。</p> <p>三 要配慮者に係る情報収集及び避難生活への支援に関する事。</p> <p>四 避難所の運営その他の本部長の特命による事項に関する事。</p>
<p>災対街づくり支援部</p>	<p>街づくり支援部長</p>	<p>一 所管施設の保全管理及び被害状況の調査に関する事。</p> <p>二 所管施設の利用者の保護、誘導及び応急救護に関する事。</p> <p>三 応急仮設住宅の設営及び管理に関する事。</p> <p>四 応急仮設住宅に関する建築資材及び労力の確保に関する事。</p> <p>五 被災建築物応急危険度判定に関する事。</p> <p>六 建築物等の技術指導に関する事。</p> <p>七 道路、河川、橋りょうその他所管施設の災害応急復旧に関する事。</p> <p>八 障害物の除去及び遺体の搬送に関する事。</p> <p>九 水防活動に関する事。</p> <p>十 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第二条第二号に規定する自然災害により被害を受けた世帯の認定に関する事。</p> <p>十一 避難所の運営その他の本部長の特命による事項</p>

		に関する事 に 関 する こと。
災対環境リサイクル支援部	環境リサイクル支援部長	一 所管施設の保全管理及び被害状況の調査に関する事 こと。 二 所管施設の利用者の保護、誘導及び応急救護に関 する事 こと。 三 被災地の環境対策に関する事 こと。 四 がれきの処理に関する事 こと。 五 ごみ及びし尿の処理に関する事 こと。 六 避難所の運営その他の本部長の特命による事項に 関する事 こと。
災対企画経営部	企画経営部長	一 災害に関する広報及び広聴並びに報道機関との連 絡に関する事 こと。 二 災害対策予算に関する事 こと。 三 避難所等の応急整備に関する事 こと。 四 庁舎等公共施設の応急復旧及び修繕に関する事 こと。 五 避難所の運営その他の本部長の特命による事項に 関する事 こと。
災対防災危機管理室	防災危機管理室長	一 本部長室の庶務に関する事 こと。 二 災害情報の総括に関する事 こと。 三 災害対策情報の総括に関する事 こと。 四 東京都災害対策本部及び関係防災機関との連絡及 び調整に関する事 こと。 五 本部連絡員調整会議の庶務に関する事 こと。 六 その他本部長の特命による事項に関する事 こと。
災対総務部	総務部長	一 所管施設の保全管理及び被害状況の調査に関する事 こと。 二 所管施設の利用者の保護、誘導及び応急救護に関 する事 こと。 三 義援金（東京都からの義援金を除く。）の受領及 び配分に関する事 こと。 四 災害時における国又は他の地方公共団体からの派 遣職員に関する事 こと。

		<p>五 本部の職員の動員、服務、給与等に関する事。</p> <p>六 災害対策に必要な物資及び資材の調達並びに車両、舟艇等輸送手段の調達に関する事。</p> <p>七 救助物資、救援物資等の輸送及び物資集積所の管理に関する事。</p> <p>八 避難所の運営その他の本部長の特命による事項に関する事。</p>
災対会計室	会計管理者	<p>一 災害対策に必要な現金及び物品の出納保管に関する事。</p> <p>二 避難所の運営その他の本部長の特命による事項に関する事。</p>
災対教育委員会事務局	教育委員会事務局次長	<p>一 所管施設の保安全管理及び被害状況の調査に関する事。</p> <p>二 所管施設の利用者の保護、誘導及び応急救護に関する事。</p> <p>三 幼児、児童及び生徒の保護、誘導及び応急救護並びに保護者との連絡に関する事。</p> <p>四 被災した幼児、児童、生徒等に対する応急教育及び生活指導に関する事。</p> <p>五 東京都教育委員会、港区教育委員会及び区の教育機関との連絡調整に関する事。</p> <p>六 避難所の運営その他の本部長の特命による事項に関する事。</p>
災対区議会事務局	区議会事務局長	<p>一 所管施設の保安全管理及び被害状況の調査に関する事。</p> <p>二 所管施設の利用者の保護、誘導及び応急救護に関する事。</p> <p>三 区議会との連絡及び調整に関する事。</p> <p>四 避難所の運営その他の本部長の特命による事項に関する事。</p>

別表第二（第八条の二関係）

室の名称	室長に充てる職	室の分掌事務
災対台場地区対策室	芝浦港南地区総合支所	一 台場地域における災害情報及び応急対策措置状況

まちづくり担当課長	<p>の総括並びに被害状況の調査に関すること。</p> <p>二 台場地域における芝浦港南地区総合支所が所管する施設（以下「台場地域の施設」という。）の保全管理及び被害状況の調査に関すること。</p> <p>三 台場地域の施設の利用者の保護、誘導及び応急救護に関すること。</p> <p>四 被災者の調査及び被災証明の交付に関すること。</p> <p>五 台場地域における各種相談窓口の開設及び運営の総括に関すること。</p> <p>六 台場地域における区民避難所及び医療救護所の開設及び管理運営に関すること。</p> <p>七 台場地域における帰宅困難者に対する物資の支給、一時受入れ場所への誘導、帰宅困難者対策を推進するための団体への支援等に関すること。</p> <p>八 台場地域の道路、河川、橋りょうその他台場地域の施設の災害応急復旧に関すること。</p> <p>九 台場地域における障害物の除去並びに遺体の収容及び搬送に関すること。</p> <p>十 台場地域における要配慮者の保護及び支援に関すること。</p> <p>十一 台場地域における被災者に対する被災者生活再建支援金、災害弔慰金及び災害援護資金に関すること。</p> <p>十二 その他本部長の特命による事項に関すること。</p>
-----------	--

震一参一4 港区災害対策本部運営要綱

○港区災害対策本部運営要綱

平成3年6月1日

3港総防第119号

(趣旨)

第1条 この要綱は、港区災害対策本部条例施行規則（昭和38年港区規則第5号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、港区災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

(本部の設置)

第3条 区長は、区の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、第7条に定める非常配備態勢の指令を発する必要があると認めるときは、本部を設置する。

2 規則第5条第1項の規定により本部員の職に充てられている者（以下次項において「本部員」という。）は、本部を設置する必要があると認めるときは、防災危機管理室長に本部の設置を要請することができる。

3 防災危機管理室長は、前項の規定による要請があった場合又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めるときは、本部員を招集して協議の上、本部の設置を区長に申請しなければならない。

(本部の設置の通知等)

第4条 災対防災危機管理室長は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者にその旨を通知しなければならない。

(1) 副本部長及び部長

(2) 関係防災機関の長のうち必要と認める者

2 部長は前項の通知を受けたときは、所属職員に対しその旨を周知徹底させなければならない。

(本部の標示の掲出)

第5条 本部が設置されたときは、区役所庁舎玄関に「港区災害対策本部」の標示を掲出する。

(本部の廃止)

第6条 本部長は、区の地域について災害が発生するおそれがないと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

2 本部の廃止の通知等は、第4条の規定に準じて処理する。

(非常配備態勢の指令)

第7条 本部長は、災害の発生等の状況に応じ、次の表に定めるところにより、非常配備態勢の指令を発するものとする。

種別	指令時期	態勢
第1非常配備態勢	1 災害の発生その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	被害の発生を防ぐための措置を強化し、必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢
第2非常配備態勢	1 局地的災害が発生したとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	第1非常配備態勢を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢
第3非常配備態勢	1 港区内で震度5強の地震が発生したとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めるとき	区の地域についての災害に直ちに対処できる態勢
第4非常配備態勢	1 第3非常配備態勢では対処できないとき。 2 港区内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢

2 本部長は、災害その他の状況により必要があると認めるときは、特定の部に対して非常配備態勢の指令を発し、又は種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

(非常配備態勢に基づく措置)

第8条 部長は、あらかじめ部が各非常配備態勢に応じてとるべき措置の要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

2 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、前項の要領に基づき所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(職員の動員)

第9条 部長は、あらかじめ部に各非常配備態勢において配置すべき職員を本部の職員として任命しておかなければならない。

2 部長は、前項の規定により任命した職員について第1号様式による非常配備態勢別動員表（以下

「動員表」という。)を作成し、区長に報告するとともに、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

- 3 各非常配備態勢における職員の動員数は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 第1非常配備態勢 職員の定数に20/100を乗じて得た数
 - (2) 第2非常配備態勢 職員の定数に40/100を乗じて得た数
 - (3) 第3非常配備態勢 職員の定数に70/100を乗じて得た数
 - (4) 第4非常配備態勢 全職員
- 4 夜間、休日等勤務時間外における本部の職員の参集先は、特別の定めがない限り、通常組織の勤務先とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、夜間、休日等勤務時間外における参集先を別に指定する職員は次のとおりとする。
 - (1) 規則第5条に規定する本部員
 - (2) 規則第6条に規定する本部連絡員
 - (3) 規則第8条の2に規定する組織に属する職員
 - (4) 第11条第3項第2号に規定する指定職員
 - (5) その他区長が必要と認める職員
- 6 部長は、あらかじめ職員の参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。
- 7 部長は非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応じた次の措置をとらなければならない。
 - (1) 動員表に基づき、職員を所定の部署に配置すること。
 - (2) 職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること。
 - (3) その他高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずること。

(職員の服務)

- 第10条 すべて本部の職員は、本部が設置された場合は、次の事項を守らなければならない。
- (1) 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。
 - (2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
 - (3) 正規の勤務期間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
 - (4) 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること。
 - (5) 非常配備態勢の指令を受けたときは、動員表に従って万難を排して参集すること。
- 2 すべて本部の職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は本部の活動に支障を来すことのないよう注意しなければならない。
- (夜間、休日等勤務時間外の特別非常配備態勢)

第11条 夜間、休日等勤務時間外において、震度5強の地震又は震度6弱以上の地震が発生した場合は、第7条の動員指令が自動的に発せられたものとする。

2 前項の場合、災害対策本部態勢が整うまでの間、災害に対処する態勢を特別非常配備態勢という。

3 特別非常配備態勢は以下の職員をもって構成する。

(1) 港区職員の非常災害に対する勤務規程(昭和55年4月1日施行)に基づき、区長より指定された職員(以下「警戒待機者」という。)

(2) 災害対策用職務住宅入居職員、災害対策住宅居住職員及びそれ以外の区内居住職員(以下「指定職員」という。)

(3) 災害発生時、港区内で勤務している者

(4) その他の参集職員

4 特別非常配備態勢の組織及び任務は別に定める。

5 警戒待機者は、本部長、副本部長、本部員及び災害対策用職務住宅入居職員のいずれかの者が登庁するまで、本部長に代わって指揮をとる。

6 特別非常配備態勢は、災害対策本部態勢が整ったとき、災害対策本部組織に移行する。

(本部長室)

第12条 災対部長は、本部が設置されたときは、本部長室の会議に対する準備をしなければならない。

2 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室に本部長室の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(本部長室の付議事項)

第13条 本部長室に付議する事項は、規則第2条に定める審議策定事項及び港区地域防災計画に定める報告事項とする。

(本部長室への付議手続)

第14条 部長は、その所管に係る事務について本部長室に付議すべき事項が生じたときは、審議策定事項にあつては事前に、報告事項のうち速報にあつては直ちに、中間報告にあつては前日分を翌日の午前11時までに本部長室に付議しなければならない。

2 部長は、本部長室に付議する事項については、できるかぎり必要な資料を提出しなければならない。

3 本部長室に対する措置の要請及び被害状況の報告要領は、港区地域防災計画の定めるところによる。

4 本部長室の審議(以下「本部会議」という。)の付議事項は、災対防災危機管理室災対防災課を経由して処理しなければならない。

(発信事項及び受信事項)

第15条 災対防災危機管理室長は、本部長の指示事項及び付議事項のうち、必要と認めた事項について災対防災危機管理室災対防災課長に発信文を発議させ、同課長をして各部の連絡員に伝達させなければならない。

2 各部の連絡員は、前項の規定により発信された発信文を所属の部に伝達しなければならない。

3 災対企画経営部長は、発信事項のうち必要と認めたものを、災対企画経営部災対区長室長をして報道機関に発表しなければならない。

4 災対防災危機管理室長は、部又は関係防災機関等からの受信事項を速やかに本部長室に付議しなければならない。

5 本部において発信及び受信を行う場合は、それぞれ第2号様式及び第3号様式による用紙を使用しなければならない。

(本部の財務)

第16条 部の分掌事務の遂行に要した費用は、既に予算措置が講ぜられている場合を除き本部長が指示するところによる。

2 災対企画経営部長は、本部が設置されたときは、速やかに財務に関する基本方針を本部長室に付議し、災対企画経営部災対財政課長をして関係者に必要な指示をしなければならない。

3 災対企画経営部災対財政課長は、部の分掌事務が迅速かつ円滑に遂行できるよう財務事務について指導し、協力しなければならない。

4 災対会計管理者は、本部が設置されたときは、速やかに出納に関する基本方針を本部長室に付議し、災対会計室長をして関係者に必要な指示をしなければならない。

5 災対会計室長は、部の分掌事務が迅速かつ円滑に遂行できるよう出納事務について指導し、協力しなければならない。

(被服等)

第17条 本部の被服等の支給については、別に定める。

(災害対策の実施)

第18条 本部が実施する災害対策は、この要綱に定めるもののほか、港区地域防災計画の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年2月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

震一参一五 港区震災復興本部条例

平成二十三年十月十四日

条例第二十五号

(趣旨)

第一条 この条例は、港区防災対策基本条例(平成二十三年港区条例第二十四号)第三十条第二項の規定に基づき、港区震災復興本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部)

第二条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、区長をもって充てる。

3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。

4 副本部長は、副区長及び教育長をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、区規則で定める順序により、その職務を代理する。

6 本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

7 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第三条 本部に区規則で定めるところにより、部を置くことができる。

2 部に部長を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(事務局)

第四条 本部長は、区民生活の再建及び安定並びに区内の被災した地域の復興のために必要な事業計画、財政計画、人事計画等を総合的に調整するため必要があると認めるときは、本部に事務局を置くものとする。

2 事務局に局長を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。

3 局長は、事務局の事務を掌理する。

(廃止)

第五条 区長は、本部の設置目的が達成されたと認めるときは、本部を廃止するものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

震一参一六 港区震災復興本部条例施行規則

平成二十三年十月十四日

規則第五十四号

改正 平成二四年八月一日規則第六八号

平成二五年一〇月一六日規則第七〇号

(趣旨)

第一条 この規則は、港区震災復興本部条例（平成二十三年港区条例第二十五号。以下「条例」という。）第二条第五項、第三条第一項及び第六条の規定に基づき、港区震災復興本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務代理の順序)

第二条 条例第二条第五項に規定する区規則で定める順序は、副区長、教育長の順とする。この場合において、副区長である副本部長が本部長の職務を代理する順序は、港区長の職務代理順序に関する規則（平成二十五年港区規則第七十号）に定める職務代理順序とする。

(本部員)

第三条 条例第二条第六項の規定により本部員に充てる者として本部長が指名するものは、次のとおりとする。

一 港区総合支所及び部の設置等に関する条例（平成十七年港区条例第六十二号）第一条第一項に規定する総合支所の長、同条第三項に規定する部の長、港区組織規則（平成十八年港区規則第三十一号）第八条第三項に規定する担当部長、防災危機管理室長、みなと保健所長、会計管理者、港区教育委員会事務局組織規則（平成十年港区教育委員会規則第五号）第三条第一項に規定する次長及び区議会事務局長

二 街づくり支援部都市計画課長、企画経営部企画課長、同部区長室長、防災危機管理室防災課長及び総務部総務課長

2 本部長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、区の職員のうちから本部員を指名することができる。

(震災復興本部会議)

第四条 区内の被災した地域の復興に関する重要事項を審議するため、本部に震災復興本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(部)

第五条 条例第三条第一項の規定により本部に置く部の名称、同条第二項の規定により部長に充てる者として本部長が指名する本部員及び部の分掌事務は、別表のとおりとする。

2 本部長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、部の分掌事務の一部を変更し、又は部に新たな事務を臨時に分掌させることができる。

3 各部に所属する職員は、通常の行政組織における機関に属する職員のうちから部長が命ずる。
(事務局)

第六条 条例第四条第一項に規定する事務局は、企画経営部企画課に置き、次に掲げる事務を処理する。

一 区民生活の再建及び安定並びに区内の被災した地域の復興に関する事業（以下「震災復興事業」という。）に係る重要な方針及び計画に係る国、東京都、他の地方公共団体等との連絡及び調整に関すること。

二 震災復興事業に係る基本的な方針、事業計画、財政計画、人事計画等の総合調整に関すること。

三 震災復興事業の推進に係る土地利用その他重要事項の総合調整に関すること。

四 その他事務局に係る庶務に関すること。

2 条例第四条第二項の規定により局長に充てる者として本部長が指名する本部員は、企画経営部長とする。

3 事務局に属する職員は、区の職員のうちから本部長が指名する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二四年八月一日規則第六八号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二五年一〇月一六日規則第七〇号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表（第五条関係）

部の名称	本部長が指名する本部員	部の分掌事務
復興企画部	企画経営部長	一 本部の庶務に関する事。 二 震災復興基本方針の策定に関する事。 三 震災復興計画の策定に関する事。 四 震災復興事業の総合調整に関する事。 五 震災復興予算に関する事。 六 震災復興に係る財政計画に関する事。 七 震災復興基金に関する事。 八 震災復興に係る広報及び広聴並びに報道機関との連絡に関する事。 九 その他本部長の特命による事項に関する事。
復興危機管理部	防災危機管理室長	一 災害情報の統括に関する事。 二 その他本部長の特命による事項に関する事。
復興芝地区本部 復興麻布地区本部 復興赤坂地区本部 復興高輪地区本部 復興芝浦港南地区本部	芝地区総合支所長 麻布地区総合支所長 赤坂地区総合支所長 高輪地区総合支所長 芝浦港南地区総合支所長	一 被災者総合相談所の設置及び運営に関する事。 二 被災者の状況把握に関する事。 三 復興関連情報の提供に関する事。 四 地域コミュニティの再建支援に関する事。 五 その他本部長の特命による事項に関する事。
復興産業・地域振興部	産業・地域振興支援部長	一 産業復興事業に関する事。 二 雇用の維持に関する事。 三 消費者の保護に関する事。 四 文化活動による支援の受入れ及び調整に関する事。
復興保健福祉部	保健福祉支援部長	一 被災者生活実態調査に関する事。 二 被災した医療機関の再建支援に関する事。 三 被災者の保健・医療対策に関する事。 四 社会福祉施設及び児童福祉施設の再建に関する事。 五 被災者に対する福祉サービスに関する事。 六 被災者に対する生活支援対策に関する事。

		七 ボランティアへの支援に関すること。
復興街づくり部	街づくり支援部長	一 市街地の復興計画に関すること。 二 市街地の復興推進に関すること。 三 道路、河川、橋りょう、公園等の所管施設の復興実施計画の策定及び実施に関すること。 四 公園用地等の利用調整に関すること。
復興環境部	環境リサイクル支援部長	一 がれき等の障害物の処理計画に関すること。 二 アスベスト等有害物質の処理に関すること。 三 ごみの収集及び処理に関すること。 四 し尿の処理計画に関すること。
復興総務部	総務部長	一 震災復興事業に必要な職員の配置に関すること。
復興会計部	会計管理者	一 震災復興に必要な現金及び物品の出納保管に関すること。
復興教育部	教育委員会事務局次長	一 学校施設の再建に関すること。 二 生涯学習施設及びスポーツ施設の再建に関すること。 三 被災した児童、生徒等への支援に関すること。
復興議会部	区議会事務局長	一 区議会との連絡及び調整に関すること。

震一参一7 震災対策における都・区間の役割分担

(昭和53年東京都と特別区代表4区とのプロジェクトチームによる合意内容)

事項	検討結果
1. 区民消防隊の育成	区民消防隊665隊（1隊10名程度）を区へ移管する。
2. 防災活動拠点の整備	防災活動拠点事業については区事業とする。（補助式は廃止する。）
3. 消防水利の確保	防災区民組織が利用する小型防火水槽（40m ³ 以下）は、区が対応する。都は原則として、40m ³ 以上の防火水槽を設置する。
4. 飲料水の確保	(1) 浄水場等から避難場所（給水拠点）までの輸送は、都が対応する。 (2) 給水拠点から住民に対する給水は、区が実施する。
5. 食糧及び生活必需品の確保	(1) 乾パン等の食糧については、区が1日分を目標に備蓄する。都は、それ以降の分について備蓄、調達で対応する。 (2) 生活必需品については、主に都が備蓄及び調達により確保する。 (3) 住民への配布は区があたる。
6. 備蓄倉庫の整備	備蓄物資の都区分担に基づき、都・区双方がそれぞれ設置する。
7. 避難場所の置用管理	(1) 利用管理に係る管理者との協議及び発災時の避難場所での対応は、原則として避難場所所在の区が対応する。 (2) 二区以上の住民が利用する避難場所については、あらかじめ関係区において協議するものとする。 (3) 大規模避難場所で、所在区のみで対応することが困難な避難場所については、都が補完する方針で検討する（現在のところ皇居前広場・日比谷公園地区を考えている）。
8. 避難誘導体制	(1) 一時集合場所の選定は、区が主体となって実施する。 (2) 地域ごとの避難計画については、区が策定する。 (3) 避難場所等の標識の設置は都、管理は区がする。
9. 医療救護班の編成	(1) 医療救護班の編成基準は、都が「災害医療運営協議会」における協議に基づき作成する。 (2) 考え方としては、区が初動活動を行い、都は広域的立場から応援にあたるものとする。
10. 救護所の設置と負傷者の搬送	(1) 救護所の設置は区、後方医療施設は都が分担する。 (2) 搬送体制は次の区分で行う。 被災現場 → 救護所（区） 救護所 → 後方医療施設（都及び区）
11. 医薬品、医療器材等の備蓄	(1) 都・区の医療救護班が使用する医薬品、医療器材等の確保については、「災害医療運営連絡会」で定める基準に従い、都区それぞれ調整を含め確保する。 (2) 調整粉乳については、最初の3日分は区が備蓄し、それ以降は都が備蓄又は調達で対応する。

震一参一8 地域防災計画の修正に係る都・区市町村役割分担調整事項一覧

(平成7年12月15日の区長会において都区による合意内容)

総務局災害対策部

事項	修正後の計画	現行計画	昭和52年合意の役割分担	都の役割
1 地震計ネットワークの整備	地震被害の軽減を図るため、震度分布状況を即時に把握することにより、激甚な被害地を特定し、初動対応も迅速化を図る。	規定なし(新規)	規定なし	(地震計設置経費の1/2を区市町村が負担する。)
2 ボランティアの受入れ体制 (生活文化局)	区市町村は、災害時においてボランティア活動の拠点となるべき施設をあらかじめ設定し、ボランティアの受入れ体制を整備する。	規定なし(新規)	規定なし	都は、総合ボランティアセンター(仮称)を設置し、ボランティア団体の育成支援、情報提供、ネットワークづくりやコーディネーターの養成等を行う。 このセンターが、災害時には都・区市町村のボランティア間の総合的な連絡調整を行う。
3 災害弱者の安全対策 (福祉局)	(1) 「高齢者・障害者等対策班」の設置 区市町村は、災害弱者に対応する窓口等(高齢者・障害者等対策班)を設置し安否確認や支援サービス等必要な対策を総合調整する。 (2) 二次避難所の利用 区市町村は社会福祉施設等を二次避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である高齢者等を入所させ、介護など必要なサービスを提供していく。	(1) 規定なし(新規) (2) 規定なし(新規)	(1) 規定なし (2) 規定なし	都は、「高齢者・障害者等対策班」を設置し、区市町村との連携、調整等を図る。 都は、都立施設のほか、国立、法人立の社会福祉施設等も二次避難所に指定できるよう、条件整備に努める。

事項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年合意の役割分担	都の役割
4 避難所の開設 (福祉局)	<p>(1) 避難所機能の充実 区市町村は、避難所に指定した建物について、早期に耐震診断等を実施して、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。</p> <p>(2) 小中学校等の避難所機能の強化 区市町村は、地域内の公立小中学校等を避難所として指定し、食糧等の備蓄や必要な資機材等を整備するなど避難所機能の強化を図る。</p> <p>(3) 二次避難所の開設 ア 区市町村は、自宅や避難所で生活している高齢者等に介護など、必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所として指定する。 イ 区市町村は、指定した二次避難所の所在地等について、都福祉局に報告する。</p>	<p>(1) 避難所の運営に必要な資器材、台帳等はあらかじめ整備しておく。</p> <p>(2) 避難所の運営に必要な資器材、台帳等はあらかじめ整備しておく。</p> <p>(3) 規定なし（新規）</p>	<p>(1) 規定なし</p> <p>(2) 規定なし</p> <p>(3) 規定なし</p>	<p>都は、耐震性貯水槽、井戸、ろ水器、可とう性の下水排水管、救急箱（4点セット）に係る事業について経費を助成する。</p> <p>都立学校は、小規模応急給水槽やろ水器、医薬品などを整備し、避難所機能を強化する。</p> <p>都は、都立施設のほか、国立、法人立の社会福祉施設等も二次避難所に指定できるよう、条件整備に努める。</p>
5 避難所の管理運営 (福祉局) (教育庁)	<p>避難所の管理運営 ア 区市町村は、避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に管理運営方法を定める。</p>	<p>ア 規定なし（新規）</p>	<p>規定なし</p>	

事項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年合意の役割分担	都の役割
	<p>イ 学校は、避難所の管理運営について協力・援助を行う。</p> <p>避難所に指定されている学校の校長は、区市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。</p>	<p>イ 都教育庁は、都福祉局から避難所開設の応援依頼を受けた場合は区市町村教育委員会と連絡をとり設営に協力する。</p> <p>学校長は、避難所の開設等災害対策に協力するとともに、学校管理に必要な職員を確保し、万全の態勢を確立する。</p>		<p>都は、避難所における教職員の役割分担等について、基本的な方針を示す。</p>
6 帰宅困難者への対応	<p>都及び区市町村は、企業等にも食糧・生活必需品等の備蓄について協力を依頼する。</p>	<p>規定なし（新規）</p>	<p>規定なし</p>	
7 義援金品の受付、配分（福祉局）	<p>(1) 義援金品募集配分委員会</p> <p>ア 義援金品の募集及び配分を、确实、迅速、適正に行うため、都災害対策本部に義援金品募集配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>イ 委員会は、次の事項を審議決定する</p> <p>① 被災者への義援金品の配分計画の策定</p> <p>② 義援金品の受付・配分に係る広報活動</p> <p>③ その他義援金品の受付・配分等に関して必要なこと</p> <p>ウ 配分計画は、被災状況等を勘案して世帯及び人員を単位として計画する。</p> <p>エ 委員会は、次の機関等で構成する。</p> <p>① 東京都 ②日本赤十字社</p> <p>③ 区市町村 ④その他関係機関</p>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄託された義援金品の被災者への配分について、被災地区の区市町村長は、配分委員会等の組織を定めておく。 ・ 災害が都内数区市町村にわたり発生した場合、都福祉局が受け付けた義援金品の当該区市町村に対する配分は、都福祉局で決定する。 ・ 日赤に寄託された義援金品の区市町村への配分は、都災害対策本部が配分率を定める。 	<p>(1) 規定なし</p>	<p>（義援金の取扱いの詳細については、委員会で協議する。）</p>

事項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年合意の役割分担	都の役割分担
	<p>(2) 義援金品の受付等 ア 義援金は、都、区市町村及び日本赤十字社が受け付ける。受け付けた義援金は、委員会に送金する。 イ 義援品は、被害の状況等を勘案し、必要な物資について募集し、都及び区市町村で受け付ける。</p> <p>(3) 義援金品の保管及び配分 委員会は、配分計画に基づき義援金を被災区市町村に送金し、被災区市町村が被災者に義援金を配付する。 なお、義援金については、速やかに被災区市町村に引き渡す。</p>	<p>(2) ア 規定なし（新規） イ 義援品は、原則として補修又は修繕を要するものを除き受け付ける。</p> <p>(3) 義援金品の保管及び配分 区市町村は、知事又は日赤から送付された義援金品について、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配付する。</p>	<p>(2) 規定なし</p> <p>(3) 規定なし</p>	
<p>8 応急仮設住宅 (住宅局)</p>	<p>(1) 建設用地の選定 ア 区市町村は、あらかじめ次の点を考慮のうえ建設予定地を定めておくものとする。 (ア) 接道及び用地の整備状況 (イ) ライフラインの状況 (ウ) 一時避難場所などの利用の有無 イ 都は、予定された建設地の中から仮設住宅用地を選定する。都が仮設住宅の建設に当たり、各区市町村の当該行政区域内の用地だけでは所要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。 ウ 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年 1 回区市町村から報告を求めるものとする。</p>	<p>(1) 建設用地の選定 区市町村は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地を予定しておくものとし、都は予定された建設地の中から選定する。</p>	<p>(1) 規定なし</p>	<p>都は、国公有地をはじめ災害時のオープンスペースの利用について、全体的な調整を行う。</p>

事項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年合意の役割分担	都の役割
	<p>(2) 工事監督 工事の監督は、都住宅局が行う。 ただし、これにより難しい事情がある場合には、区市町村等に委任する。</p> <p>(3) 入居者の募集・選定 入居者の募集計画は被災状況に応じて東京都が策定し、区市町村に住宅を割当てるとする。 割当に際しては、原則として当該区市町村の行政区域内の住宅を割当てるとするが、所要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。 住宅の割当てを受けた区市町村は当該区市町村の被災者に対し募集を行う。 入居者の選定は、高齢者・障害者等の優先を原則とし、生活条件等を考慮して区市町村が行う。</p> <p>(4) 応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅の管理は、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居者管理等は区市町村が行う。</p>	<p>(2) 工事監督 都住宅局の監督の下に、社団法人東京建設業協会及び社団法人プレハブ協会があっ旋する業者に建設工事を行わせる。</p> <p>(3) 入居者の募集・選定 区市町村において、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、その資料に基づき、都住宅局が区市町村の協力を得て選定する。 場合によっては、当該選定事務を区市町村に委任する。</p> <p>(4) 応急仮設住宅の管理 都住宅局が区市町村の協力を得て都営住宅の管理に準じて行う。また場合によっては、当該区市町村長へ事務を委任する。</p>	<p>(2) 規定なし</p> <p>(3) 規定なし</p> <p>(4) 規定なし</p>	<p>都は、区市町村が円滑な入居者管理等を行えるよう、必要に応じて協力する。</p>

事項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年合意の役割分担	都の役割
9 医療情報の収集伝達 (衛生局)	<p>(1) 被害情報の収集 区市町村は、管内の医療機関及び医療救護班との連絡体制を確立し、災害時には地区医師会等の協力を得て、人的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所）の被害状況等について把握して衛生局に報告する。</p> <p>(2) 都民等への情報提供 区市町村は、地域住民に対し医療情報を提供する窓口を設置する。</p>	<p>(1) 区市町村は、初動医療救護体制に係る情報連絡体制を整備する。</p> <p>(2) 規定なし（新規）</p>	<p>(1) 規定なし</p> <p>(2) 規定なし</p>	<p>都は、病院の被害状況を、区市町村及び都医師会等の協力を得て収集する</p> <p>都は、収集した医療機関の被害情報等を区市町村等に伝達するとともに、報道機関を通じて、都民に広報する。</p>
10 医療救護活動 (衛生局)	<p>(1) 医療救護班派遣状況の報告 区市町村は、地区医師会の協力を得て医療救護班を派遣するとともに、医療救護班の派遣状況について衛生局長に報告する。</p> <p>(2) 歯科医療救護班の編成 歯科医師や歯科衛生士などで歯科医療救護班を編成し、医療救護所に派遣する。</p> <p>(3) 薬剤師の配置 医療救護所や避難所に薬剤師を配置し調剤、服薬指導等を行う。</p>	<p>(1) 区市町村長は、地区医師会の協力を得て、医療救護班を派遣する。 衛生局長への連絡に関する規定なし。</p> <p>(2) 規定なし（新規）</p> <p>(3) 規定なし（新規）</p>	<p>(1) 医療救護所の設置、区医療救護班の派遣運用計画は、区の役割</p> <p>(2) 規定なし</p> <p>(3) 規定なし</p>	

事項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年合意の役割分担	都の役割
11 負傷者等の搬送体制 (衛生局)	(1) 医療スタッフの搬送体制 区市町村は、区市町村が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送体制を確立する。 (2) 医薬品等の搬送体制 区市町村は、区市町村が設置する医療救護所等で使用する医薬品・医療資器材の搬送体制を確立する。	(1) 傷病者の搬送についての規定があるのみで、医療スタッフの搬送に関する規定なし。 (2) 傷病者の搬送についての規定があるのみで、医薬品・医療資器材の搬送に関する規定なし。	(1) 負傷者の搬送に関する役割分担のみ規定あり (2) 負傷者の搬送に関する役割分担のみ規定あり	都は、都が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送体制を確保する。 都は、都が備蓄、供給する医薬品。医療資器材の搬送体制を確立する。
12 保健活動 (衛生局)	(1) 保健婦班の編成 区市町村及び都は、避難所等での不自由な生活や被災のショック等による心身の健康障害や在宅療養者の病状悪化を防ぐため、保健婦班を編成し、避難所での健康相談や巡回健康相談等を行う。 (2) 精神疾患患者対策 区市町村及び都は、保健所を拠点に精神科診療所及び巡回診療チームを設置する。 (3) メンタルケア 区市町村及び都は、保健所を拠点に精神相談室及び巡回相談チームを設置する。 (4) 在宅難病患者対策 平常時から保健所を通じて患者の把握を行う。	(1) 規定なし（新規） (2) 規定なし（新規） (3) 規定なし（新規） (4) 規定なし（新規）	(1) 規定なし (2) 規定なし (3) 規定なし (4) 規定なし	都は、精神科医その他の専門スタッフについて、広域応援等も含め、確保に努める。
13 防疫 (衛生局)	区市町村及び都は、避難所その他の衛生環境確保のためにマニュアルを作成する。	規定なし（新規）	被災地の防疫活動は区が担当、避難場所の防疫活動は、都が担当する。	

事項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年合意の役割分担	都の役割
14 遺体の収容 (衛生局)	区市町村は、都及び関係機関と協議のうえ、遺体収容所の事前指定等遺体を迅速に収容する体制を確立する。 また、災害時には速やかに遺体収容所を開設して運営にあたりるとともに、開設状況を都及び警視庁に報告する。	区市町村は、災害現場付近の適当な場所（寺院・公共建造物・公園等）又は都立公園に死体収容所を開設し死体を収容する。	規定なし	都は、あらかじめ遺体の収容について関係機関との調整を行うとともに、区市町村の要請に基づき遺体収容所の開設・運営に関して必要な支援措置を講ずる。
15 遺体の埋火葬等 (衛生局)	区市町村は、火葬許可証の迅速な発行に努め、遺体を速やかに火葬に付す体制を確立する。 区市町村は、遺体の安置、保管及び搬送体制を確立する。	区市町村は、検視・検案を終えた死体を、都建設局に連絡して死体収容所に輸送する。 また、死体を火葬に付す場合は、指定された火葬場に送付する。 家族等から遺骨の引取希望があったときは、引き渡す。	規定なし	都は、近県市等との遺体火葬に関する協力体制を確立する。 都は、遺体の安置・保管に係る物品の調達について、関係業界や近県市等との協力体制を確立する。
16 ごみ処理方法 (清掃局)	(1) 災害時のごみは、区の協力を得て、分別を徹底させ、収集可能な場所に設けられた臨時収集所に排出するよう指導する。 (2) 処理施設への短期間大量投入が困難である場合には、区の協力を得て、幹線道路に面した公有地等を中継所として活用し、収集の効率化を図る。	(1) ごみ処理は、区の協力を得て、第1次(収集)、第2次(処分場への搬出)第3次対策(がれき処理)にそれぞれ分けて実施する。 (2) 規定なし	(1) 規定なし (2) 規定なし	

事項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年合意の役割分担	都の役割
17 し尿処理方法 (清掃局)	<p>(1) し尿処理の基本的考え方</p> <p>ア 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。 避難所等においては、施設の耐震性を強化して震災時にも水洗トイレが使用できるようにする。断水時には、プール、井戸等により確保した水を使用する。</p> <p>イ アの対策と併行して、仮設トイレを使用したし尿処理を行う。 区市町村は、仮設トイレの備蓄及び設置のマニュアル整備を行う。 仮設トイレ等の機種選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮したものを考慮する。 仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所を予め選定しておくとともにこれを周知する。</p> <p>(2) 収集、処理体制</p> <p>震災が発生した場合、都は仮設トイレの設置状況を区からの連絡により把握し収集体制を整備する。 収集したし尿は、下水処理場に搬入して処理する。</p>	<p>ア 避難所等において、水洗トイレが使用不可の場合は、素掘式又は便槽付の仮設トイレを用意して衛生環境を確保する。(仮設トイレによる対策が主で、水洗トイレは使えるものだけを使うという考え。)</p> <p>イ 区市町村の仮設トイレの備蓄数量のみ掲載</p> <p>(2) 都は排出されたし尿を迅速に処理し、被災地の衛生環境を確保する。 区は区域内の関係機関と調整を図り、し尿処理計画を策定し、これに対処するものとする。 都は排出されたし尿収集にあたり、下水道施設の利用及び海洋投棄等により処理にあたる。</p>	<p>避難場所等における排便施設の確保については都が主となり、区が補完する。 (実態はくが主体となり実施している。)</p> <p>体制の確立とし尿処理は、都の担当</p>	<p>都は、学校の避難所機能強化の一環として、下水管の可撓管化や井戸の設置補助を順次行う。</p>

事項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年合意の役割分担	都の役割
18 がれき処理 (清掃局)	<p>(1) がれき処理対策臨時組織の設置 発災後、都は速やかに「がれき」処理を行う臨時組織である「がれき処理対策本部（仮称）を設置するとともに、区の協力を得て、各区内に「がれき処理対策班（仮称）を設置し、都区共同で地域の「がれき」処理を行う。</p> <p>(2) 倒壊建物の解体及びがれきの撤去 個人住宅や一部の中小事業所に限り各区の対策班において「がれき」撤去に関して、住民からの申請受付、民間業者との契約及び適正処理の指導等の事務を行う。</p> <p>(3) 特例処置が講ぜられた場合 倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととする。 ただし、個人住宅や一部の中小事業所等について、特例措置を国に講じた場合は、倒壊建物の解体処理についても収集運搬と同様の処理を行う。</p>	<p>(1) S造、RC造等非木造建築物の倒壊、解体時に生じる廃棄物については、…関係機関の協力を得て、速やかに処理を行っていく。</p> <p>(2) 規定なし</p> <p>(3) 非木造建築物については、解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者が行うこととし、都はこれらの廃棄物が適正に処理されるよう処分場の確保等を行うものとする。 木造建築物については、規定なし。</p>	<p>(1) 規定なし</p> <p>(3) 規定なし</p>	<p>(解体は所有者の責任) (解体後は、廃棄物として市町村が処理) (国は、市町村が行う処理に要する費用の1/2を補助)</p>
19 応急給水活動 (水道局)	<p>給水拠点での都（多摩地区については都営水道市町水道部所）・区市町の役割分担</p> <p>ア 応急給水槽では、区市町が応急給水に必要な資機材等の設営及び被災者への応急給水を行う。</p>	<p>応急給水に関する都・区の役割分担は、次のとおりとする。</p> <p>ア 応急給水槽を設置した場所では区が応急給水を行う。</p>	<p>体制の確立、給・配水資機材の整備、運搬手段の整備については、都が主体、区が補完する。</p>	

事項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年合意の役割分担	都の役割
	<p>イ 浄水場(所)・給水所では、都は応急給水に必要な資機材等の設営を、区市町は被災者への応急給水を行う。</p> <p>ウ 飲料水を車両輸送する避難場所では、都は、区市町が避難場所に設置する仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、被災者への応急給水は区市町が行う。</p>	<p>イ 浄水場・給水所では、都・区が協力して行う。</p> <p>ウ 飲料水を車両輸送する避難場所では、都が飲料水を輸送して区の設置する仮設水槽に補給し、被災者への給水は区が行う。</p>	<p>浄水場から避難場所(給水拠点)までの輸送は都が対応する。</p> <p>給水拠点から住民に対応する給水は、区が実施する。</p>	
20 避難計画 (総務局)	<p>避難の方法は、原則として現行どおりとするが、地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法についても想定しておくものとする。</p>	<p>避難の勧告・指示が出された場合区市町村は、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会(自治会)単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する。</p>	規定なし	

港区防災地図

凡例

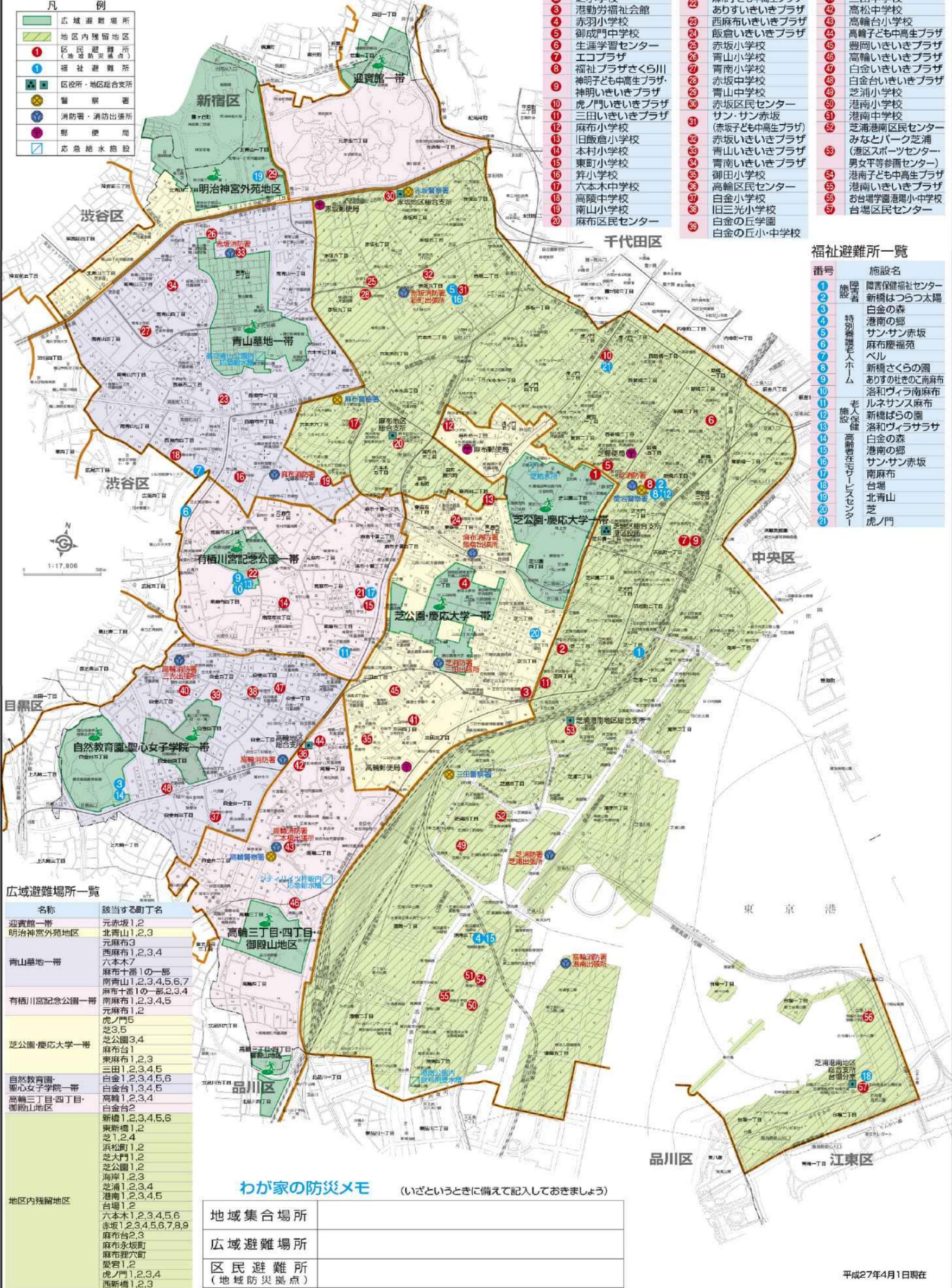
	広域避難場所
	地区内残留地区
	区民避難所 (地域防災拠点)
	福祉避難所
	区役所・地区総合支所
	警察署
	消防署・消防出張所
	郵便局
	緊急給水施設

区民避難所(地域防災拠点)一覧

番号	施設名	番号	施設名	番号	施設名
1	御成門小学校	21	南麻布いきいきプラザ	40	旧神応小学校
2	芝小学校	22	麻布子ども中高生プラザ	41	三田中学校
3	港勤労福祉会館	23	ありすいきいきプラザ	42	高松中学校
4	赤羽小学校	24	西麻布いきいきプラザ	43	高輪小学校
5	御成門中学校	25	飯倉いきいきプラザ	44	高輪子ども中高生プラザ
6	生涯学習センター	26	赤坂小学校	45	豊岡いきいきプラザ
7	エコプラザ	27	青山小学校	46	高輪いきいきプラザ
8	福祉プラザさくら川	28	青南小学校	47	白金いきいきプラザ
9	神明子ども中高生プラザ	29	赤坂中学校	48	白金いきいきプラザ
10	神明いきいきプラザ	30	青山中学校	49	芝浦小学校
11	三田いきいきプラザ	31	赤坂区民センター	50	港南小学校
12	麻布小学校	32	サン・サン赤坂	51	港南中学校
13	旧飯倉小学校	33	(赤坂子ども中高生プラザ)	52	芝浦港南区民センター
14	本村小学校	34	赤坂いきいきプラザ	53	みなとパーク芝浦
15	東町小学校	35	青山いきいきプラザ	54	(港区スポーツセンター)
16	舜小学校	36	青南いきいきプラザ	55	男女平等参画センター
17	六本木中学校	37	御田小学校	56	港南子ども中高生プラザ
18	高陵中学校	38	高輪区民センター	57	港南いきいきプラザ
19	南山小学校	39	白金小学校	58	お台場学園港南小学校
20	麻布区民センター		白金の丘小学校	59	台場区民センター
			白金の丘小中学校		

福祉避難所一覧

番号	施設名
1	障害者 障害保健福祉センター
2	施設 新橋はつらつ太陽
3	特別養護老人ホーム 白金の森
4	特別養護老人ホーム 港南の郷
5	特別養護老人ホーム サン・サン赤坂
6	特別養護老人ホーム 麻布慶福苑
7	特別養護老人ホーム ベル
8	特別養護老人ホーム 新橋さくらの園
9	特別養護老人ホーム ありすの杜のこ麻布
10	特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ南麻布
11	特別養護老人ホーム ルネサンス麻布
12	特別養護老人ホーム 新橋はらの園
13	特別養護老人ホーム 洛和ヴィラサラサ
14	特別養護老人ホーム 白金の森
15	特別養護老人ホーム 港南の郷
16	特別養護老人ホーム サン・サン赤坂
17	特別養護老人ホーム 南麻布
18	特別養護老人ホーム 台場
19	特別養護老人ホーム 北青山
20	特別養護老人ホーム 芝
21	特別養護老人ホーム 虎ノ門



広域避難場所一覧

名称	該当する町丁名
迎賓館一帯	元赤坂1,2
明治神宮外苑地区	北青山1,2,3
青山墓地一帯	元麻布3 西麻布1,2,3,4 六本木7 麻布十番1の一部 南青山1,2,3,4,5,6,7 麻布十番1の一部,2,3,4
有栖川宮記念公園一帯	南麻布1,2,3,4,5 元麻布1,2 虎ノ門5 芝3,5
芝公園・慶応大学一帯	芝公園3,4 麻布台1 東麻布1,2,3 三田1,2,3,4,5 白金1,2,3,4,5,6 白金台1,3,4,5 高輪1,2,3,4 白金台2 新橋1,2,3,4,5,6 東新橋1,2 芝1,2,4 浜松町1,2 芝大門1,2 芝公園1,2 海岸1,2,3 芝浦1,2,3,4 港南1,2,3,4,5 台場1,2 六本木1,2,3,4,5,6 赤坂1,2,3,4,5,6,7,8,9 麻布台2,3 麻布永坂町 麻布狸穴町 愛宕1,2 虎ノ門1,2,3,4 西新橋1,2,3
地区内残留地区	同上

わが家の防災メモ

(いざというときに備えて記入しておきましょう)

地域集合場所	
広域避難場所	
区民避難所 (地域防災拠点)	

震一参一10 防災関係機関との協定内容一覧表

(令和3年4月1日現在)

No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方等	協定等の概要	所管
1	災害時における麺類・米飯等提供に関する協定	昭和55年5月27日	東京都麺類協同組合	麺類・米飯等の供給	防災課
2	災害時における石油類等の優先供給に関する協定	昭和56年4月15日	東京都石油商業組合港新宿渋谷支部	ガソリン、軽油、灯油等の供給	防災課
3	災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	昭和59年9月28日	(社)東京都トラック協会港支部	貨物自動車の優先供給	防災課
4	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年5月15日	港区建設業防災協議会	区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課
5	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年5月15日	港区管工会	大規模井戸等の修繕、区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課
6	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年5月15日	港区造園協会の会	街路樹等の応急復旧、公園及び児童遊園等の応急復旧	防災課
7	災害時における消毒車の提供及び消毒作業の実施に関する協定	平成8年7月18日	(社)東京都ベストコントロール協会	消毒車の提供及び消毒作業の実施	生活衛生課
8	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年7月29日	港区電設防災協力の会	区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課
9	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日 平成26年1月10日	(社)港区医師会	医療救護班による医療救護活動	保健予防課
10	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日 平成26年1月10日	公益社団法人港区芝歯科医師会	歯科医療救護班による医療救護活動	保健予防課
11	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日 平成26年1月10日	公益社団法人港区麻布赤坂歯科医師会	歯科医療救護班による医療救護活動	保健予防課
12	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日 平成26年1月10日	一般社団法人東京都薬剤師会港支部	薬剤師班による医療救護活動	保健予防課
13	災害時における応急対策業務に関する協定	平成10年3月11日	港区産業団体連合会	人員及び資機材等の提供	防災課
14	災害救助犬の出動に関する協定	平成10年4月9日	日本災害救助犬協会	災害救助犬による人命検索活動	防災課
15	災害時における港区、郵便局の協力に関する覚書	平成10年4月9日	芝郵便局、麻布郵便局、赤坂郵便局、高輪郵便局	緊急連絡用車両の提供、避難場所・物資集積場所の提供、被災区民の避難先及び被災状況の情報提供	防災課

16	震災時における消火用水の使用の覚書	平成10年12月14日	永楽実業(株)	消火用水の提供(100t)	防災課
17	災害時における応急協力に関する覚書	平成11年1月12日	ホテルグランドプリンスホテル高輪 東京プリンスホテル高輪東武ホテル第一ホテル東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
18	災害時におけるボランティア活動等に関する協定	平成11年1月21日	社会福祉法人 港区社会福祉協議会	災害時におけるボランティアの受け入れ及び派遣等の体制整備	保健福祉課
19	災害時における応急協力に関する覚書	平成11年7月26日	メルパルク TOKYO	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
20	災害時における応急協力に関する覚書	平成12年7月1日	ホテルJALシティ田町	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
21	災害時特別法律相談事業に関する協定書	平成13年4月25日	港法曹会	災害時特別法律相談に係る弁護士の派遣	総務課
22	災害時における医薬品等の提供についての協定書	平成13年6月15日	(社)東京都薬剤師会 港区支部 港区社会福祉協議会	災害時に提供する医薬品の確保	保健予防課
23	災害時における災害応急・復旧活動及び通訳ボランティアの派遣等に関する協定	平成14年8月2日	港区国際交流協会	災害時における通訳ボランティアの派遣等	地域振興課
24	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定	平成15年12月1日	東京都米穀小売商業組合港支部	応急用精米の優先供給	防災課
25	災害時における食糧・資機材の提供に関する協定書	平成16年5月31日	ワールドシティタワーズ管理組合	備蓄食糧・資機材の提供(備蓄場所:港南4丁目ワールドシティタワーズ)	防災課
26	災害時における資機材の提供に関する協定書	平成16年6月24日	品川タワーフェイス	備蓄資機材の提供(備蓄場所:港南2丁目品川タワーフェイス)	防災課
27	災害時における応急協力に関する覚書	平成17年10月20日	ザ・プリンスパークタワー東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
28	災害時における応急対策業務に関する協定	平成18年8月28日	港土木防災協力会	落下物、倒壊建物等の除去、道路等の応急補修	防災課
29	災害時等における船舶による輸送に関する協定書	平成18年11月1日	(株)ミナモ	被災者及び救援物資等の輸送、被災状況把握の人員輸送、防災訓練の人員及び物資輸送	防災課
30	災害時における愛宕ビル防犯協力会と愛宕警察署及び芝消防署並びに港区との協力に関する協定書	平成18年11月22日	愛宕ビル防犯協力会 愛宕警察署、芝消防署	災害時のボランティア活動に関する連携協力	防災課

31	災害時における食料等提供に関する協定書	平成19年1月19日	DHC中央物流センター	備蓄食料の提供 (備蓄場所：芝浦2丁目DHC中央物流センター)	防災課
32	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月3日	ホテルモンテ赤坂	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
33	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月5日	アルビオン白金教育センター	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
34	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月31日	ホテルサンルート新橋	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
35	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月31日	ホテルコンソレイユ芝・東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
36	災害時における船舶による輸送等に関する協定書	平成20年4月1日	芝漁業協同組合	被災者、救護者等の人員輸送、救援物資等の貨物輸送	防災課
37	災害時における船舶による輸送等に関する協定書	平成20年4月1日	港漁業協同組合	被災者、救護者等の人員輸送、救援物資等の貨物輸送	防災課
38	災害時におけるし尿収集運搬等に関する協定書	平成20年4月1日	(株)東海運輸、(株)ジョート 日建総業(株)、第一整備工業(株)	避難場所等のし尿収集及び指定場所への運搬・搬入	防災課
39	災害時におけるトイレ用水運搬等に関する協定書	平成20年4月1日	(株)東海運輸、日本ロード・メンテナンス(株) (株)アイックス、東京サテション(株) スパル興業(株)、日本ハイエイ・サービス(株)	トイレ用水の給水、汲み上げ及び避難所等へのトイレ用水運搬	防災課
40	災害時における応急協力に関する覚書	平成20年9月19日	ホテルグレイスリー田町	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
41	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書	平成20年11月19日	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部	応急救援物資等の輸送	防災課
42	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年11月28日	シェラトン都ホテル東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
43	災害時における障害物除去等の応急対策業務に関する協定	平成20年12月25日	(社)東京都自動車整備振興会中央支部	車両等障害物除去、道路啓開	防災課
44	災害時における応急協力に関する覚書	平成21年3月4日	(学)芝浦工業大学	災害時要配慮者用の避難所確保	防災課

45	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成21年3月10日	三田会館	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
46	災害時における備蓄倉庫の使用に関する覚書	平成22年5月31日	芝公園フロントタワー	備蓄物資の提供	防災課
47	災害時における浮桟橋の使用及び貨物自動車の供給に関する協定	平成22年7月30日	芝浦商店会 芝浦海岸町会・商店会連絡協議会	渚橋浮桟橋の使用及び貨物自動車の供給	産業振興課
48	災害時における帰宅困難者への一時滞在用スペース等の使用及び備品等の提供に関する協定書	平成22年11月19日	六本木一丁目南地区市街地再開発組合 [協定締結時]	災害時の帰宅困難者への一時滞留スペース及び備品等の提供	防災課
49	災害時における帰宅困難者への一時滞在用スペース等の使用及び備品等の提供に関する協定書	平成22年12月9日	六本木三丁目地区市街地再開発組合 [協定締結時]	災害時の帰宅困難者への一時滞留スペース及び備品等の提供	防災課
50	「民間非常災害用井戸」の指定に関する協定書	平成8年1月12日	アークヒルズ	飲料水、生活用水、消火用水の確保	防災課
		平成8年1月12日	城山ヒルズ		
		平成9年11月12日	虎ノ門37森ビル		
		平成11年12月1日	虎ノ門2丁目タワー		
		平成13年4月11日	赤坂溜池タワー		
		平成13年4月11日	アークフォレストテラス		
		平成14年11月18日	愛宕グリーンヒルズ敷地内		
		平成15年2月14日	元麻布ヒルズ敷地内		
		平成15年5月23日	長谷工本社ビル		
		平成16年4月1日	六本木ヒルズ森タワー		
		平成16年4月1日	六本木ヒルズレジデンス		
		平成17年2月1日	オランダヒルズ 森タワー		
平成17年6月6日	東京汐留ビルディング	防災課			

		平成 18 年 8 月 1 日	赤坂ミッドタウン		
51	災害用水槽に関する協 定書	平成 18 年 4 月 7 日	赤坂ミッドタウン	生活用水・消火用水の提 供	防災課
52	避難住民に対する理容 サービス業務の提供に 関する協定書	平成 24 年 1 月 20 日	東京都理容生活衛 生同業組合みなと 支部	避難所における理容サー ビスの提供	防災課
53	災害時における物資等 の提供協力に関する協 定	平成 24 年 6 月 1 日	(株) 伊藤園	飲料水の提供	防災課
54	災害時における応急協 力に関する覚書	平成 24 年 7 月 1 日	(福) 洛和福祉会 (福) 新生寿会	マンホールトイレの設置 及び運営	防災課
55	災害時における帰宅困 難者等への支援に関す る協定書	平成 24 年 7 月 25 日	虎ノ門・六本木地 区市街地再開発組 合 [協定締結時]	帰宅困難者への一時滞在 施設及び物資の提供 帰宅困難者の誘導等に係 る人員等の提供	防災課
56	災害時における井戸の 使用に関する協定	平成 24 年 7 月 25 日	虎ノ門・六本木地 区市街地再開発組 合 [協定締結時]	生活用水、消火水の確 保	防災課
57	災害時等における一時 係船施設等の提供に関 する協定書	平成 24 年 8 月 28 日	ワールドシティタ ワーズ管理組合	一時係船施設の使用	防災課
58	災害時における動物救 護活動に関する協定書	平成 24 年 9 月 14 日	(社)東京都獣医師会 中央支部	救護所等における負傷動 物の応急手当、被災動物 の保護・管理等	生活衛生課
59	大震災時における飲料 水使用協定書		区内事業所	建物受水槽の水の提供	防災課
60	災害発生時における帰 宅困難者の受入れ等に 関する協力協定		区内事業所	帰宅困難者対策への協力	防災課
61	災害時における港区と 区内警察署及び区内消 防署との協力連携に関 する協定	平成 19 年 2 月 9 日	港区区内所轄 6 警察 署 港区区内所轄 4 消防 署	災害時における協力連携	防災課
62	義士親善友好都市間 における災害応急対策活 動の相互応援に関する 協定書	平成 18 年 4 月 1 日	関係 25 自治体	応急対策活動（人員、物 資、見舞金等）	防災課
63	特別区災害時相互協力 及び相互支援に関する 協定	平成 8 年 2 月 16 日	東京 23 特別区	応急対策及び復旧対策等 に関する相互協力及び相 互支援	防災課
64	マンホールトイレ用仮 設トイレの設置に関す る覚書	平成 18 年 3 月 31 日	東京都下水道局 (中部管理事務 所)	下水道マンホールへの仮 設トイレの設置	防災課
65	災害時における下水道 施設へのし尿搬入及び 受入れに関する覚書	平成 19 年 3 月 30 日	東京都下水道局 (中部管理事務 所)	下水道施設への避難所等 のし尿への搬入及び受入 れ	防災課

66	都営住宅と港区施設との合築建物の耐震診断及び耐震改修に関する基本協定	平成 20 年 11 月 13 日	東京都都市整備局 (都営住宅経営部住宅整備課)	耐震診断及び耐震改修に関する費用負担等	防災課
67	港区と福島県いわき市との災害時相互協力協定	平成 25 年 4 月 23 日	福島県いわき市	災害時における応急対策及び復旧対策についての相互協力	防災課
68	災害時における物資等の提供協力に関する協定	平成 25 年 5 月 1 日	サントリービバレッジサービス(株)	容器入り飲料の提供及び運搬	防災課
69	港区と岐阜県郡上市との災害時相互協力協定	平成 26 年 2 月 6 日	岐阜県郡上市	災害時における応急対策及び復旧対策についての相互協力	防災課
70	災害時における一時係船施設の提供に関する協定	平成 26 年 3 月 11 日	東京都港湾局	災害時における一時係船施設の提供	防災課
71	災害時医薬品等の調達業務に関する協定	平成 26 年 4 月 25 日	(一社) 港区薬剤師会、 東邦薬品港・中央営業所、(株)スズケン中央支店、アルフレッサ(株)港支店、(株)メディセオ港支店	災害時における医薬品等の調達協力	保健予防課
72	災害時における母子救護所の提供に関する協定	平成 26 年 4 月 25 日	(福) 恩賜財団母子愛育会	災害時における母子救護所の提供	保健予防課
73	災害時における応急対策業務に関する協定	平成 27 年 11 月 18 日	東京土建一般労働組合 港支部 全建総連 東京都連 港地区協議会	災害時における応急危険度判定、住家被害認定調査の協力	防災課
74	災害時におけるバス供給協力に関する協定	平成 27 年 12 月 25 日	(株) フジエクスプレス	災害時における傷病者、人員の搬送	保健予防課
75	自動販売機を活用した災害時の情報発信力強化に関する協定	平成 28 年 1 月 1 日	コカ・コーリーストジャパン(株)	災害時における情報発信力強化のためのサイネージ付き自動販売機の提供	区長室
76	大規模災害時等における電力復旧等に関する覚書	平成 28 年 3 月 15 日 (令和 2 年 9 月 10 日 変更覚書締結)	東京電力パワーグリッド(株)銀座支社	災害時における停電情報の提供及び二次災害に関する注意喚起の協力	防災課
77	災害時における応急救護活動に関する協定	平成 28 年 7 月 27 日	東京都柔道整復師会港支部	災害時における柔道整復師会の応急救護活動の協力	保健予防課
78	震災時におけるり災証明書発行に関する協定	平成 29 年 3 月 28 日	東京消防庁区内四消防署	り災証明書発行における人員派遣等	防災課
79	災害時における応急対策業務に関する協定	平成 29 年 12 月 25 日	港美化防災協議会	災害時の応急対策業務の協力	防災課

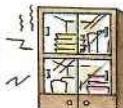
80	災害時における区民等の公衆浴場の使用等に関する協定	平成30年2月7日	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合港支部	井戸、貯水槽による給水、被災者への入浴支援	防災課
81	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成30年3月20日	株式会社ゼンリン東京第一支社	災害時における地図製品等の供給	防災課
82	災害時における住家被害認定調査等に関する協定	平成30年5月11日	公益社団法人東京都不動産鑑定士協会	り災証明書発行に係る住家被害認定調査等の協力	防災課
83	災害時における物資の優先的供給に関する協定	平成31年2月21日	セツカートン株式会社	災害時における段ボール製品の優先的な供給	防災課
84	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書	平成31年3月15日	一般社団法人品川港助産師会	災害時における妊産婦及び乳児の支援活動	保健予防課
85	災害時等における船舶による輸送に関する協定書	平成31年3月22日	東京ウォータータクシー株式会社	船舶による輸送等の業務	防災課
86	災害時における物資の優先的供給に関する協定	令和元年9月1日	旭紙業株式会社	災害時における段ボール製品の優先的な供給	防災課
87	災害時の緊急医療救護所に関する協定	令和元年11月1日	社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院 東京慈恵会医科大学附属病院 北里大学北里研究所病院 国家公務員共済組合連合会 虎の門病院 国際医療福祉大学三田病院 独立行政法人地域医療機能推進機構 東京高輪病院 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター愛育病院 医療法人社団友仁会 赤坂見附前田病院	緊急医療救護所の開設及び運営への協力と災害用の医薬品・医療資器材の保管等への協力	保健予防課

			医療法人財団順和会 山王病院 公益財団法人 心臓血管研究所付 属病院 東京大学医科学研 究所附属病院 医療法人財団厚生 会 古川橋病院		
88	災害時における電動車 両等の支援に関する協 定	令和2年1月21日	三菱自動車工業株 式会社、港三菱自動 車販売株式会社	電動車両等の貸与の迅速 かつ円滑な実施	防災課
89	災害に係る情報発信等 に関する協定	令和2年6月11日	ヤフー株式会社	災害時におけるインター ネットを活用した情報発 信への協力	防災課
90	津波発生時における避 難者の受入れ等に関す る協力協定	令和2年8月31日	東京ポートシティ 竹芝オフィスタワ ー管理組合管理者 東急不動産株式会 社	津波発生時における避難 者の受入れ等の協力に関 し、所有する施設の一部 を津波発生時の緊急避難 施設として区民、来街者 等の区内に滞在している 者へ提供する	防災課
91	災害時における給電車 両支援に関する協定書	令和2年9月1日	トヨタモビリティ サービス株式会社	災害時における給電車両 の支援	防災課
92	災害時における物資の 優先的供給に関する協 定	令和2年9月10日	興亜紙業株式会社	避難所の生活に必要な物 資の優先的な供給	防災課
93	災害時における貨物自 動車輸送の協力に関す る協定書	令和2年10月8日	丸新運輸株式会社	応急対策業務に必要な貨 物自動車による物資輸送 の協力	防災課
94	災害時における給電車 両支援に関する協定書	令和2年11月16日	トヨタモビリティ 東京株式会社	災害時における給電車両 の貸与	防災課
95	災害時における地域内 輸送拠点の運営及び物 資輸送の協力に関する 協定書	令和2年12月21日	ヤマト運輸株式会 社東京港主管支店	災害時における地域内輸 送拠点の運営及び物資輸 送の協力	防災課
96	災害時における地域内 輸送拠点等の運営及び 物資輸送の協力に関す る協定書	令和2年12月21日	佐川急便株式会社 関東支店	災害時における地域内輸 送拠点の運営及び物資輸 送の協力	防災課
97	災害時等における棺及 び葬祭用品の供給並び に遺体の搬送等の協力 に関する協定	令和3年1月8日	東京都葬祭業協同 組合、東京都葬祭業 協同組合港支部	災害時における棺及び葬 祭用品の供給並びに遺体 の搬送等の協力	防災課
98	災害時における施設等 の利用に関する協定	令和3年1月18日	東京都立六本木高 等学校	災害時における施設等の 利用	防災課

99	災害時における物資等の提供協力に関する協定	令和3年3月22日	大塚製薬株式会社	災害時における物資等の提供協力	防災課
----	-----------------------	-----------	----------	-----------------	-----

震-参-11 震度階解説

地震の揺れと被害想定 (気象庁震度階級関連解説表より作成)

<p>震度 0</p>	<p>人は揺れを感じない。</p> 	<p>震度 5弱</p>	<p>家具の移動や、食器や本が落ちたり、窓ガラスが割れることもある。</p> 
<p>震度 1</p>	<p>屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。</p> 	<p>震度 5強</p>	<p>タンスなど重い家具や、外では自動販売機が倒れることがある。自動車の運転は困難。</p> 
<p>震度 2</p>	<p>屋内にいる人の多くが揺れを感じる。つり下がっている電灯などがわずかに揺れる。</p> 	<p>震度 6弱</p>	<p>立っていることが難しい。壁のタイルや窓ガラスが壊れ、ドアが開かなくなる。</p> 
<p>震度 3</p>	<p>屋内にいるほとんどの人が揺れを感じ、棚の食器が音をたてることもある。</p> 	<p>震度 6強</p>	<p>立ってられず、はわないと動くことができない。重い家具のほとんどが倒れ、戸がはずれて飛ぶ。</p> 
<p>震度 4</p>	<p>眠っている人のほとんどが目覚ます。部屋の不安定な置物が倒れる。歩行中の人揺れを感じる。</p> 	<p>震度 7</p>	<p>自分の意志で行動できない。大きな地割れや地すべり、山崩れが発生する。</p> 

津波シミュレーションについて

■津波シミュレーションの目的

東日本大震災では、従前の想定を超える規模の津波が襲来し、東京湾においても既存の予測結果を上回る津波が観測されました。港区は、区の東部が概ね東京湾に面しており、区民の安全・安心を確保する観点から以下の2点を目的として、区として独自の津波シミュレーションを実施しました。シミュレーションは、学識経験者3名からなる検討機関により実施しました。

- ①区民・事業者には津波の浸水範囲をあらかじめ示すことにより津波襲来時の迅速かつ円滑な避難行動の目安とすること。
- ②「港区防災街づくり整備指針」の津波対策の検討に活用すること。

■津波シミュレーションの視点

以下の2つの視点から、津波シミュレーションを実施しました。

- ①最悪の事態を想定するため、港区にとって津波高さが最大となる津波を選定するとともに、防潮施設（防潮堤、水門、古川の護岸）の機能不全や液状化による地盤沈下も考慮して予測を実施しました。
- ②古川への津波の遡上を考慮することや、詳細な浸水状況を把握するため、最も精度が高い標高データを活用し、5mメッシュの精度で予測計算を実施しました。

■津波シミュレーションの検討機関について

1. 調査機関

八千代エンジニアリング株式会社

2. 調査年度

平成23年度～平成24年度

3. 検討機関

港区防災街づくり検討委員会津波部会（学識経験者3名）

松山 優治 東京海洋大学 特任教授（部会長）

柴山 知也 早稲田大学理工学術院 創造理工学部 社会環境工学科 教授（副部会長）

岡安 章夫 東京海洋大学 海洋科学部 海洋環境学科 教授

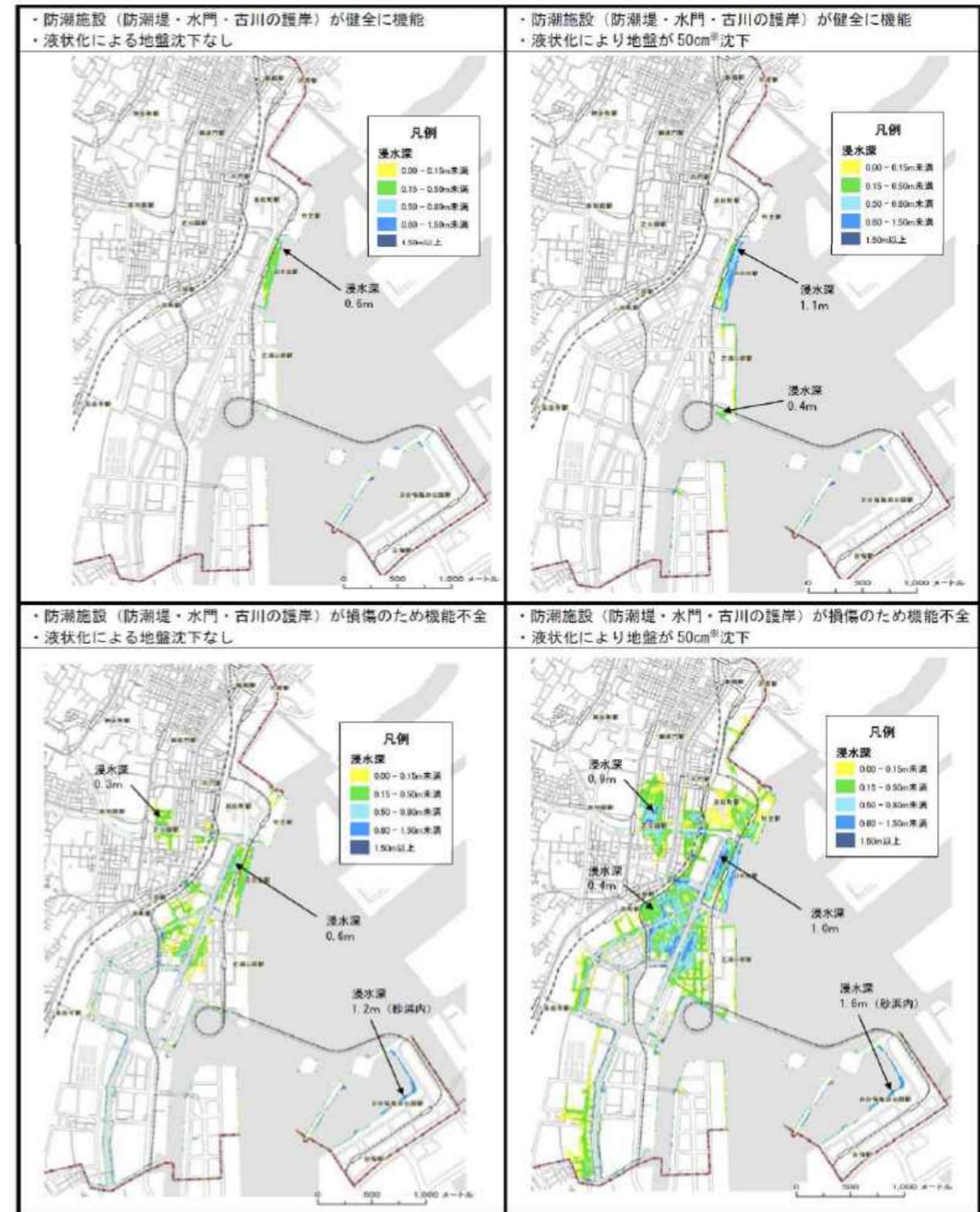
■津波シミュレーションの想定条件について

- ①想定地震：元禄型関東地震 元禄型 行谷ほかモデル（M8.2）
- ②初期潮位：朔望平均満潮位（各月で最も海面が高かったときの潮位の平均値）
- ③地盤変動：地震による地盤変動を考慮

■津波シミュレーションの結果について

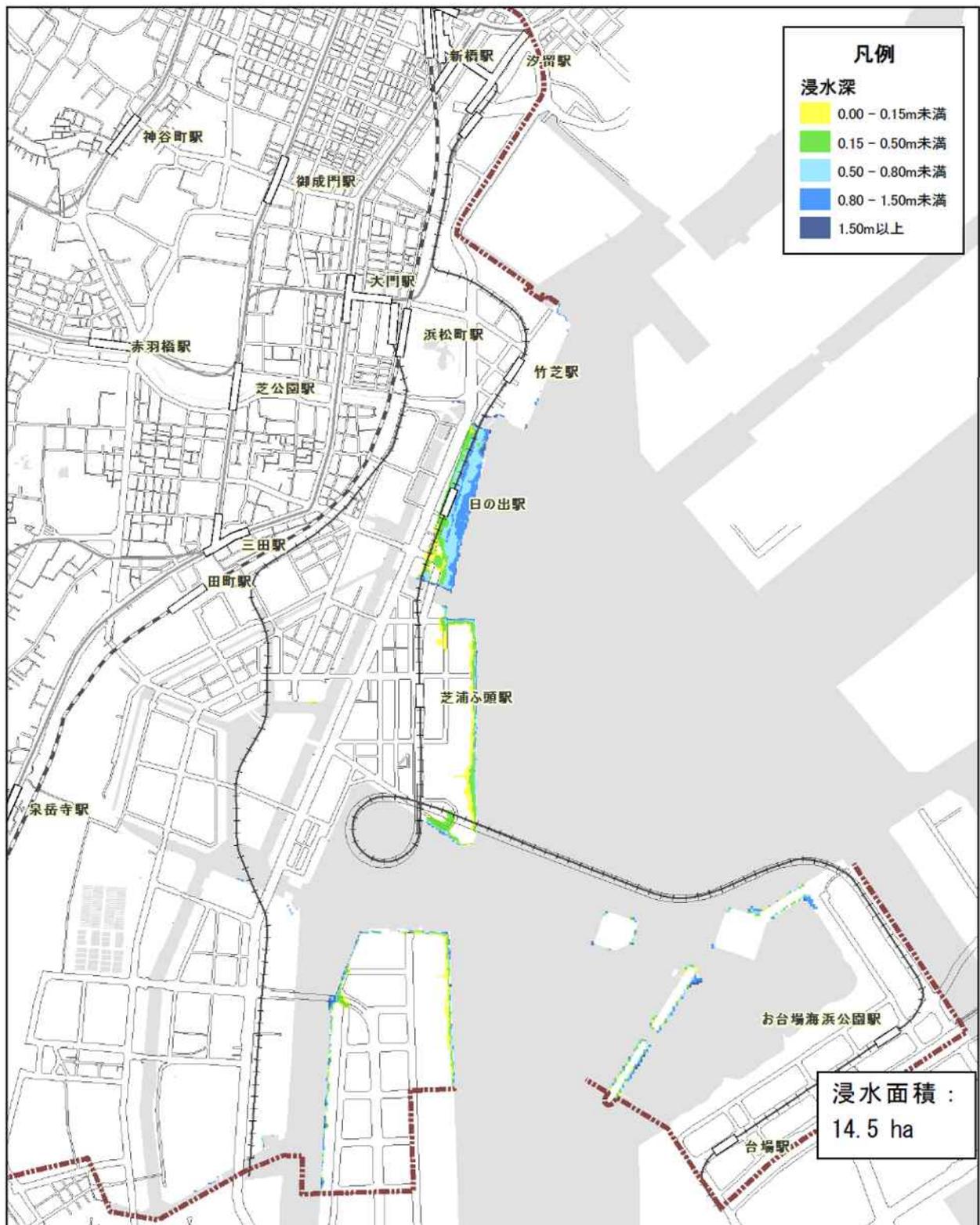
元禄型関東地震（M8.2）が発生した場合に、被害が甚大となるケース（防潮施設が損傷し機能しない、液状化により地盤沈下が50cm）では、区内の浸水面積が143.5haとなり、一部の地域では最大1.5m程度の浸水深が予測されました。

津波浸水予測区域図（元禄型関東地震（M8.2）が発生した場合を想定）



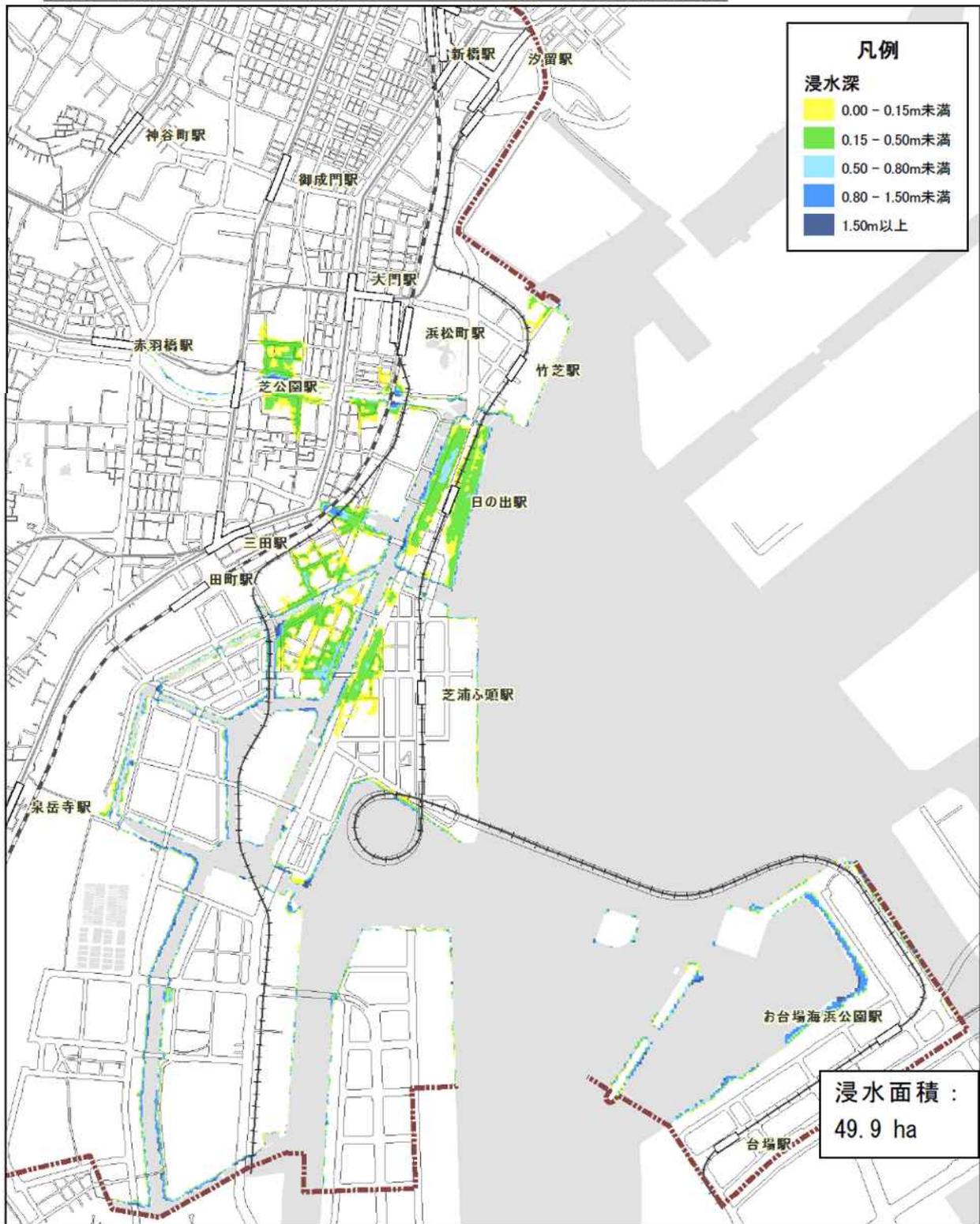
II 防潮施設機能あり 液状化あり

元禄型関東地震 (M8.2, 行谷ほかモデル) が発生した場合を想定



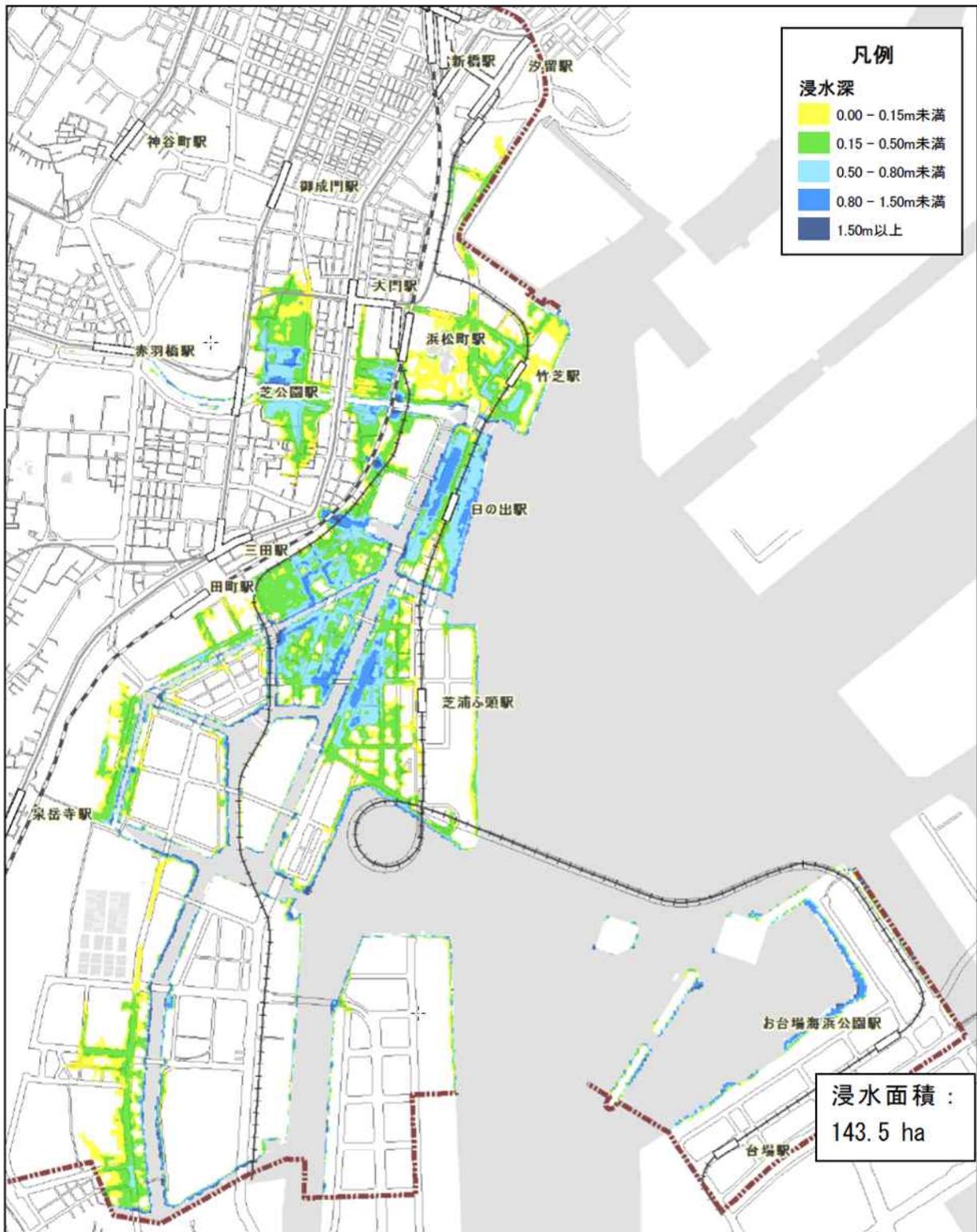
Ⅲ 防潮施設機能不全 液状化なし

元禄型関東地震 (M8.2, 行谷ほかモデル) が発生した場合を想定



IV 防潮施設機能不全 液状化あり

元禄型関東地震 (M8.2, 行谷ほかモデル) が発生した場合を想定



液状化シミュレーションについて

■液状化シミュレーションの目的

東日本大震災により首都圏においても液状化の被害が発生したことを受け、港区は東部の海に面した地域が、概ね埋立により形成されているため、区民の財産を守る必要があることから、以下の2点を目的として、区として独自の液状化シミュレーションを実施しました。シミュレーションは、学識経験者3名からなる検討機関により実施しました。

- ①最新のボーリングデータを反映した精度の高い液状化予測を実施し、区民・事業者に対し液状化の可能性を周知すること。
- ②「港区防災街づくり整備指針」の液状化対策の検討に活用すること。

■液状化シミュレーションの視点

以下の2点の視点から、液状化シミュレーションを実施しました。

- ①最悪の事態を想定するため、港区にとって震度が最大となり液状化の危険度が最も高いと考えられる地震を対象としました。
- ②液状化予測の精度を高めるため、区内にある多数のボーリングデータを活用し、1本1本のボーリングデータについて精度の高い解析を実施しました。

■液状化シミュレーションの検討機関について

1. 調査機関

八千代エンジニアリング株式会社

2. 調査年度

平成23年度～平成24年度

3. 検討機関

港区防災街づくり検討委員会液状化部会（学識経験者3名）
 並河 努 芝浦工業大学 工学部土木工学科 准教授（部会長）
 清田 隆 東京大学 生産技術研究所基礎系部門 准教授（副部会長）
 平川 大貴 防衛大学校 システム工学群建設環境工学科 講師

■液状化シミュレーションの想定条件について

- ①対象地震：東京湾北部地震（M7.3）
- ②使用データ：区内約8,600本のボーリングデータおよび「土地条件図」
- ③予測手法：「道路橋示方書」による液状化判定結果と地形分類による液状化判定結果から予測

■液状化シミュレーションの結果について

東京湾北部地震（M7.3）が発生した場合に、区内で液状化の可能性が高い地域は、おおむねJR線以東の海に面した地域や新橋駅周辺に分布するほか、内陸部の一部にも点在することが予測されました。

液状化危険度マップ （東京湾北部地震（M7.3）が発生した場合を想定）

